

# 亀山市障がい者福祉計画

平成24年3月

亀 山 市



はじめに

本市では、平成19年3月に、平成28年度を目標年度とする「亀山市障がい者福祉計画」を策定し、障がい者施策の計画的な推進に努めてまいりました。

この間、国においては、制度改革に向けて平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」を設置、また、昨年8月には改正障害者基本法が施行されるなど、障がい者施策を取り巻く環境は新たな展開を迎えようとしています。

こうした中で、本市では、平成22年度に「子ども支援室」及び「子ども家庭室」を「子ども総合センター」に位置づけ、保健、福祉、医療、教育が連携し、0歳から18歳に達する子どもを継続的に一貫して支援ができる体制を整え、きめ細かな支援に取り組んでまいりました。また、亀山駅構内のエレベーターの設置や西野公園体育館内の障がい者用トイレの増設など、障がい者が利用しやすい環境の整備にも努めてまいりました。

平成23年度は、計画の中間年度として、障がい者制度改革や社会情勢などの環境変化も踏まえつつ、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、共生する地域社会の実現に向けて計画の見直しを行いました。

本計画は、「いきいきと共に生き、共に喜びを分かち合う やさしさあふれる亀山」を基本理念とし、誰もが住みよいと感じ安心して暮らすことができるようなまちづくりをめざして、計画の推進を図ってまいります。

市民の皆様には、本計画の趣旨と重要性をご理解いただき、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、熱心なご審議をいただきました亀山市地域自立支援協議会委員の皆様をはじめ、アンケート・ヒアリング調査などにより貴重なご意見をいただきました市民の皆様に対しまして、心からお礼申し上げます。

2012（平成24）年3月

亀山市長





## 【目 次】

### 第1章 計画の概要

---

1	計画策定の趣旨・背景	1
2	計画の性格	4
3	計画の期間	5
4	計画の対象者	5
5	計画の策定にあたって	6
6	ライフステージに応じた切れ目のない支援について	6

### 第2章 障がいのある人等の状況

---

1	人口構造	9
2	障がいのある人の状況	10
2-1	身体障がいのある人の状況	11
2-2	知的障がいのある人の状況	13
2-3	精神障がいのある人の状況	14
2-4	重複障がいのある人の状況	15
2-5	発達障がいのある人の状況	15
2-6	特定疾患のある人の状況	16
2-7	将来推計	17

### 第3章 計画の基本的な考え方

---

1	計画の基本理念	18
2	計画の基本目標	18
3	計画の体系	19

### 第4章 実施目標と施策の方向

---

1	心のバリアを取り除く理解と交流の促進	20
2	健やかな暮らしのための保健・医療の充実	32
3	障がいのある子ども・人の育ちと学びの支援	38
4	障がいのある人が能力を発揮できる就労への支援	48
5	障がいのある人の自立した生活を支えるサービスの提供	53
6	地域で安全に安心して暮らせるまちづくり	70

### 第5章 計画の推進体制

---

77

## 資料編

---

1	策定経過	79
2	亀山市地域自立支援協議会（障がい者計画・障がい福祉計画策定）委員名簿	80
3	亀山市地域自立支援協議会設置要綱	81
4	障がいのある人を取りまく現状	83
5	アンケート調査について	107
6	用語解説	122

---

# 第1章 計画の概要

---

## 1 計画策定の趣旨・背景

国の障害者制度改革については、平成 21 年 12 月に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、制度改革について検討が行われています。

平成 22 年 6 月には、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定されました。これにより、障害者自立支援法に代わる「障害者総合福祉法（仮称）」を制定していく方向性が示され、平成 25 年 8 月までの施行をめざすこととされています。

また、平成 23 年 8 月には障がい者支援の基本原則等を定めた「障害者基本法の一部を改正する法律（以下「改正法」）が施行されました。改正法では、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生する社会を実現することが目的として掲げられました。障がい者の定義については、心身の機能の障がいに加え、社会的障壁（事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとされました。その他にも地域社会における共生等や差別の禁止が盛り込まれています。

これらの法整備等により、平成 18 年 12 月に国連総会において採択された、障がい者の権利の保護等に関する「障害者の権利に関する条約（仮称）」の締結に向けた障がい者に係る制度の集中的な改革が進められています。さらに、障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援については、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（整備法）」が平成 22 年 12 月に公布されています。

本市では、障害者基本法に基づく「亀山市障がい者福祉計画」を平成 19 年 3 月に策定し、平成 28 年度を目標年度とする 11 年間を計画期間として計画を推進してきました。

この間、障がいのある人は増え続けており、今後もこの傾向は続く予測されます。障がいのある人が地域で安心して生活し続けるためには、障がいに関する正しい理解の促進と、障がい福祉サービスの提供をはじめとするきりのない支援体制の充実を図る等により、障がいのある人もない人も共に活動できる社会の実現に取り組んでいく必要があります。

平成 23 年度は計画の中間年度として、計画の推進状況の評価、障がいのある人の現状とニーズの把握に努め、さらには上記の国の動きや社会情勢の変化を踏まえ、「亀山市障がい者福祉計画」の見直しを行うものです。

## 障害者基本法の一部を改正する法律の概要

### 総則

#### 1) 目的規定の見直し（第1条関係）

- ・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

#### 2) 障害者の定義の見直し（第2条関係）

- ・身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

#### 3) 地域社会における共生等（第3条関係）

- ・全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ・全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ・全て障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

#### 4) 差別の禁止（第4条関係）

- ・障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ・社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- ・差別等の防止に関する啓発及び知識の普及。

#### 5) 施策の基本方針（第10条関係）

- ・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
- ・障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。

### 基本的施策（主な変更項目）

#### 1) 医療、介護等（第14条関係）

#### 2) 教育（第16条関係）

#### 3) 療育（第17条関係） 【新設】

#### 4) 職業相談等（第18条関係）

#### 5) 雇用の促進等（第19条関係）

#### 6) 住宅の確保（第20条関係）

#### 7) 公的施設のバリアフリー化（第21条関係）

#### 8) 情報の利用におけるバリアフリー化等（第22条関係）

#### 9) 相談等（第23条関係）

#### 10) 文化的諸条件の整備等（第25条関係）

#### 11) 防災・防犯（第26条関係） 【新設】

#### 12) 消費者としての障害者の保護（第27条関係） 【新設】

#### 13) 選挙等における配慮（第28条関係） 【新設】

#### 14) 司法手続における配慮等（第29条関係） 【新設】

#### 15) 国際協力（第30条関係） 【新設】

### 障害者政策委員会等

#### 国) 障害者政策委員会（第32～35条関係）

- ・中央障害者施策推進協議会を改組し、障害者政策委員会を内閣府に設置
- ・障害者基本計画の策定に関する意見具申。実施状況を監視し、必要に応じて関係各大臣に勧告を追加

#### 地方) 審議会その他の合議制の機関（第36条関係）

- ・地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加

厚生労働省資料より作成

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の概要

① 趣旨	公布日施行
●障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記	
② 利用者負担の見直し	平成 24 年 4 月 1 日までの政令で定める日 (平成 24 年 4 月 1 日(予定)) から施行
●利用者負担について、応能負担を原則に ●障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減	
③ 障害者の範囲の見直し	公布日施行
●発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化	
④ 相談支援の充実	原則として平成 24 年 4 月 1 日施行(予定)
●相談支援体制の強化 <span style="font-size: 2em;">{</span> 市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化 <span style="font-size: 2em;">}</span> ●支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案)、サービス等利用作成の対象者の大幅な拡大	
⑤ 障害児支援の強化	平成 24 年 4 月 1 日施行
●児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実 (障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行) ●放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設 ●在園期間の延長措置の見直し <span style="font-size: 2em;">{</span> 18 歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。 <span style="font-size: 2em;">}</span>	
⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実	平成 24 年 4 月 1 日までの政令で定める日 (平成 23 年 10 月 1 日から施行)
●グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設 ●重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護、個別給付化) (その他) ※ (1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除 (2) 成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ (3) 児童デイサービスに係る利用年齢の特例 (4) 事業者の業務管理体制の整備 (5) 精神科救急医療体制の整備等 (6) 難病の者等に対する支援・障がい者等に対する移動支援についての検討	
(1)、(3)、(6) : 公布日施行 (2)、(4)、(5) : 平成 24 年 4 月 1 日までの政令で定める日(平成 24 年 4 月 1 日) から施行	

厚生労働省資料より作成

## 2 計画の性格

この計画は、障害者基本法第 11 条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、国及び県の計画に基づいて策定するものです。障がいのある人を取りまく状況や社会情勢を踏まえ、障がいのある人の自立と社会参加への支援を総合的かつ計画的に推進していくための基本目標を示す計画です。

また、この計画は、「第1次亀山市総合計画（後期基本計画）」や「亀山市地域福祉計画」及び障害者自立支援法第 88 条に基づく「亀山市障がい福祉計画」（障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画）と整合を図りながら策定するものです。

	亀山市障がい者福祉計画	第3期亀山市障がい福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第 11 条第3項 (平成 23 年8月5日一部改正)	障害者自立支援法 第88条 (平成22年12月10日一部改正)
位置づけ	障がい者のための施策に関する 基本的な事項を定める計画	障がい福祉サービス等の確保に関する計画
計画の内容	<p>【基本理念】 いきいきと共に生き、共に喜びを分かち合う やさしさあふれる亀山</p> <p>【基本目標】 一人ひとりの個性が輝くまちづくり 地域で安心して暮らせるまちづくり 自立した生活のできるまちづくり</p>	
	<p>【実施目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>心のバリアを取り除く理解と交流の促進</li> <li>健やかな暮らしのための保健・医療の充実</li> <li>障がいのある子ども・人の育ちと学びの支援</li> <li>障がいのある人が能力を發揮できる就労への支援</li> <li>障がいのある人の自立した生活を支えるサービスの提供</li> <li>地域で安全に安心して暮らせるまちづくり</li> </ol>	<p>【基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>相談の支援体制の充実</li> <li>地域移行</li> <li>一般就労</li> </ol>
	*基本目標別に体系化し、“施策の項目”を記載	*サービス別に <b>平成26年度</b> までの見込み量とその確保のための方策を記載

### 障がい者福祉計画と障がい福祉計画

障がい者福祉計画は、障害者基本法に基づく障がい者全般にわたる総合計画です。障がい福祉計画は、障がい者計画の中の障がい福祉サービスに関する実施計画的な位置づけとなっています。

### 3 計画の期間

本市の障がい者福祉計画は、平成 18 年度から平成 28 年度までの 11 か年を期間とし、平成 23 年度に見直しを行うこととしてきました。

また、障害者自立支援法に基づく障がい福祉計画は、平成 18 年度からの 3 年間で第 1 期、平成 21 年度からの 3 年間で第 2 期、平成 24 年度からの 3 年間で第 3 期とするものとされております。

新計画の障がい者福祉計画は平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間で計画期間として策定しています。なお、この間の法制度の改正等、必要に応じて、計画期間中の見直しを行います。

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
障がい者 福祉計画	←————— (見直し) —————→										
障がい 福祉計画 (第 1 期)	←————→										
障がい 福祉計画 (第 2 期)				←————→							
障がい 福祉計画 (第 3 期)							←————→				

### 4 計画の対象者

本計画の対象となる「障がいのある人」とは、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者に加え、発達障がいといわれる高機能自閉症、AD／HD（注意欠陥／多動性障がい）、LD（学習障がい）等の障がいのある人、または高次脳機能障がい者等、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人が含まれます。

誰もが住みよいまちづくりのためには、障がいに対する理解と協力が必要であり、障がいのない人、団体や企業も含めた全ての住民が本計画の対象となります。

---

## 5 計画の策定にあたって

本計画の策定にあたり、障がいのある人、障がい者団体代表、関係機関等で構成する「亀山市地域自立支援協議会」、「亀山市地域自立支援協議会ワーキンググループ会議」において、協議・検討を行いました。

また、幅広く市民の具体的な意見や要望等を計画に反映させるために、障がい福祉サービス等に関するアンケート調査、障がい者団体のヒアリング及びパブリックコメントを実施しました。

広域的な対応が必要な施策については、近隣市との連絡調整を行い、今後連携を図り進めていくこととしました。

## 6 ライフステージに応じた切れ目のない支援について

本市では、平成 17 年度に亀山市総合保健福祉センターに「子ども総合支援室」を設置し、平成 22 年度には更なる充実をめざして「子ども支援室」「子ども家庭室」を「子ども総合センター」に位置づけたことにより、保健、福祉、医療、教育が連携し、0歳から 18 歳に達する子どもを継続的に一貫して支援ができる体制が改めて整いました。

また、平成 19 年度において障害者総合相談支援センター「あい」を設置し、専門員を配置して乳幼児期から高齢期に至る一貫した相談体制の整備を行い、ライフステージにおける相談体制の充実を図っています。

乳幼児については、健康診査の実施により発育発達等の異常を早期に発見し適切な援助を、発達の遅れや障がいのある子どもには療育相談を行い、個人個人の状況に応じて、保健、福祉、医療、教育の分野において、健やかな発達が図れるような取り組みを行います。また、障がいの疑いのある子どもとその家族について相談活動を充実し、子育てや療育の不安や福祉サービスの利用等日常生活における課題の解消を図っていきます。

さらに、保育園にあっては加配保育士の充実を、また、幼稚園や小学校、中学校にあっては介助員の配置や特別支援教育体制を実施してきており、今後も継続した支援の充実を図り、障がいのある子どももいない子どもも共に育つようそれぞれの環境を整えていきます。

教育終了後には、日常生活における自立を支援するため、福祉サービスの提供や就労に関する情報提供、相談、支援等をニーズに応じて実施します。

さらに、家族をはじめとする介助者が高齢化でいなくなった場合に対応するために、障がいのある人が安心して生活できるような場の確保、日常生活の支援を行います。

また、障がいのある人の権利を守るため、成年後見制度等の制度の利用を進め、活用を図ります。

---

就職を希望する人には、就職に関する情報提供や就労の場の確保ができるように、平成 20 年度に障害者総合相談支援センター「あい」に併設された障害者就業・生活支援センター「あい」に、専門員を配置して支援体制を充実しました。障がいのある人を受け入れる事業所に対しては、受け入れに関する呼びかけや相談、受け入れ態勢をハローワーク鈴鹿（障がい者担当）と連携し、支援を実施していきます。

【ライフステージに応じた切れ目のない支援】

	乳幼児期		学齢期		青少年期			青年期	壮年期		高齢期	
年齢	0	3	6	12	15	18	20		40		65	75
<b>課題・悩み</b>												
子育て・教育	子育て		教育		進路							
日常生活支援					日常生活							
就労					就労							
経済的な課題					経済的課題							
権利擁護			権利擁護									
<b>支援する機関</b>												
高齢障がい支援室	一次相談・福祉サービス支援											
総合相談支援センター	専門的相談											
健康推進室	母子保健								健康づくり 介護予防			
地域包括支援センター											一次相談・地域包括ケア	
子ども総合センター	発達相談・コーディネート											
教育委員会			特別支援教育									
青少年総合支援センター					専門相談							
保育園・幼稚園	保育											
<b>その他の公的な相談機関等</b>												
保健所	訪問								こころの健康相談			
児童相談所	相談											
学校・特別支援学校			教育									
ハローワーク・障害者職業センター							就業支援					
<b>その他の機関・団体等</b>												
医療機関	医療											
在宅介護支援センター									一次相談			
社会福祉協議会	地域福祉活動支援・障がい福祉サービスの提供											
地域、市民活動、ボランティア、NPO、団体等	活動による障がい者支援											
サービス事業所	障がい福祉サービスの提供											

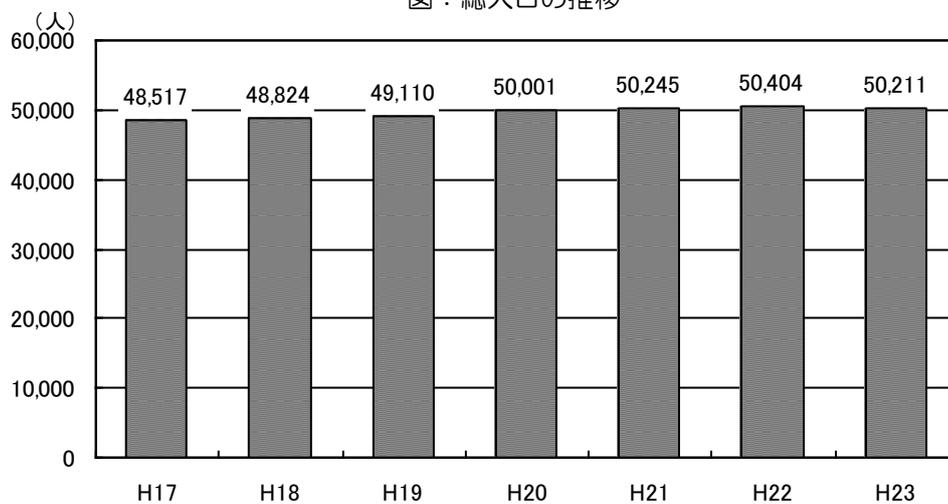
## 第2章 障がいのある人等の状況

### 1 人口構造

本市の人口は、緩やかに増加し続けており、平成23年4月1日現在、50,211人となっています。

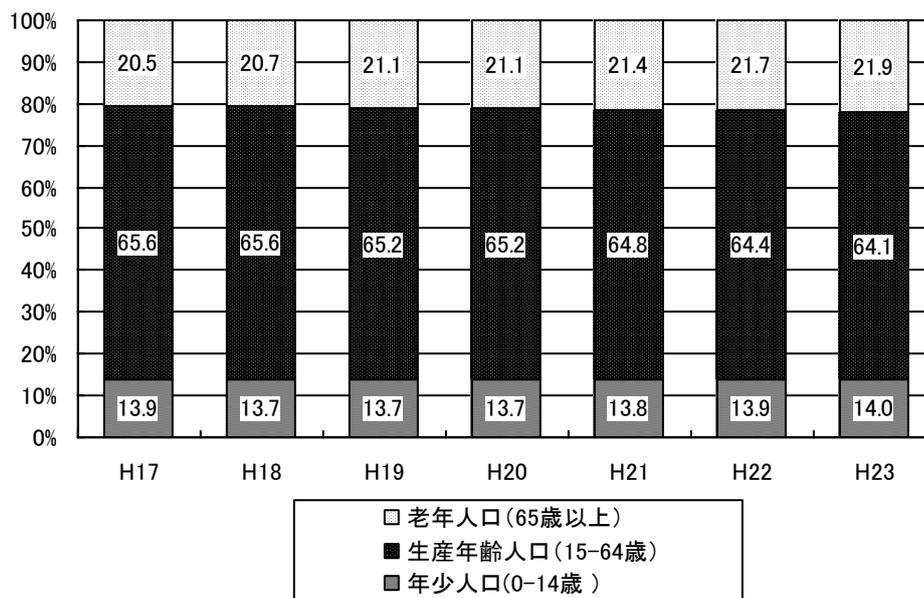
年齢3区分別の人口比率をみると、65歳以上の高齢者の比率は平成23年で21.9%です。また、0歳～14歳の年少人口についてもわずかに増加傾向にあります。一方で、15歳～64歳の生産年齢人口は減少しています。

図：総人口の推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録（各年4月1日現在）

図：年齢3区分別人口比率の推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録（各年4月1日現在）

## 2 障がいのある人の状況

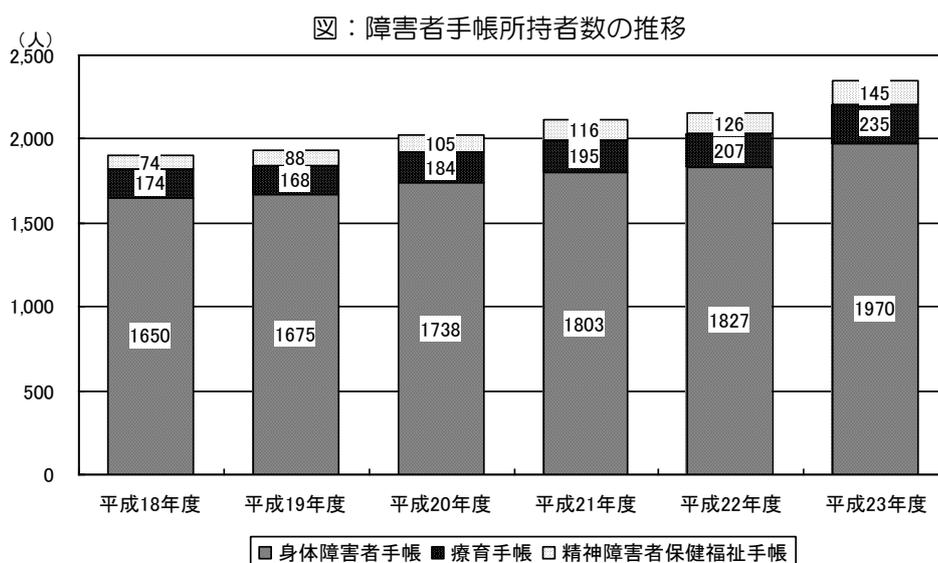
障害者手帳所持者数は、平成18年度には身体障害者手帳1,650人、療育手帳174人、精神障害者保健福祉手帳74人で、手帳所持者数の合計が1,898人（総人口に対する割合3.83%）でしたが、各手帳所持者が増加し続け、平成23年度には、身体障害者手帳所持者は320人増の1,970人、療育手帳所持者は61人増の235人、精神障害者保健福祉手帳所持者は71人増の145人、合計2,350人（総人口に対する割合4.62%）と増加しています。

各手帳所持者を年齢別にみると、身体障害者手帳所持者は65歳以上が1,390人と、70%を占めています。年齢が上がるに従って手帳所持者数が増えています。

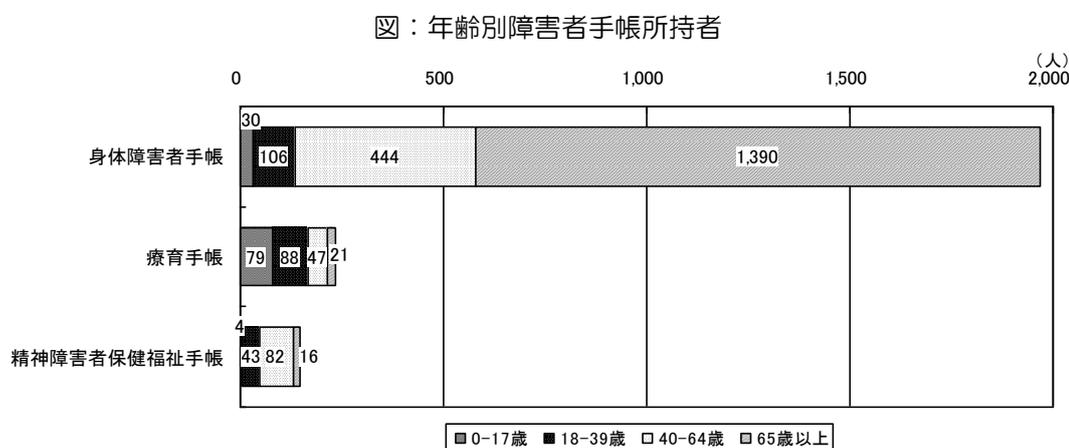
療育手帳所持者は、0歳～17歳、18歳～39歳がそれぞれ79人、88人と3～4割を占めており、若年層が多いことがわかります。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、40歳～64歳が82人と半数を占めています。

障害者手帳の種類によって所持者の年齢層が分かれています。



資料：高齢障がい支援室（各年度4月1日現在）



資料：高齢障がい支援室（平成23年4月1日現在）

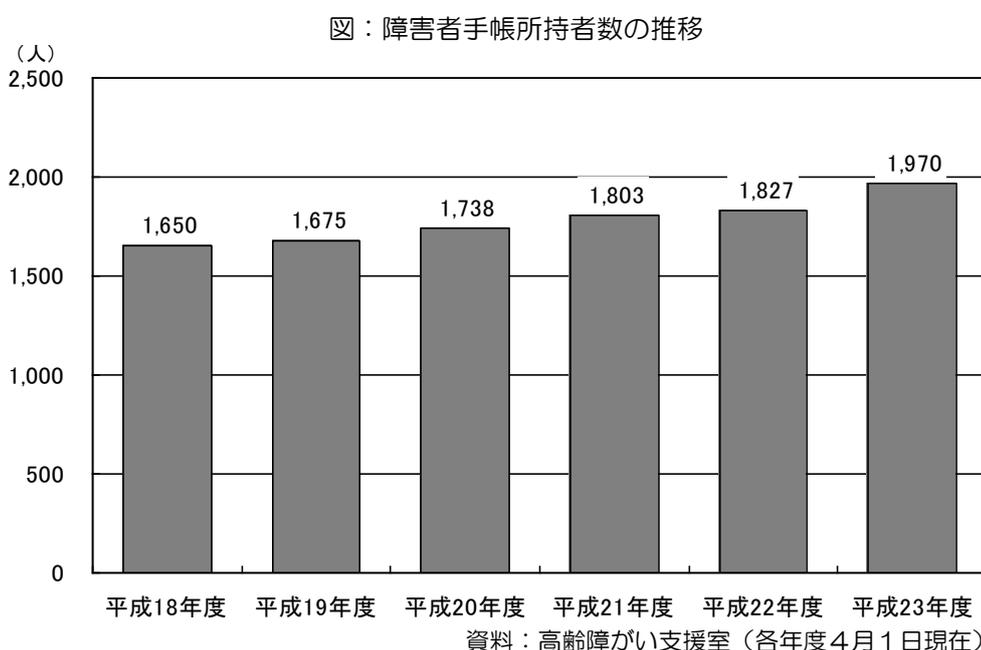
## 2-1 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者は、緩やかな増加傾向にありましたが、特に平成 22 年度から 23 年度にかけては大幅に増加しています。

等級別の推移をみると、1 級と 4 級は緩やかに増加し続けています。それ以外の等級はほぼ横ばいで推移しています。

年齢別にみると、18 歳未満はほぼ横ばいで推移しているのに対して、18 歳以上が増加しています。

障がいの種類別にみると、肢体不自由、内部障がいは増加傾向が続いています。



表：等級別、年齢別障害者手帳所持者数の推移

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
等級	1 級	386	400	420	442	456	506
	2 級	280	265	289	298	298	309
	3 級	302	305	299	309	305	346
	4 級	415	446	466	488	505	547
	5 級	125	121	121	119	117	119
	6 級	142	138	143	147	146	143
18 歳未満		31	24	28	28	31	30
18 歳以上		1,619	1,651	1,710	1,775	1,796	1,940
合計		1,650	1,675	1,738	1,803	1,827	1,970

資料：高齢障がい支援室（平成 23 年 4 月 1 日現在）

表：障がいの種類別障害者手帳所持者数の推移

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
視覚障がい	109	117	117	116	118	120
聴覚障がい	189	188	197	207	209	217
言語障がい	28	26	25	24	23	26
肢体不自由	981	986	1,023	1,056	1,069	1,158
内部障がい	343	358	376	400	408	449
合計	1,650	1,675	1,738	1,803	1,827	1,970

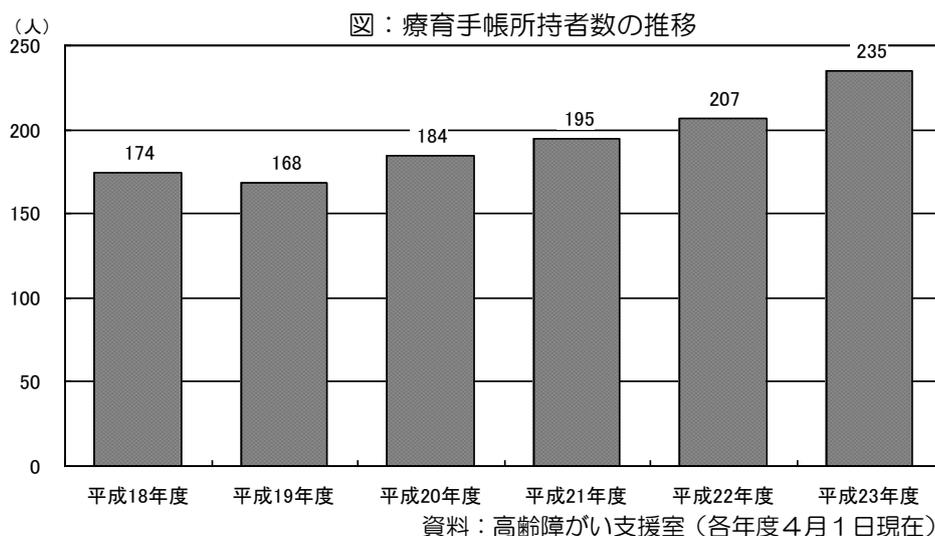
資料：高齢障がい支援室（平成 23 年 4 月 1 日現在）

## 2-2 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者は当初、横ばいで推移していましたが、平成 21 年度以降増加が続いています。

等級別では、A1（最重度）、A2（重度）はほぼ横ばいで推移していましたが、平成 23 年度に大きく増加しています。B1（中度）B2（軽度）は緩やかな増加傾向にあります。

年齢別にみると、18 歳未満は緩やかな増加傾向にあり、18 歳以上の人は横ばいから平成 23 年度に大きく増加しています。



表：等級別、年齢別療育手帳所持者数の推移

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
等級	A1(最重度)	79	66	69	69	72	94
	A2(重度)						
	B1(中度)	95	102	115	126	135	141
	B2(軽度)						
18歳未満		45	54	66	72	82	76
18歳以上		129	114	118	123	125	159
合計		174	168	184	195	207	235

資料：高齢障がい支援室（平成 23 年4月1日現在）

表：等級・年齢別療育手帳所持者数

	0-14歳	15-39歳	40-64歳	65歳以上	合計
A1(最重度)	1	12	10	1	24
A2(重度)	9	29	21	11	70
B1(中度)	22	44	19	4	89
B2(軽度)	24	22	1	5	52
合計	56	107	51	21	235

資料：高齢障がい支援室（平成 23 年4月1日現在）

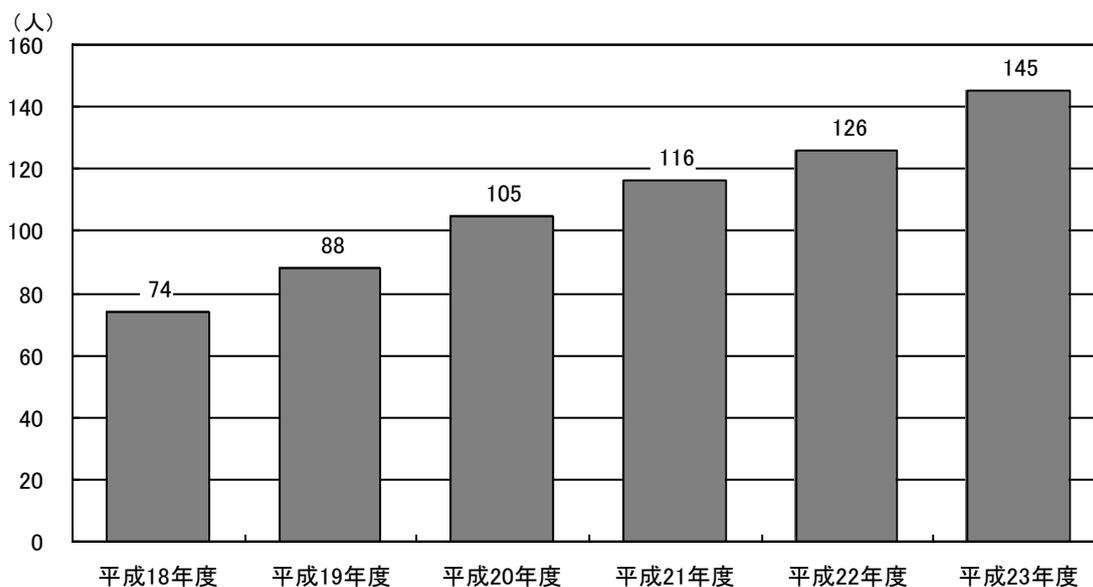
## 2-3 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、平成 18 年度には 74 人でしたが、平成 23 年度には 71 人増加し、145 人となっています。

等級別の推移をみると、各等級ともに増加傾向にありますが、特に 2 級が多くなっています。

等級別・年齢別にみると、15 歳～39 歳、40 歳～64 歳の 2 級の人が多くなっています。

図：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：高齢障がい支援室（各年度4月1日現在）

表：等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
1級	4	3	4	7	10	15
2級	53	62	74	78	82	102
3級	17	23	27	31	34	28
合計	74	88	105	116	126	145

資料：高齢障がい支援室（平成 23 年 4 月 1 日現在）

表：等級別・年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

	0-14 歳	15-39 歳	40-64 歳	65 歳以上	合計
1級	0	5	4	6	15
2級	3	25	61	13	102
3級	0	13	12	3	28
合計	3	43	77	22	145

資料：高齢障がい支援室（平成 23 年 4 月 1 日現在）

## 2-4 重複障がいのある人の状況

重複障がいのある人は身体と療育の人が最も多くなっています。

表：年齢別重複障害者数

	0-14 歳	15-39 歳	40-64 歳	65 歳以上	合計
身体と療育両方の手帳所持者数	4	17	8	8	37
身体と精神両方の手帳所持者数	0	1	6	1	8
療育と精神両方の手帳所持者数	2	0	1	0	3
合計	6	18	15	9	48

資料：高齢障がい支援室（平成 23 年 4 月 1 日現在）

## 2-5 発達障がいのある人の状況

「発達障害者支援法」によると、発達障がいは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」とされています。

現在、発達障がい者は、三重県自閉症・発達障害支援センターあさけで支援を行っています。平成 23 年 10 月末現在で、亀山市の登録者は、18 歳以上 5 人、18 歳以下 1 人となっており、支援センターにおいて、のべ 27 回の相談支援を実施しています。

支援センターの登録は、6 人ですが、このほかの発達障がいにより支援を必要とする人の総数は把握ができていない状況です。

## 2-6 特定疾患のある人の状況

特定疾患のある人は平成22年度で309人であり、緩やかな増加傾向にあります。  
特に「神経・筋疾患系・スモン」が増加しています。

表：特定疾患医療費の受給者数

疾患群別	疾患番号	疾患名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
血液系	6	再生不良性貧血				
	10	特発性血小板減少性紫斑病				
	35	原発性免疫不全症候群	14	14	15	16
免疫・内分泌・代謝系	1	パーチェット病				
	4	全身性エリテマトーデス				
	9	強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎				
	11	結節性動脈周囲炎				
	13	大動脈炎症候群				
	14	ピュルガー病				
	19	悪性関節リウマチ				
	25	ウェグナー肉芽腫症				
	※56	間脳下垂体機能障害				
	21	アミロイドーシス	47	46	52	50
※46	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）					
神経・筋疾患系・スモン	2	多発性硬化症				
	3	重症筋無力症				
	8	筋萎縮性側索硬化症				
	16	脊髄小脳変性症				
	20	パーキンソン病関連疾患				
	23	ハンチントン病				
	24	モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）				
	27	多系統萎縮症				
	38	プリオン病				
	41	亜急性硬化性全脳炎				
	44	ライソゾーム病（ファブリー病含む）				
	45	副腎白質ジストロフィー				
	※47	脊髄性筋萎縮症				
※48	球脊髄性筋萎縮症					
※49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎					
5	スモン	76	90	93	109	
循環器系	26	特発性拡張型（うっ血）心筋症				
	※50	肥大型心筋症				
	※51	拘束型心筋症				
	※52	ミトコンドリア病	15	23	20	24
呼吸器系	7	サルコイドーシス				
	36	特発性間質性肺炎				
	39	肺動脈性肺高血圧症				
	43	慢性血栓性肺高血圧症				
	※53	リンパ脈管筋腫症（LAM）	7	10	13	15
消化器系	12	潰瘍性大腸炎				
	17	クローン病				
	18	難治性肝炎のうち劇症肝炎				
	31	原発性胆汁性肝硬変				
	32	重症急性性肺炎				
	42	パッド・キアリ症候群				
	37	網膜色素変性症	57	65	69	68
視覚系・皮膚系・結合組織系	15	天疱瘡				
	28	表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）				
	29	膿疱性乾癬				
	34	混合性結合組織病				
	40	神経線維腫症				
	※54	重症多形滲出性紅斑（急性期）	7	8	10	11
	22	後縦靭帯骨化症				
骨・関節系	30	広範脊柱管狭窄症				
	33	特発性大腿骨頭壊死症				
	※55	黄色靭帯骨化症	16	16	16	16
		合計	239	272	288	309

資料：鈴鹿保健福祉事務所（各年度末現在）

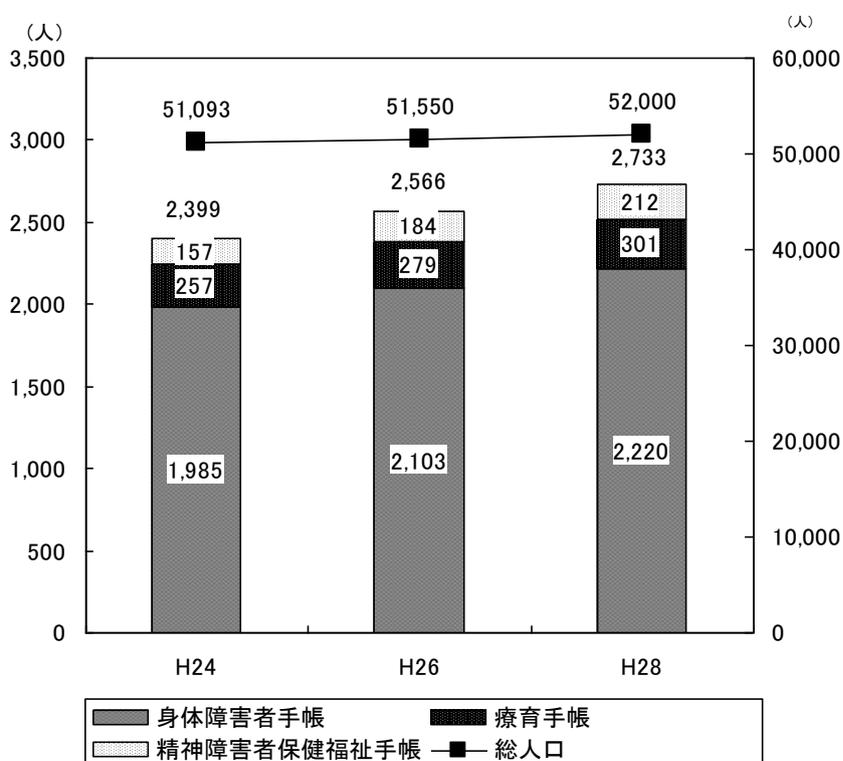
## 2-7 将来推計

平成24年度から平成28年度までの人口推計では、51,093人から52,000人まで増加するものと見込まれています。

将来の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各所持者数を過去の伸び率をもとに推計すると、いずれの手帳所持者も増加するものと見込まれます。

平成28年度には、身体障害者手帳所持者が2,220人、療育手帳所持者が301人、精神障害者保健福祉手帳所持者が212人と見込まれます。合計すると、2,733人で、総人口の5.26%を占める見込みです。

図：総人口及び各種障害者手帳所持者数の推計



資料：「亀山市総合計画」、高齢障がい支援室

---

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### 1 計画の基本理念

本市の障がい者福祉計画は、乳幼児期から高齢期にいたるまでのライフステージの全ての段階において、障がいのある人もない人も共に社会の一員として生活し活動できる社会をめざすという「ノーマライゼーション」の理念に立ち、進めてきました。

今後も、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、だれもが個人として尊重され、つながり合い、支え合い、共に喜びを感じて生きていけるような社会の実現をめざします。そこで、本計画の基本理念を、現計画の理念を引き継ぎ次のとおりとします。

いきいきと共に生き、共に喜びを分かち合う やさしさあふれる亀山

### 2 計画の基本目標

#### (1) 一人ひとりの個性が輝くまちづくり

障がいのある人も障がいのない人も、分け隔てられることなく、個人として尊重され、それぞれの個性や能力を活かしながら、いきいきとした地域社会の担い手として活動できるまちをめざします。

障がいのある人が、個性や能力を発揮するためには、生活や活動を行ううえで様々な課題や問題を解決しなければなりません。その解決のための第一歩として障がいの種別に関わらず様々な相談に対応できる窓口を設置し、それぞれの個人の状況に応じた対応を進めます。

#### (2) 地域で安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人も住み慣れた地域で、必要なサービスを受けながら、自立して安心して暮らせるまちをめざします。

具体的には、地域生活支援事業を実施し、障がいのある人それぞれのニーズに応じたきめ細やかなサービスの提供を図ります。

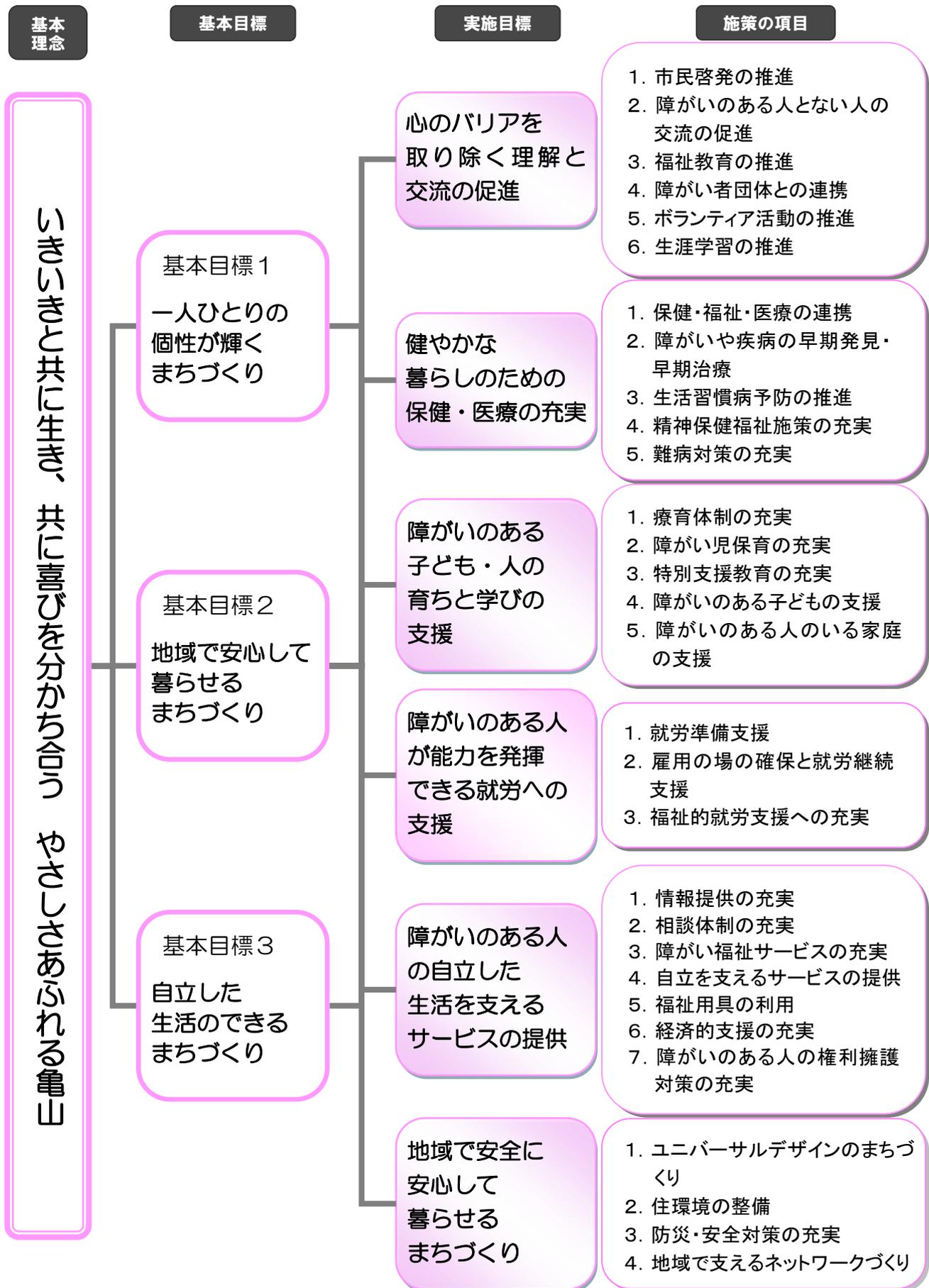
#### (3) 自立した生活のできるまちづくり

障害者自立支援法では、ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種類、程度を問わず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本としています。

本市においても障がいのある人の自立を支援し、安心して生活できるまちをめざします。

自立支援の中でも、特に就労に関する相談、情報提供、訓練等の能力に応じた就労準備支援を充実します。

### 3 計画の体系



---

## 第4章 実施目標と施策の方向

---

### 実施目標1 心のバリアを取り除く理解と交流の促進

#### 1-1 市民啓発の推進

##### ■現状と課題

本計画を地域全体で取り組んでいくためには、障がい自体や障がいのある人が抱える諸問題に対する正しい理解・認識が必要であり、啓発・広報活動の積極的な展開により障がいに対する誤解や偏見をなくし、福祉意識の高い地域づくりを進めていく必要があります。

障がいのある人を対象としたアンケート調査では、「障がいへの差別や偏見を感じたことがある」と回答した人が3割程度ありました。また、障がいのある人が暮らしやすくするためには「障がいのある人に対する周りの人の理解を深めてほしい」という意見も2割程度あります。前回調査に比べるとやや減少していますが、引き続き様々な障がいに関する理解を進めていくことが必要です。

このため、改正法の目的に掲げられた、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、市民意識の高揚を図っていく必要があります。

##### ■施策の方向

共生社会の理念の普及や障がいのある人に対する理解を深めるため、たくさんの情報を集め、市民に広く呼びかけます。

また、市職員等に対する研修を行い、障がいのある人に対する理解を深めます。

## ■具体的な取り組み

取組事項	内容
広報啓発活動	<p>車いす駐車場の適正使用に関する取組を行い、障がいのある人への理解を深めます。</p> <p>また、「人権週間」や「障がい者週間」等、広報等による呼びかけを行います。</p>
市職員研修	<p>研修等を通じて職員一人ひとりが障がいのある人に対する理解を深め、意識を高めます。</p>
公的施設職員の資質向上	<p>障がいのある人がよく利用される施設については、受付等の職員の研修、教育を充実し、障がいのある人の利用しやすさを十分に配慮します。</p>
「社協だより」での広報の充実支援	<p>社会福祉協議会の機関誌『社協だより』の紙面の充実をめざし、最新の社会福祉協議会の動きや福祉情報を提供することができるよう、社会福祉協議会を支援していきます。</p>
福祉情報の収集	<p>障がいのある人のニーズや要望を把握し、必要に応じて福祉サービスの提供、関係機関との連絡調整を行います。</p>
多様なメディアの活用	<p>ホームページやケーブルテレビなど、様々なメディアによる呼びかけを行います。</p>
住民の要望の把握	<p>障がい者団体等との意見交換やヒアリング等を随時行い、障がいのある人のニーズの把握に努めます。</p>

## 1-2 障がいのある人とない人の交流の促進

### ■現状と課題

障がいのある人もない人も、人と人との交流は、大きな心の支えになるだけでなく、生きがいや喜びに結びつく重要な役割を果たします。特に、障がいのある人にとっては、人との交流やふれあいの機会が限られたものとなる場合があります。このため地域社会を基盤とした様々な交流や活動を通じて、障がいのある人の活動が地域で受け入れられ、障がい理解され、障がいのある人がその能力を発揮できる社会にする必要があります。

本市では、障がい者福祉計画に基づき、啓発や広報活動を行うとともに、「ヒューマンフェスタin亀山」の開催を市民による人権に関する取り組みとして行っています。

アンケート調査によると、障がいのある人が障がいへの差別や偏見を感じた場として「地域での交流」「各種行事に参加した時」があげられています。また、将来の不安として「地域の中で暮らしていけるか」に1割弱の回答があります。

また、障がいのある人の外出の状況をみると、「年に数回」あるいは「ほとんど外出していない」「1度も外出しなかった」という人が1割弱います。

これは、前回調査と状況に変化はありませんが、障がい別にみると、知的障がいの者は「ほとんど毎日」の割合が52.1%から78.3%と大きく増加しています。今後も引き続き、障がいのある人が気軽に外出し、社会参加を図れるような環境の整備が必要です。

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、交流を進め、障がいのある人もない人もお互いの理解を深めていく必要があります。

### ■施策の方向

地域における行事への障がいのある人の参加を呼びかけます。  
また、障がいのある人との交流やふれあいのできる場、機会づくりを推進します。

## ■具体的な取り組み

取組事項	内容
地域行事への参加促進	障がいのある人が積極的に地域活動（防災訓練等）へ参加ができるよう、社会福祉協議会と連携しながら、障がい者団体を通じて呼びかけます。
交流イベントの開催	障がいのある人への理解を深めるため、障がいのある人もない人も参加し、交流を深めるイベントを開催します。 あいあいまつり、サロン、ヒューマンフェスタin亀山などの開催を支援します。

## 1-3 福祉教育の推進

### ■現状と課題

子どもの頃から障がいや障がいのある人に対する正しい認識を持ち、ともに活動し暮らしていくことを普通のこととしてとらえることが大変重要です。

本市では、子どもの発達段階に応じて、園児・児童・生徒に対する福祉実践教室や、ボランティア活動希望者に対して体験学習等の福祉教育を実施しています。今後も体験学習の導入や指導内容の質の向上等を行い、継続的で系統的な福祉教育の展開が求められます。

また、福祉実践教室や福祉教育の場では障がいのある人の協力により、直接ふれあい、話を聞く場を設ける等の取り組みが行われており、今後も障がいのある人との直接の交流により理解を深める教育を充実していく必要があります。さらに、福祉教育の展開にあたっては、地域との連携を図り進めていく必要があります。

市外の特別支援学校に通う児童・生徒は、地域の子どもの関係が希薄になりがちです。障がいのある子どももない子どもも地域の子どもの関係として共に育ち合えるように、交流の場を設け、関係を深めていく取り組みが必要です。

子どもたちが心身ともに健やかに成長するために、児童・生徒を対象に、体や心の健康に関する健康教室を実施していますが、今後も、社会や自分が抱える健康問題を認識するなど、生涯にわたって健康な生活におくための基礎となる健康教育の充実が求められています。

### ■施策の方向

障がいのある人とない人が互いに豊かな人間性を育てていくために、児童・生徒に対する体験的な福祉教育や交流教育の機会を充実します。

市外の特別支援学校に通う児童・生徒も地域の子どもの関係として共に育ち合えるよう、交流を推進します。

## ■具体的な取り組み

取組事項	内容
福祉協力校事業の推進	児童・生徒を対象にボランティア活動を含めた体験学習等を通して、地域生活者として生きていく力を養い、社会福祉への理解と関心を高めることを進めます。
特別支援教育振興会活動の促進	市内の特別支援学級の交流学習会を通して障がいのある子ども・保護者の交流を行うとともに、作品展示などにより、地域との交流を図ります。
特別支援学校に通う子どもたちとの交流	特別支援学校と地元校との交流を進め、地域交流を図ります。
体験学習・交流学習の充実	幼稚園・小学校・中学校において、子どもの発達段階に応じた体験学習を通して、障がいの有無に関わらずお互いを理解し、共に学び合えるよう適切な機会を確保します。

---

## 1-4 障がい者団体との連携

### ■現状と課題

市内には、障がいのある人とその家族を支えるために自主的な活動を行っている団体があり、障がいのある人の生活を支える大きな役割を果たしています。

障がいのある人の様々なニーズに対応するためには、行政だけでなく障がい者団体やボランティア団体との連携が不可欠です。団体の活動は、社会的な活動が不足しがちな障がいのある人に対して、ふれあいや交流の場となっています。各団体の活動を積極的に促進するとともに、障がいのある人の参加を呼びかけます。

関係団体のヒアリング調査の結果から、既存の障がい者団体では、会員の高齢化が進み、新たな会員の確保が課題となっています。

障がいのある人にとっては同じ立場の人との交流や情報の交換は、その生活を支えるとともに、心の励みともなるものです。障がいのある人自身の社会参加を進めるとともに、団体活動の活性化を図るため、障がい者団体への参加を促します。

### ■施策の方向

障がい者団体の連携を図り、活動の場や情報の提供、運営に関する支援を行い、障がいのある人とその家族の豊かな生活を支えるための活動を広げます。

## ■具体的な取り組み

取組事項	内容
障がい者団体等への加入の呼びかけ	<p>障がいのある人の社会参加促進と、障がいのある人への情報の提供を容易にするために、障害者手帳申請の際にパンフレットを配るなどして、障がい者団体への加入を呼びかけます。</p> <p>また、広報「かめやま」等で団体活動をPRし、加入の促進を図ります。</p>
障がい者団体への支援	<p>市と社会福祉協議会が連携し、障がい者団体活動などへの助成や支援を行い、社会参加や組織づくりを進めます。</p> <p>障がい者団体の活動を積極的に紹介し、障がいのある人への理解の促進と団体のPRを行います。</p>
地域自立支援協議会への参加要請	<p>障がいのある人の生活を支えていくため、地域自立支援協議会への参加を呼び掛け、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりへの取組を行います。</p>

## 1-5 ボランティア活動の推進

### ■現状と課題

ボランティアによる様々な活動は、障がいのある人にとっても、その生活を支える重要な役割を果たしています。

社会福祉協議会ではボランティアセンターを設置し、福祉ボランティアを行う市民の活動拠点として利用されています。既存のボランティアグループは、メンバーの高齢化が進み、新しい参加者をいかに増やしていくかが課題となっています。要約筆記や手話等は養成講座を開催し、担い手の育成を進めていますが、参加者を増やし、実際の活動に継続的に参加する人を増やすことが課題となっています。

また、ボランティアセンターに登録している団体は多くありますが、実質的な活動を行っている団体やメンバーが固定されており、活動する人を増やし、団体の活性化を図っていくことが必要です。

社会福祉協議会では計画の具体的な取り組みの一つとして企業内ボランティアの啓発を進めてきましたが、今後も様々な企業を対象に働きかけていくことが必要です。

さらに、ボランティアやNPO活動等の市民による自主的な活動を支援するため、ボランティアセンターの機能を一層充実するとともに、様々なボランティアを育成する講座等を開催するなど、ボランティアの積極的な活動を支援していく必要があります。

### ■施策の方向

ボランティアの発掘、育成を行うとともに、障がい者団体をはじめボランティアを必要とする人とのコーディネートを推進し、ボランティアセンター機能の充実を支援します。

## ■具体的な取り組み

取組事項	内容
ボランティアセンターの活動の充実	社会福祉協議会内に設置されているボランティアセンターを充実させるとともに、ボランティアの参加促進や育成、技術向上を図るため、研修体制を充実させます。
ボランティアの研修体制の充実	社会福祉協議会では、ボランティアの理解や育成を目的に、各種ボランティア講座を開催していきます。
企業内ボランティアの啓発	社会福祉協議会では、ボランティアの企業単位での参加方法について検討します。
手話等の講習会の実施	社会福祉協議会では、障がいのある人とコミュニケーションを図るための手話等についての講習会を市民向けに実施し、ボランティアや障がいのある人に対する理解・関心を高めます。
ボランティアニーズの集約	障がいのある人のボランティアニーズを把握し、社会福祉協議会や関係機関と連携しながら、ボランティアの活用へとつなげていきます。

## 1-6 生涯学習の推進

### ■現状と課題

障がいのある人も、障がいのない人と同様に、自分自身の生きがいをづくりのひとつとして、生涯学習に取り組み、個性と能力を発揮し、いきいきとした地域社会の担い手として大きな役割を持っています。

様々な生涯学習活動への取り組みは、障がいのある人においても、積極的な社会参加を進める大切な機会であり、障がいのある人たちに対する理解を深め、交流を育むとともに障がいのある人の自己実現の観点からも重要と言えます。

現在、市では中央公民館事業を中心に、市民のニーズに合った公民館講座など生涯学習事業を展開していますが、学習会場がユニバーサルデザインではなかったり、講座の運営方法が、障がいのある人にとって参加しにくい状況にあります。

また、福祉に関する講座を開催しても受講者が集まりにくい状況にあり、生涯学習に関する情報を積極的にPRし、関心を高め、参加を促すことが重要です。

スポーツ・レクリエーション等の活動については、障がい者団体が自主的にスポーツ大会を開催しているほか、県の競技会等にも参加していますが、その人数は多いとはいえません。そのため障がいのある人たちが参加しやすい学習機会と場の拡充及び、広報啓発による参加促進など広く生涯学習の取り組みを図る必要があります。

### ■施策の方向

障がいのある人のニーズや活動に対応した会場、手話通訳を配置した講座開設や家庭でいつでも学ぶことができるケーブルテレビを使用する講座放映など、障がいのある人も積極的に生涯学習に参加できる環境を整備します。

## ■具体的な取り組み

取組事項	内容
障がいのある人のための講座やスポーツ事業の展開	<p>障がいのある人も参加できる会場での開催や手話通訳者の活用を行います。</p> <p>また、障がい者スポーツ競技の全国大会等に出場された人に激励金を支給するとともに、より多くの障がいのある人が障がいのない人とともに参加できるスポーツイベントの開催の支援に努めます。</p>
福祉講座の開設及び充実	<p>手話、点字講座やボランティア講座などを開設し、障がいのある人への理解を深め、支援、交流を図ります。</p>
ケーブルテレビを活用した生涯学習講座の放映	<p>家庭において、いつでも生涯学習に取り組むことができるよう中央公民館事業で展開する講座を放映します。</p>
指導者の人材の育成	<p>障がいのある人には特別な配慮が必要となるため、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動に携わる指導者が障がいに対する理解を深められるような人材育成に努めます。</p>
体育施設・文化施設の整備の推進	<p>体育館や文化会館等のバリアフリー化を図り、障がいのある人の利用に考慮した施設整備を推進します。</p>

## 実施目標2 健やかな暮らしのための保健・医療の充実

### 2-1 保健・福祉・医療の連携

#### ■現状と課題

障害者自立支援法の施行や介護保険制度、各種保健福祉事業のほか、NPOやボランティア団体等のサービスなど、障がいのある人に関するサービスは複雑で多岐にわたります。

このため、障がいのある人が、障がいの種類や程度、家庭環境などに応じて、適切なサービスを効果的に受けられるよう、保健、福祉、医療の一体的・総合的なサービスの提供の仕組みを整備していく必要があります。

#### ■施策の方向

多様な保健、福祉、医療サービスの中からその人に合ったサービスを選択し、利用できるよう、関係機関の連携をより一層強化し、各種サービスを総合的に調整・提供できる体制を整えます。

#### ■具体的な取り組み

取組事項	内容
保健、福祉、医療の連携の強化による情報の一元化	<p>個人情報に配慮して、医療機関等と綿密かつ緊急に連絡が取れる体制づくりに努めるとともに、各種情報の相互交換をするなどして、連携をしていきます。</p> <p>個別のケースに応じて、関係機関が役割分担をしながら、障がいのある人の生活を支えるために連携を強化します。</p>

## 2-2 障がいや疾病の早期発見・早期治療

### ■現状と課題

本市では、妊娠中から高齢期にいたるまで人生の段階に応じた健康診査及び健康相談を実施し、障がいや疾病の早期発見に努めています。

乳幼児健康診査受診状況は9割を超える高い水準で推移しています。一方で、様々なリスクが高いと言われる未受診者については、訪問等を行い状況把握に努めるとともに、フォローを図り、受診率を高め、障がいの早期発見に努める必要があります。

成人に対する健康教育・健康相談事業についても検診の必要性と内容の周知・充実を図り、一層の受診率の向上に努め、事後指導等を充実させることで、障がいや疾病の早期発見を図る必要があります。

関係機関との連携を図り、相談の充実や健康診査後のフォローの充実を図る必要があります。

### ■施策の方向

障がいや疾病の早期発見を推進するために、健康診査等を充実します。さらに、障がい発見後の相談及び援助を進めます。

### ■具体的な取り組み

取組事項	内容
乳幼児健康診査等の充実	障がいや疾病を早期に発見し、病気の悪化を防ぐために健康診査を推進し、各健康診査受診率の向上に努めます。
健診後のフォロー事業の充実	乳幼児の健康診査の事後観察等を充実し、関係機関との連携をとり、健診後経過観察が必要になった子どもへのきめ細やかな相談事業を展開できるように努めます。

## 2-3 生活習慣病予防の推進

### ■現状と課題

生活習慣病についてはこれまでの健康診査等による疾病の早期発見・早期治療を重視する「二次予防」に加え、健康的な生活習慣を確立し、疾病の発生そのものを予防する「一次予防」に重点を置いた施策の推進が必要となります。

生活習慣病については、市民が興味を持つ内容を工夫し、周知啓発していくことが重要です。

また、生活習慣病を予防するために運動習慣を身につけるきっかけとなる機会をつくり、それを継続していけるように支援していく必要があります。

### ■施策の方向

生活習慣病に関する知識を持つための啓発活動を推進します。

### ■具体的な取り組み

取組事項	内容
健康づくり事業の推進	生活習慣病になるおそれのある人を対象に、生活習慣改善を支援します。
生活習慣病に関する啓発の推進	生活習慣病に関する正しい理解とその予防のための啓発活動を推進します。

---

## 2-4 精神保健福祉施策の充実

### ■現状と課題

---

障害者自立支援法の施行により、精神障がい者についても、身体障がい者、知的障がい者と同様に福祉サービスの提供が行われていますが、他の障がいに比べて利用が少ない状況もあります。

また、いまだに偏見も多く、精神障がい者が地域で暮らすためには、障がいに対する家族や地域の理解と協力が重要です。このため、障がいのある人やその家族等に対する相談支援体制の充実が必要となります。

アンケート調査結果では、精神障がいのある人では「いつでも何でも相談できる窓口を用意してほしい」「いつでも何でも話し合える相談相手や仲間がほしい」はそれぞれ2割の回答があり、前回に比べてもやや高くなっています。

このため、精神障がい者が相談や日中活動等を行う場の確保が必要です。現状でも全ての障がいのある人を対象に障害者総合相談支援センター「あい」で、日中の居場所づくりを行っていますが、利用はあまり進んでいません。精神障がい者をはじめ様々な障がいのある人が来やすい場を検討する必要があります。

### ■施策の方向

---

障がいのある人やその家族等に対する相談支援体制を充実し、訪問・電話による相談を行い、地域で安心して暮らせるように支援します。

また、精神障がい者が利用できる福祉サービスの充実を図ります。

## ■具体的な取り組み

取組事項	内容
精神障がいに対する正しい理解の啓発	障がいに対する正しい理解を得るため、広報で市民に広く呼びかけます。また、家族会への参加を呼びかけるなどして、障がいのある人の家族等の理解を深めます。
こころの健康相談	青少年総合支援センターなどや鈴鹿保健福祉事務所等の関係機関において、心の悩みやひきこもりなどの相談を行います。
精神保健福祉制度の周知	障害者総合相談支援センターや医療機関等の関係機関と連携し、精神保健福祉手帳や自立支援医療等各種制度について、広く呼びかけていきます。
相談・支援体制の充実	地域移行・地域定着支援に向けた障がいのある人の生活支援策等について、鈴鹿保健福祉事務所及び医療機関等との連携により相談・支援体制を充実します。
社会参加の促進	<p>医療機関によるデイケアの紹介や、圏域で実施しているデイケア「コスモス」等を利用し、社会参加につなげます。</p> <p>心の悩みを分かち合う居場所づくり事業の実施など、民間団体との協働により社会参加を促進します。</p>

## 2-5 難病対策の充実

### ■現状と課題

難病患者は、その治療が極めて困難で、かつ医療費も高額であり、経過が長期にわたります。このため、障がい者福祉施策の対象として、在宅福祉サービスの提供を行っています。

難病対策については、保健所が中心となって、患者とその家族に対する各種相談・情報提供等を行っていますが、こうした支援について、市民に対して正しい理解と知識の普及に努めるとともに、福祉制度を啓発する必要があります。

### ■施策の方向

難病についての正しい理解を深めるとともに、難病患者及びその家族に対しても、利用可能な福祉制度等の啓発を図ります。

### ■具体的な取り組み

取組事項	内容
理解と啓発の推進	「広報かめやま」等を利用して、難病に関する正しい知識を市民に伝え、理解と協力を求めます。また、難病患者が利用できる福祉制度について、広報などで紹介します。
居宅生活支援の実施	難病患者やその家族に対して、適切な医療を受けるための情報を提供するとともに相談事業の充実を図ります。 難病患者の日常生活の介護支援のため、ホームヘルプサービス等居宅生活支援事業や相談事業等は事業所を通じてサービスを提供します。

## 実施目標3 障がいのある子ども・人の育ちと学びの支援

### 3-1 療育体制の充実

#### ■現状と課題

障がいのある子どもに対する療育・教育は、その後の成長発達に大きく影響することから、早期にかつ適切に行うことが重要であり、そのためには相談体制及び療育体制の充実が必要です。

本市では、発達の遅れや障がいのある子どもに、療育相談を実施しています。

アンケート調査では、「一人ひとりの障がいにあった療育を受けられるようにしてほしい」という意見が知的障がい者からは2割の回答があり、前回から引き続き高いニーズがあります。

療育へのニーズは時代の流れとともに多様化しており、保護者の意向や子どもの生活・障がい・発達に即した療育が求められています。保健師、保育士、家庭相談員などの専門職による早期発見とフォローは、日常生活及び将来の保育園等での集団生活に良好な影響を与えるとともに、子どもの発達に不安を抱えた保護者に対する相談等の支援体制は重要であることから、保健、福祉、医療、教育等の関係機関が緊密に連携した、切れ目のない相談・療育体制の充実が今後も必要です。

関係団体のヒアリング調査では、障がいのある人、子どもの成長の記録や情報を管理、共有できるツールを利用し、途切れない支援を充実させることが求められています。

今後、他事業との関わりの中で地域連携の推進を検討する必要があります。

#### ■施策の方向

障がいのある子どもの豊かな発達を支援するため、早期に適切な相談支援などを一貫して切れ目なく提供できる体制を充実します。

## ■具体的な取り組み

取組事項	内容
<b>児童家庭支援事業の推進</b>	<p>発達につまずきのある子ども等への早期発見とフォローの充実を図り、関係機関との連携も強化し、支援体制の充実を図っていきます。</p> <p>保健、福祉、医療等の連携を図り、0～18歳までの子どものトータルサポートの実現、事例検討、コーディネート及び啓発を目的とした研修会を実施します。</p>
<b>児童相談システムの導入検討</b>	<p>相談件数の増加に対応するため、紙ベースでのケース管理を見直し、児童相談システム等の導入を検討します。</p>
<b>個別の支援ファイルの効果的な活用 (教育支援計画・育ちのあゆみ)</b>	<p>現在、園や小・中学校でそれぞれが保護者と共に作成している「個別の教育支援計画」をより充実させていきます。今後は、「個別の教育支援計画」を就園前、園(幼・保)、学校(小・中・高)、特別支援学校から就労へとつなぎ、関係機関が連携しながら、とぎれのない支援の実現をめざします。</p> <p>健やかな子どもの育ちを願い、保護者が関係機関と共に相談や療育等について記録する「育ちのあゆみ」によって、支援をつないでいきます。</p>
<b>療育相談事業の推進</b>	<p>発達障がい児の早期発見とフォローのために、発達につまずきを持っている子どもとその家庭を対象に、療育的視点を取り入れた相談を行い、児童の発達促進を図っていきます。</p>

---

## 3-2 障がい児保育の充実

### ■現状と課題

本市には、平成23年4月現在、公立保育所9園、私立保育所4園の計13園があり、そのうち8園に障がいのある子どもが通っています。

今後も、保育所での保育をより充実していくためには、一人ひとりの障がいの状態や能力等に応じた多様な指導や配慮が求められており、保育士の資質の向上がこれまで以上に必要となります。

また、重度の障がいがある場合でも、可能なかぎり保育所において、障がいのない子どもとともに保育を受けることへのニーズが高まっており、保育士の充実を図り、障がいのある子どもの受け入れの促進が期待されています。

さらに、療育手帳の判定を受けている児童に加え、発達障がいが疑われる児童の増加も見られることから、保健、福祉、児童などの療育機関との連携の充実や保育職員の障がい児保育に関する知識の向上が求められます。

### ■施策の方向

保育所等の施設整備、指導者の能力の向上等を促進し、障がいのある子どもの受け入れ体制を整備します。

また、障がいのある子どもの成長発達を促進するため、障がいのない児童との統合保育を推進するとともに障がい児加配を継続して行い、地域において保育が受けられる体制を充実します。

## ■具体的な取り組み

取組事項	内容
障がいのある子どもの受け入れ体制の充実	保育所の受け入れ体制を充実させるために、障がいのある子どもの実態に合った保育士の加配を行い対応していきます。
指導者側の資質の向上	障がい児保育に関する研修会に積極的に参加することで保育士の資質の向上を図ります。また専門的知識を持った人材の育成・確保に努めます。
統合保育の推進	障がいのない子どもとの統合保育を推進し、障がいに対する正しい理解と福祉の心の早期醸成を図り、障がいのある子どもの成長発達を進めます。

## 3-3 特別支援教育の充実

### ■現状と課題

本市では、平成23年5月現在、公立小学校9校において障がい児学級を19学級設置し、障がいのある子どもの人数は67人となっています。中学校については、公立中学校3校において障がい児学級を7学級設置し、障がいのある子どもの人数は32人となっています。

また、平成23年8月現在、近隣市町の特別支援学校に7人の児童・生徒（小学部・中学部）と23人の高等部生徒が通学しています。

「学校教育法等の一部を改正する法律」により、従来の障がい児教育が特別支援教育に変更され、特別支援教育を必要とする児童・生徒への教育や就学指導では、一人ひとりの障がいの状態や能力等に応じた多様な指導や配慮が求められるとともに、教員の資質の向上がこれまで以上に求められます。

さらに、様々な機会において障がいのない児童・生徒との交流教育が期待されています。子ども一人ひとりの能力を最大限に活かし、人との関わりの中でお互いを認め合い、その可能性を引き出し、さらに伸ばせるよう特別支援学級と通常学級、特別支援学校と地元校との交流学习を一層進める必要があります。

地域の学校においては、保護者へのきめ細かな相談に応じる体制づくりを行うとともに、障がいのある児童・生徒に配慮した教育施設の整備に努める必要があります。さらに、インクルーシブ教育や共生教育を推進するよう関係部局と連携を図る必要があります。

障がいのある子どもに対して、校内支援体制の充実と子ども総合センターをはじめとする関係機関との迅速な対応を図ることも重要です。また、亀山市特別支援教育振興会や亀山市教育研究会の研究部とも連携し、学校間の交流を進める必要があります。

### ■施策の方向

障がいのある児童・生徒に対する教育が、画一的なものとならないよう、障がいのある児童・生徒一人ひとりの個性と能力を尊重し、伸ばすことができるきめ細かな教育を充実します。

関係部局・機関と連携し、小・中学校においてインクルーシブ教育や共生教育を推進し、啓発に努めます。

また、小・中学校や幼稚園の介助員等の加配を継続して行い、地域において教育が受けられる体制を充実します。

## ■具体的な取り組み

取組事項	内容
障がいのある子ども受け入れ体制の充実	受け入れ体制を充実させるために、障がいのある子どもの実態に合った環境の整備や個々のニーズに合わせた介助員の配置を行い対応していきます。
特別支援教育の推進	一人ひとりの子どもに応じた特別支援教育を充実するとともに、学習内容に応じた環境の整備や教職員の体制づくりを行います。
インクルーシブ教育や共生教育の推進と啓発	関係機関と連携し、支援体制を整備するとともに、一人ひとりの特性を認め合えるなかまづくりに取り組みます。
学校内での相談体制の検討	日常の悩みに対し、適切に対応し、不登校や問題行動の早期発見につながるよう相談体制を充実します。
ふれあい教室(適応指導教室)の活動充実	人間関係等で悩む不登校の子ども及びその保護者・担任等を対象に相談活動を充実し、関係機関との連携により、学校への適応を進めて行きます。
教育相談の充実	児童・生徒の状況を的確に把握するとともに、保護者からのきめ細かな相談に応じられる体制を充実します。また、市内通級指導教室の支援の充実と教室間の連携を強化します。
小集団指導の充実	友だちとのコミュニケーションや社会性に関する課題をもつ児童・生徒に小集団指導を行い、児童・生徒の成長を支援します。
小・中学校教職員の連携	市内全小・中学校の定期的な会議により、情報交換を行います。
小・中学校教職員の障がい理解の促進	教職員に対して、研修会等を行い障がいに対する理解と適切な支援・指導についての研修を充実します。
就学指導委員会の充実	医師、教員、児童相談員等からなる就学指導委員会との連絡を密にし、本人・保護者の希望、障がいの実態、通学等に十分考慮した就学相談・指導に努めます。
福祉、医療、教育関係機関との連携の強化	障がいのある子どもたちの社会的自立を図っていくために、福祉、医療、教育関係機関の相互の連携を強化していきます。

---

取組事項	内容
普通・特別支援学級生徒と交流の促進	校内の催し物や日常的な交流を深める活動を進めます。
学校間・学級間交流の促進	各校の催し物等に相互に参加し、交流を深めるとともに、事前、事後指導を大切にします。
特別支援学校に通う子どもの支援	特別支援学校に通う子どもたちの状況を定期的に把握し、地域の子どものための育ちを支援します。

## 3-4 障がいのある子どもの支援

### ■現状と課題

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（整備法）」の施行により、障がいのある子どもへの取り組みが変わりました。具体的には、児童福祉法に基づいて、身近な地域での支援の充実が求められています。

また、新たに創設される放課後等デイサービスなどへの取り組みが必要です。

### ■施策の方向

新たなサービス提供体制を整え、障がいのある子どもも保護者も安心して暮らせるような取り組みを行います。

### ■具体的な取り組み

取組事項	内容
障がいのある子どもへの新規サービスの提供	新たに創設される制度への対応、サービス提供体制の充実に努めます。

## 3-5 障がいのある人のいる家庭の支援

### ■現状と課題

障がいのある子どもを育てる家族が、子どもの障がいを理解し、受け入れるまでには様々な苦しみがあります。家族にとって、子どもが診断・告知を受けることは、今までとは全く違った生活設計を描き直さなければならず、大きなストレスを感じ、葛藤を繰り返し、障がいを受け入れるには何年もの時間がかかることも少なくありません。

障がいのある子どもが健やかに成長するためには、子どもに対する支援だけでなく、家族に対する支援も必要です。また、保護者が障がい等によりうまく子育てができない家庭等が存在します。現状のサービスでは、このような家庭に対する支援サービスがないため、何らかの対応が必要です。

このような個別の課題やケースに対応していくためには、窓口を明らかにして対応を検討する必要があり、その体制を整えてほしいという意見が関係者からあげられています。

そのためには、家族が子どもの将来について安心して見通しが立てられるよう、学校や相談機関など、様々な支援者が家族や子どもが置かれた環境や状況を理解し、ニーズを拾い上げ、子どもの状態や行動を家族や支援者に説明できる体制をつくり、先々の見通しを立てながら継続的に切れ目なく支援することが必要です。

### ■施策の方向

子どもの障がい状態に応じた療育・教育の体制を確保し、その質を高めるような対応を進めるとともに、関係者や子どもを取りまく全ての人子どもや家族に対する理解を深めるよう努め、支援体制や相談業務の充実を図ります。

また、継続した切れ目のない支援を行えるよう、支援者全体が必要な情報を共有できる体制づくりを行います。

## ■具体的な取り組み

取組事項	内容
児童家庭支援事業の推進	発達につまずきのある子ども等への支援に向けた早期発見とフォローの充実、関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。
療育相談事業	発達障がいを持つ子どもとその家庭を対象に、個別・小集団の療育相談を行うことで、子どもの発達促進を図ります。
情報の共有	継続した切れ目のない支援が行えるよう個人情報の保護に配慮しながら、支援者全体が必要な情報を共有できる体制づくりを行います。
児童相談システムの導入検討	相談件数の増加に対応するため、紙ベースでのケース管理を見直し、児童相談システム等の導入を検討します。
個別の事情に応じた必要な支援の充実	障がいのある人がいる家庭の持つ様々な課題を解決するため、関係機関との連携により支援していくとともに、職員の資質向上を図ります。

---

## 実施目標4 障がいのある人が能力を発揮できる就労への支援

### 4-1 就労準備支援

#### ■現状と課題

障がいのある人だれもが、雇用の場に就き、誇りをもって地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、障がいの特性に応じたきめ細かな支援が求められています。

今後、特別支援学校を卒業する生徒が急増することも見込まれており、障がいのある人のニーズに即した就労の場を提供することがこれまで以上に増して求められています。

アンケート調査では、仕事に関して、「収入が少ない」「障がいへの理解が得にくく、人間関係が難しい」「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」など、様々な悩みを持っていることが明らかになりました。また、働く場の確保についても知的障がい者や精神障がい者を中心に要望が高くなっています。

障がいのある人の就業や職業による自立を進めるためには、職業能力の向上が重要です。

現在、特別支援学校などでの職業教育や福祉施設・作業所による取り組みによる職業訓練が行われていますが、まだまだ訓練機会が不足していることから、就労に向けた訓練の場及び職業能力向上への機会を確保していくことが望まれます。

このため、訓練や職業訓練の場の提供を企業や公的機関に働きかけることが必要です。

#### ■施策の方向

障がいにより直ちに就労することが難しい障がいのある人に対して、障がいの種類、程度等に応じた職業指導、職業訓練などを行い、職業能力の向上のための取り組みを進めます。

## ■具体的な取り組み

取組事項	内容
就労準備支援	就労希望者を対象に、一定期間、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために三重障害者職業センターや事業所において就労に必要な支援、訓練等を行います。
就労訓練の場の確保	市内の企業に対し、障がいのある人の就労に向けた訓練の場を提供してもらえるよう働きかけを行います。 公的機関を就労の訓練の場として活用できるよう進めます。

## 4-2 雇用の場の確保と就労継続支援

### ■現状と課題

障がい者雇用に関しては、「障がい者の雇用の促進等に関する法律」により、国・地方公共団体はもとより、民間企業等も含めて、障がいのある人を一定の割合以上に雇用しなければならないことが義務付けられており、国・地方公共団体等については2.1%、教育委員会は2.0%、一般民間企業については1.8%となっています。

市職員の障がい者雇用の状況は、法律に定める基準に従って適正に雇用しています。今後も継続的に障がいのある人の雇用ができるよう検討していく必要があります。

障がい者の福祉事業所における三重県内の平均月額工賃は、平成21年度は13,200円となっており、全国平均の16,892円を大きく下回っています。地域で暮らす障がいのある人の経済的基盤を充実するためにも、仕事の確保とともに工賃の上昇に向けて関係団体との連携により、取り組んでいく必要があります。

地域自立支援協議会では、市内の企業を対象に、障がいのある人の雇用の働きかけや勉強会等を実施し、企業側の理解を促し、新たな雇用先の確保を行っています。今後も新規雇用先の開拓を行うとともに、就労した障がいのある人が働き続けられるように、就労継続の支援を引き続き行う必要があります。

また、公共職業安定所（ハローワーク）、三重障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター「あい」、雇用対策協議会等との連携により啓発と理解を進め、受け入れ企業を拡充するよう働きかけていく必要があります。

さらに、一般企業に就職した障がいのある人の継続的な就労を支援する施策の充実も必要です。

### ■施策の方向

障がいのある人の就労を進めていくためには、福祉と雇用が連携することが効果的であるため、公共職業安定所（ハローワーク）のジョブコーチ制度や各種助成金等の活用により、雇用機会を拡大するとともに、障がいのある人の雇用経験のない企業等を対象に障がい者雇用についての理解を促進するなど、新規雇用や雇用の継続のための支援を行います。

また、工賃の上昇に向けて関係機関と連携した取り組みを実施します。

## ■具体的な取り組み

取組事項	内容
就職情報の収集及び提供	ハローワークによる就職説明会や就職情報を利用して、雇用機会を広げます。
地域密着型事業、コミュニティビジネスの設立支援	障がいのある人の雇用につながるようなコミュニティビジネスを設立、発展させようとする団体に対して、情報提供をはじめ、各段階において必要な支援をします。
市職員の障がい者雇用	市役所における障がい者雇用は、公的な役割や「障がい者の雇用の促進等に関する法律」を踏まえ、採用試験時に障がい者枠を設けるなど計画的な採用を進めます。
障がい者雇用の促進と就業支援	公共職業安定所（ハローワーク）や商工団体との連携により、民間事業所に対して障がいのある人の雇用に関わる各種助成制度の紹介を行い、雇用の場を確保します。 また、障がいのある人への職業相談、職業紹介を進めるとともに、必要に応じてジョブコーチ制度やトライアル雇用（一定期間の試行的雇用）など、就労移行支援の就業訓練により、安定した就業の確保を支援します。
就労後の継続した支援	福祉的就労から一般就労に移行した障がいのある人等が継続して就労できるように、作業所や福祉施設の職員、障がい者就業・生活支援センターの職員が訪問し、相談を受けるなど雇用の定着を図ります。
新規雇用創出の支援	障がいのある人の雇用創出につながるよう、企業活動と障がいのある人の事業とのマッチングを図ります。
障がい者雇用に関する企業支援	障がい者雇用における企業のニーズに応じた支援を検討します。
障がい者雇用のPR	積極的に障がいのある人の雇用に取り組んでいる企業の取組をPRし、障がい者雇用に関する企業の理解促進を図ります。
特別支援学校への支援	特別支援学校在学中から一般就労や福祉的就労につながるよう、地域自立支援協議会などを活用して支援していきます。

## 4-3 福祉的就労支援への充実

### ■現状と課題

障がいの種別や程度によって一般企業で働くことがむずかしい人にとっては、さまざまな就労の場を確保することが求められています。

働く意欲があるにもかかわらず、一般企業等への就労が困難な障がいのある人についても、生産活動などを通じて社会との関わりを持つことが重要であり、こうした就労への意向は高まりつつあります。

こうした福祉的就労の場や、サービス提供を行う事業所の確保を行う必要があります。

### ■施策の方向

福祉的就労と一般就労の間に一時的な一般就労を行うなど、段階的な就労支援をし、障がいのある人にとって、安心できる就労支援を行います。

さらに、障がいのある人の就労に対するニーズの増大に応じて、サービス提供を行う事業者の設置を働きかけるなど、受け入れ体制の充実に努めます。

### ■具体的な取り組み

取組事項	内容
就労継続支援	一般企業等に雇用されることが困難な障がいのある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、支援等を行います。
福祉的就労から一般就労への移行支援	福祉的就労から一般就労に移行するにあたり、一時的に一般就労を行うなど、段階的に一般就労につなげる支援を行います。
福祉的就労の場の確保	就労移行又は就労継続事業の事業所設置に向けて参入を促していきます。

## 実施目標5 障がいのある人の自立した生活を支えるサービスの提供

### 5-1 情報提供の充実

#### ■現状と課題

障がいのある人にとって、行政をはじめとする福祉やサービスに関する必要な情報を入手することは、生活をするうえでとても重要なことです。

視覚障がいのある人に生活情報を提供するサービスとして、ボランティアグループの協力のもと毎月「声の広報」を作成し、希望者に郵送しています。さらに、必要とする人に対して、要約筆記者・手話通訳者の派遣を行っています。

アンケート調査では、情報を得る手段として「市の広報誌や町内回覧」は半数以上の方が活用しており、その他には「役所の窓口」「病院等の医療機関」「テレビや新聞」など、様々なところから情報を得ていることがわかりました。

今後も要約筆記者・手話通訳者を積極的に育成し、視覚障がい、聴覚障がい、音声言語障がいなど、障がいのある人一人ひとりに応じた多様な手段による情報提供を充実するとともに、より円滑なコミュニケーションを実現することが必要です。

情報通信機器の発達に伴って、障がいのある人にとっても利用しやすい機器が増えています。パソコン教室の開催等を通して、様々な機器の取り扱いについて学習を推進しています。今後は、障がいのある人でも情報収集、発信の手段を向上させるような取組を行う必要があります。

必要な情報が、必要な人に確実に届けられるように、いつでも必要な時に情報を得られるように、広報紙や情報通信機器を活用した情報の提供が求められています。

また、市からの配布物等が、障がいのある人でもわかりやすいものとなるように調査研究を進めていくことが必要です。

#### ■施策の方向

様々な手段を用いた障がい福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。

## ■具体的な取り組み

取組事項	内容
様々な情報提供体制の整備	広報等を活用して情報提供に努める一方、インターネットやケーブルテレビなどを利用して情報提供の体制を整えます。
「福祉の手引き」の作成	障がいのある人や高齢者の福祉サービスの内容を冊子にし、福祉制度を広く理解していただくよう努めます。
コミュニケーション支援	聴覚、言語機能などの障がいのため、意思疎通に支障がある障がいのある人とその他の人とを仲介する手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、コミュニケーションを支援します。
情報通信機器の使い方に関する講座の開催	パソコン教室を開催していくとともに、障がいの状況に応じた情報通信機器の使い方に関することを研究していきます。
市配布物に関する調査研究	障がいのある人にとって分かりやすい資料の作成について、調査研究を行います。

## 5-2 相談体制の充実

### ■現状と課題

本市では、障がいのある人と、その家族の日常生活における悩みや福祉サービスの利用に関する様々な相談事業を実施していますが、障がいのある人は、外出やコミュニケーションに困難を伴うことも少なくないため、生活全般にわたる相談が、身近な場所で気軽にできるとともに、障がいの種類や状態に応じた的確な助言、調整及び情報提供ができる体制を整えることが大切です。

そこで本市では、平成19年度に障害者総合相談支援センター「あい」を設置し、専門員を配置、障がいのある人の支援を行っています。平成19年度以降、障がいに関する相談件数が大幅に伸びています。今後も障害者総合相談支援センター「あい」のPRを行い、障がいのある人が地域で安心して生活できるように、相談体制の充実と専門員の質の向上が求められています。

アンケート調査では、相談できる相手として、「家族や親戚」が最も高くなっていますが、次いで「医療機関職員」「友人・知人」「障害者相談支援センター『あい』」があげられており、専門家への期待も高くなっています。

さらに、権利擁護や就労支援、障がいのある人自身が相談員を務めるピアカウンセリングなどの専門的で質の高い相談機能の充実が求められています。

### ■施策の方向

各種相談窓口の連携を強化し、必要に応じて各種サービスや制度の利用につなげるとともに、専門機関、医療機関等の紹介を行うなど、障がいのある人の生活全般にわたる総合的な相談体制を充実します。

さらに、身近な地域で相談しやすい環境づくりと、ピアカウンセリングによる障がい別相談体制の充実を図ります。

## ■具体的な取り組み

取組事項	内容
基幹相談支援センターの設置	障がいのある人とその家族を支援するために、障害者総合相談支援センター「あい」において相談事業を実施しています。今後は障害者総合相談支援センター「あい」を活用し、基幹相談支援センター体制を整備します。
障害者手帳の交付	障がいのある人が各種障がい福祉サービスを受けやすくするため、障害者手帳を交付するとともに、障害者手帳取得の相談・指導を行います。また、手帳交付時などに各種サービスの説明と申請手続きを行います。
相談支援の充実	障がいのある人それぞれのサービスの充実のために、個別給付化される相談支援においては、三重県の指定一般支援相談事業所（地域移行・定着担当）、市の指定特定相談支援事業所（計画作成担当）を設置し、相談支援の充実を図っていきます。
相談員による障がい別相談	障がいのある人やその家族が相談員を務めている相談事業を周知し、障がいのある人が安心して相談することができる体制や環境の整備を行います

---

## 5-3 障がい福祉サービスの充実

### (1) 訪問系サービス

#### ■現状と課題

---

障がいのある人にホームヘルパー等を派遣し、家事援助（食事の用意、洗濯、掃除等）や身体介護を行うとともに、社会参加を促進するため移動支援を行っています。

さらに、利用者ニーズに応じられるように、サービス提供体制の確保が必要となっています。

#### ■施策の方向

---

身体介護や家事援助、移動支援など、障がいのある人の日常生活を支援するため、障がいの種類や程度、利用目的に応じホームヘルパーの派遣等が適切に行われるよう支援します。

また、増大するニーズに対応するためサービス事業所の新規参入を促します。

## ■具体的な取り組み

取組事項	内容
居宅介護	居宅における入浴、排せつなどの身体介護や、居室の清掃や食事の準備などの家事援助を提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で、常時介護を要する方が対象となります。居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。
同行援護	視覚障がいにより、移動が困難な人に対して外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護などのサービスを提供します。
行動援護	知的又は精神の障がいにより、行動上著しい困難がある人で常時介護を必要とする方が対象となります。行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
重度障害者等包括支援	介護の必要の程度が著しく高い方を対象とし、居宅介護を始めとする複数の福祉サービスを包括的に提供します。
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人や障がいのある子どもの社会参加を促進するため、外出時の円滑な移動を支援します。
新たなサービス提供体制の促進	増大するニーズに対応するためサービス事業所の参入を促します。

---

## (2) 日中活動系サービス

### ■現状と課題

---

自立の促進と生きがいを高めるため、身体障がい者については、生活の改善、機能維持や改善等が行えるよう、入浴、創作的活動、機能訓練等を行い、知的障がい者については、文化的・創作的活動等を行っています。

また、介護給付の生活介護、療養介護及び自立訓練、地域生活支援事業の日中一時支援として、障がいのある人へのサービスが提供されています。

さらに、障がいのある人の家族の介護負担を軽減するため、一時的に介護が困難なときや家族の休息や外出などで、短期間、施設での介護を実施しています。

短期入所については、障がいのある人が家族と離れ、自立に向けた訓練の一環としての利用も視野に入れ、さらに利用が増大することが見込まれます。各サービスの利用実績も増加しており、今後もこの傾向が進むと見込まれます。

このため、利用者のニーズに答えられるように、市内の事業所での整備拡充を図っていく必要があります。

### ■施策の方向

---

障がいのある人が地域での社会参加が促進されるよう、機能を維持するためのサービス、創作活動、生産活動や社会との交流活動を提供するサービスなどが適切に行われるように支援します。

また、障がいのある人の家族の介護負担を軽減し、施設での機能訓練や創作活動などを行える場の確保に努めていきます。

さらに、増大するニーズに対応するためサービス事業所の新規参入を促します。

## ■具体的な取り組み

取組事項	内容
生活介護	<p>常時介護を必要とする方が対象となります。主に昼間、障がい者支援施設などで入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動又は生産活動の機会の提供などのサービスを行います（18歳未満については、児童福祉法に基づく施設給付の対象となります）。</p>
自立訓練	<p>自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。</p>
療養介護	<p>医療を要する障がいのある人で常時介護を要する方が対象となります。主に昼間、病院その他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを行います。</p>
短期入所 （ショートステイ）	<p>介護者が病気の場合などの理由により、障がい者支援施設等へ短期間の入所が必要な方を対象に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを行います。</p>
地域活動支援 （日中一時支援）	<p>創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、多様な活動の場を設けます。</p> <p>（日中一時支援）保護者が不在のときや家族の休息のため、日帰りで知的障がい者（児）を日中預かります。</p>
新たなサービス提供体制の促進	<p>増大するニーズに対応するためサービス事業所の参入を促します。</p>

---

## (3) 居住系サービス

### ■現状と課題

---

障がいのある人のいる家庭にとって将来のことを心配してやむなく施設入所を選択するのではなく、その能力に応じて地域生活を継続することができる居住環境の確保や公的サービス等の充実が求められています。

施設入所支援は夜間みの居住サービスとなり、生活介護や就労サービスなどの日中サービスを併用しながら生活することとなります。

アンケート調査では、今後の施策として特に望むことは、「障がいのある友だちと一緒に暮らすグループホームなどを増やしてほしい」という意見が知的障がいのある人では2割を超えており、前回調査同様に高いニーズがあります。

介護の必要性が高い人が利用する共同生活介護（ケアホーム）と比較的介護の必要性の低い方が利用する共同生活援助（グループホーム）の整備が求められています。

### ■施策の方向

---

障がいのある人が、地域で生活できるように、ケアホームやグループホームなどの基盤整備を促進していきます。

また、障がいのある人の生活、居住の場の確保に努めます。

## ■具体的な取り組み

取組事項	内容
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを行います（18歳未満については、児童福祉法に基づく施設給付の対象となります）。
共同生活介護	共同生活を営む住居において、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを行います（18歳以上が対象となります）。
共同生活援助	共同生活を営む住居において、主に夜間に、相談その他日常生活の援助のサービスを行います。
新たなサービス提供体制の促進	障がいのある人が地域で生活できるように、ケアホーム・グループホームなどの新規設置について、事業所の新規参入を促します。また、施設入所・ケアホーム・グループホームなどにスムーズに移行できるよう支援を行います。
居住サービスの場の確保	共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）の設置に向けて事業所の参入を促していきます。

---

## 5-4 自立を支えるサービスの提供

### ■現状と課題

---

障害者自立支援法に基づくサービスのほか、障がいのある人の自立した生活を支援するための様々なサービスを提供しています。

障がいのある人のサービスについても、障がいのある人一人ひとりのニーズと実情に合わせて、必要なサービスの提供を行っていくことが重要です。

このため、障がいのある人のニーズを的確に把握し、随時サービス内容の見直しを図っていくことが求められています。

### ■施策の方向

---

障がいのある人の外出支援やその他のサービスを行い、社会参加の促進・生活の質の向上を図ります。

また、「福祉有償運送」の参入を事業所に呼びかけ、通院や社会参加などの支援を行います。

障がいのある人のニーズに即したサービス提供が行われるように、随時見直しを行っていきます。

## ■具体的な取り組み

取組事項	内容
福祉移送サービス等移動サービスの確保	車いすや寝たままでも乗車が楽にできる車を使用し、通院時などの支援を行います。また、「福祉有償運送」の新規参入を事業所に呼びかけ、通院や社会参加などの支援を行います。
視覚障がい者等生活訓練事業	視覚障がい者を対象に、日常生活をおくる上で必要な生活訓練を実施します。
タクシー料金の助成	重度の障がいのある人に対して、タクシー乗車券の交付を行います。
自動車燃料費の助成	自己所有の自動車を自ら運転し、通院・通勤などに使用する場合、自動車燃料費の助成を行います。
自動車税等の減免	障がいのある人などが所有し、かつ、使用する自動車で一定の条件にあてはまる場合、自動車税、自動車取得税等を減免します。
自動車改造費の助成	就労などのため自己所有の自動車を自ら運転する場合、その自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどの改造費の一部を助成します。
自動車操作訓練費の助成	免許取得が経済的に困難な1級～4級の身体障がい者手帳を所持している人が自動車免許を取得する場合、その費用の一部を助成します。
「白鳥の湯」無料入浴券の交付	障がい者手帳所持者等に対し、総合保健福祉センター「あいあい」内にある「白鳥の湯」の無料入浴券を1か月あたり2枚交付します。
その他事業の周知	NHK放送受信料の減免等、NTT無料番号案内、携帯電話料金の割引、鉄道及びバス等公共交通機関の割引制度などの各事業について、市民に広く知っていただくため、窓口、広報紙及びケーブルテレビなどを利用して、様々な方法でPRします。

## 5-5 福祉用具の利用

### ■現状と課題

身体障がい者（児）の身体機能を補完するため、車いす、補助機器等の補装具費の支給を行っています。また、在宅の重度障がい者（児）が日常生活をより円滑に送ることができるよう、日常生活用具の給付を行っています。

### ■施策の方向

補装具費の支給や日常生活用具の給付などを行い、障がいのある人の生活の質の向上を図ります。

### ■具体的な取り組み

取組事項	内容
補装具費の支給	身体障がい者（児）の身体機能を補完するため、車いす、下肢装具、補聴器などの補装具製作・修理に関する費用の支給を行います。
日常生活用具の給付	おもに在宅の重度障がい者（児）が日常生活をより円滑に送ることができるよう、福祉用具の給付を行います。
福祉機器等の貸与	社会福祉協議会において、障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、必要な方に対して短期間の車いす等の貸与を行います。

---

## 5-6 経済的支援の充実

### ■現状と課題

---

特別障がい者手当や年金制度、扶養共済制度、資金の貸付等、国や県の制度も含めて様々な支援制度があり、これらの有効な活用を促進するため、各種制度の周知を一層図っていく必要があります。

### ■施策の方向

---

障がいのある人の生活を支援する各種手当、年金制度、扶養共済制度等について、制度を広く知っていただくよう努めます。

各種手当については、障がいのある人のニーズに即した支援となるよう、国の制度改革の状況を見据えながら随時見直しを図ります。

## ■具体的な取り組み

取組事項	内容
特別障害者手当	重度の障がい重複してあるなど、日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の障がいのある人に対して手当を支給します。
特別児童扶養手当	20歳未満で、中度・重度の障がいを持つ人を扶養している人に手当を支給します。
重度心身障害者介助者手当	在宅で20歳以上の重度障がい者を介助している人に手当を支給していますが、障がいのある人のニーズに即したサービスへの転換を図ります。
障害児福祉手当	著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の人に手当を支給していますが、障がいのある人のニーズに即したサービスへの転換を図ります。
心身障害者扶養共済	月々の掛け金により、保護者が死亡した場合、障がいのある人に対し、年金が支給される制度で、障がいのある人を扶養している65歳未満の人が加入できます。
福祉資金の貸付	三重県社会福祉協議会が行う福祉資金の貸付に関して、社会福祉協議会が業務の一部を受託し、障がいのある人や低所得者、高齢者世帯に対し、福祉資金を貸付することで、経済的自立を促します。
歳末たすけあい援護金	社会福祉協議会において、障がいを持つ児童や、施設入所者で無年金の人などに、援護金を支給します。
障害基礎年金	障がい認定日において、国民年金法が定める1～2級の障がいの状態であることなどの要件を満たしている人に、障害基礎年金を支給します。

---

## 5-7 障がいのある人の権利擁護対策の充実

### ■現状と課題

障がいのある人が日常生活を送っていく上で、サービスを適切に選び、また、身の回りのことや日常的な金銭管理を適切に行うことが困難な人もいます。こうした人を支援するため、地域福祉権利擁護事業が実施されているほか、成年後見制度など、障がいのある人の権利擁護の仕組みが整備されています。また、消費者被害も後を絶たず、判断能力が十分でない障がい者等の消費者トラブル防止のための啓発が必要です。

精神障がい者や知的障がい者、さらには認知症高齢者の地域での自立した生活を最後まで支援するため、成年後見制度への移行や地域福祉権利擁護事業との併用が必要となっています。

これらの制度を利用する潜在的ニーズの発掘のため、民生委員・児童委員等の関係者への周知を徹底することが課題です。

### ■施策の方向

障がいのある人の権利擁護のための事業について、市民に広く知っていただくよう努めます。

障がいのある人の虐待防止を支援するため、圏域において、虐待防止センターの設置に向けて取り組みます。

また、障がいある人の消費者被害対策の啓発・推進に取り組みます。

## ■具体的な取り組み

取組事項	内容
権利擁護の実施と普及	<p>成年後見制度などについての理解を深め、適切な利用ができるよう広報紙やパンフレットなどで、周知を図ります。</p> <p>地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の内容、利用の仕方等を関係者に十分に理解していただくため、勉強会等を開催します。</p> <p>また、社会福祉協議会において地域福祉権利擁護事業を実施します。</p>
虐待防止センターの設置の検討	<p>虐待防止を支援するため、圏域において虐待防止センターの設置に向けて検討を行います。</p>
成年後見制度申立て費用の助成	<p>成年後見制度を利用しようとする知的障がい者や精神障がい者等に対し、成年後見制度の審判請求に要する費用の一部を助成します。</p>
消費者被害の防止	<p>障がい者を詐欺や悪徳商法などから守るため、鈴鹿亀山消費生活センターとの積極的な情報交換を行うなど、消費者被害への適切な対応を図ります。</p>

## 実施目標6 地域で安全に安心して暮らせるまちづくり

### 6-1 ユニバーサルデザインのまちづくり

#### ■現状と課題

三重県においては、平成11年に「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」が施行され、本市においてもこの条例に基づき、「だれもが社会のあらゆる分野の活動に参加するうえで、自由に行動し、安全で快適に生活できるよう配慮されたまちづくり」というユニバーサルデザインの推進を図っています。

ユニバーサルデザイン普及啓発事業として、優先駐車場の利用に対する意識向上を目的とした「ハートトゥユーキャンペーン」や「思いやりキャンペーン」を実施するとともに、啓発ステッカー「ハートトゥユー」をあいあいまつりやヒューマンフェスタ in 亀山で配布しています。また、公用車にもステッカーを貼付し、周知を行いました。

亀山市交通バリアフリー構想に基づき、亀山駅構内のエレベーター3基の設置を支援し、障がいのある人等の移動の円滑化を図っています。さらに、西野公園内の障がい者用トイレの段差解消や体育館内にオストメイト対応の障がい者用トイレを増設するなど、障がい者が利用しやすい環境の整備を図りました。

アンケート調査では「外出しやすい環境や交通機関の利便を図ってほしい」が2割弱のニーズがあります。前回調査と比較しても、各障がいのある人のニーズは高まっています。

障がいのある人や高齢者を含めた全ての人にとって使いやすい施設と外出しやすい環境を整備していくことが重要です。今後も関係機関との協議・連携を行いながら、施設や道路等の外部環境のバリアフリー化を一層進める必要があります。

また、選挙における障がいのある人への配慮が求められており、障がいのある人の投票機会の確保や障がいのある人に配慮した選挙公報など、障がいのある人が円滑に投票できるような配慮が必要です。

#### ■施策の方向

障がいのある人を含む全ての市民のための総合的なまちづくりを推進し、障がいのある人や高齢者のまちづくりへの参加を進めます。また、市民に「ユニバーサルデザイン」の考え方を広く知っていただくよう努めます。

## ■具体的な取り組み

取組事項	内容
建物や施設の バリアフリー化の 推進	駅前や既存公園の改修においては、バリアフリー化を進めます。また、「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」の周知徹底を図り、様々な施設がユニバーサルデザインに配慮されるよう働きかけていきます。
ユニバーサルデザイン のまちづくり の推進	道路の改良工事においては、ユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。
ユニバーサルデザイン の普及・啓発	各小・中学校や地域でのユニバーサルデザインに関する出前講座や車いす駐車場の正しい利用についてキャンペーンを行うなど、市民に広くユニバーサルデザインの意識を根付かせます。
公共建築物の バリアフリー化	床段差の解消、手摺の設置等、新設に際して建築物のバリアフリー化に努めるとともに、点字案内板等を順次整備します。
公共的施設・大型量 販店等のバリアフ リー化の啓発	病院や銀行といった公共的施設に対してパンフレットを配布するなど、バリアフリー化について働きかけます。
車いす使用者用ト イレの設置	公園について、車いす使用者用トイレの設置を検討します。
幹線道路の整備	事業計画見直しの際などに、歩道スペースの確保や改良時点で段差等の解消を含めた歩道のバリアフリー化の整備を進めます。
生活道路の整備	道路上の安全性について細かな点に配慮し、整備を進めます。
歩道上の安全確保	歩道上の放置自転車や障がい物及び店舗先の商品陳列等について、歩行上の障がいにならないよう、ケーブルテレビや広報等でPRし広く知っていただくよう努めます。
選挙等における配 慮	投票所や期日前投票所において、障がい者が利用しやすいよう、駐車場の確保や段差解消などのバリアフリー化を施設管理者に呼び掛けていきます。 選挙管理委員会が発行する選挙公報について、障がい者団体と協力して円滑な投票につながるよう研究していきます。

## 6-2 住環境の整備

### ■現状と課題

身体に障がいのある人にとって住み慣れた自宅で暮らすためには、障がいの状況に応じて住宅のバリアフリー化が必要です。

本市では、平成23年度から平成25年度において、良好な住環境確保のため、市民が市内の施工業者にリフォーム工事を依頼し、住宅改修する場合、その費用の一部を助成する住宅リフォーム助成事業を実施しています。

さらに、障がいのある人を対象に、日常生活用具給付事業で、小規模な住宅改修に対する助成制度を行っており、今後も制度の周知が必要です。

また、住宅の建築時からバリアフリーに配慮された建物がつくられるよう、バリアフリーに関する情報提供を行うとともに、相談窓口の設置が求められています。

### ■施策の方向

住宅改造事業などにより、住宅のバリアフリー化を進めるとともに、情報の提供を進めます。

また、市営住宅においてもバリアフリー化を進めます。

### ■具体的な取り組み

取組事項	内容
市営住宅のバリアフリー化推進	既存の市営住宅において、共有部分について高齢者や障がいのある人に配慮するため、建物のバリアフリー化を進めます。
民間賃貸住宅の借り上げ	ユニバーサルデザインに配慮した民間賃貸住宅を、市営住宅として借り上げ、障がいのある人等に提供します。
住宅改修等への支援	障がいのある人が在宅で生活しやすいよう、住宅を改修することを支援します。
居宅生活動作補助用具（住宅改修）制度の周知	住宅改修制度について、市民に広く知っていただくよう努めます。

---

## 6-3 防災・安全対策の充実

### ■現状と課題

火事や地震・台風等の災害が起きた場合や、自宅で緊急事態が発生した場合、障がいのある人（災害時要援護者）が自らの安全を確保するためには様々な困難が伴います。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、地震や津波といった災害時の障がいのある人の避難の問題、災害後の避難生活の問題等、様々な課題が明らかになりました。

アンケート調査では、不安に感じることとして「災害や病気・事故等で命に危険がある時、すぐに助けに来てもらえるか」は身体障がい者、精神障がい者で特に高くなっています。

まずは、障がいのある人への確実な情報提供、安否確認、避難及び救出が迅速かつ漏れなく行われるよう、地域における災害時の支援体制を確立することが重要です。

また、福祉避難所の確保等、障がいのある人が災害時に少しでも安心できるような体制の整備が必要です。

さらには、障がいのある人、その介護者、地域で支援を行う人に対し、防災学習の機会を提供するなどして、市民全体の防災意識の向上を図ることが必要です。

日常生活における安全対策として、警察への通報や相談にも困難を伴うことから、障がいのある人向けに設置された通報手段について、一層周知していく必要があります。

### ■施策の方向

災害時における障がいのある人の安全確保のため、ボランティアと連携した支援体制の整備を行います。

## ■具体的な取り組み

取組事項	内容
通信ネットワーク整備事業	地震や風水害等の災害発生時に、関連情報を市民に対し迅速に伝達できるよう、総合的な防災情報伝達システムの構築を進めます。
災害時要援護者対策の推進	災害時要援護者の把握と災害時の安否確認、避難、救出等を迅速に行えるような対策を進めます。
災害ボランティアの育成	社会福祉協議会では、災害時に活動できるボランティア組織の育成を行います。
防災知識の普及	災害発生時、市民一人ひとりが適切に行動できるよう、防災知識の普及に努めます。
災害時要援護者避難対策マニュアル作成の推進	地域で普段から介護・介助が必要な「災害時要援護者」に対して、地域住民による救助・避難体制づくりを進めます。
障がいのある人の防災訓練への参加促進	市や自主防災組織が実施する防災訓練へ積極的に参加することを、広報や団体及び民生委員・児童委員を通じて進めます。
避難生活用品の備蓄	災害発生時の避難生活用品について、障がいのある人に必要な生活用品などを障がい者団体と話し合い、備蓄に努めます。
福祉避難所の確保	高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障をきたす人たちのための何らかの特別な配慮がされた避難所の確保に向けて対策を進めます。
防犯対策の推進	聴覚や言語に障がいがあるなど、電話で110番・119番ができない人のために、ファックスなどを利用できる制度の周知に努めます。

---

## 6-4 地域で支えるネットワークづくり

### ■現状と課題

---

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、日頃から地域の人による見守りや支援が重要であり、災害時にはそのようなつながりがさらに重要になります。本市では社会福祉協議会とともに障がいのある人や高齢者を支える身近な存在として、民生委員・児童委員をはじめ、福祉委員や自治会等が協力連携し、地域ぐるみの助け合い・支え合い活動を進めてきました。

障がいのある人の増加に伴い、地域における支えあいのしくみづくりを重点的に進めていく必要があります。

しかしながら、地域によって活動に差があり、地域特性を考慮に入れながら独自の活動を支援するための専任の地域福祉コーディネーターを配置する等、地域活動を促進する働きかけや支援を充実する必要があります。

### ■施策の方向

---

障がいのある人が地域で安心して暮らせるように、地区コミュニティを核に様々な人と連携し、地域に密着したサービスや相談体制を確保しながら、地域の福祉力の向上に努めます。

## ■具体的な取り組み

取組事項	内容
民生委員・児童委員の活動	地域住民の立場に立って社会福祉に関わる相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めます。
福祉委員会の設置	社会福祉協議会では、福祉委員会を地区コミュニティに設置し、要援助者の早期発見、早期対応、災害時の対策等を視野に入れて、障がいのある人や高齢者等を対象に見守り・訪問・助け合い活動・ふれあい交流・研修・広報活動等を行います。
障がいのある人や高齢者の暮らしを支えるネットワーク活動の充実	社会福祉協議会は、障がいのある人や高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、民生委員児童委員、福祉委員、自治会、老人クラブ、婦人会、ボランティア、当事者団体等が協力し、地域福祉を推進する小地域ネットワーク活動を支援します。

---

## 第5章 計画の推進体制

---

### 1 地域自立支援協議会の充実、機能強化

障がい者団体、民間非営利団体（NPO）、サービス提供事業所、社会福祉協議会、障がい福祉施設、医療施設などとの連携を強化することにより、障がいのある人が最適なサービスを利用し、地域で安心して暮らしていけるよう関係機関で構成する地域自立支援協議会の充実を図ります。

地域自立支援協議会へは、できるだけ多くの関係者との連携を深め、障がいのある人の生活を支援していく協議を行うため、地域自立支援協議会ワーキンググループを定期的を開催していきます。

また、今回の障害者自立支援法の一部改正を踏まえ、指定特定相談支援事業者が今後作成するサービス事業所等利用計画等の質の向上を図るための支援体制や、地域移行支援・地域定着支援を効果的に実施するための役割が担えるように努めていきます。

### 2 内部推進体制の整備

保健、福祉、医療、教育、雇用、まちづくりなど、幅広い分野にわたる障がい者施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の関係部署との連携をこれまで以上に強化した推進体制を整備します。

また、市職員に対して研修を実施し、障がい者福祉に関する知識と意識を高め、障がいのある人に対する理解を深めます。

### 3 広域的な連携の強化

社会福祉法人、関係団体などとの連携を強化し、施設の広域的な活用や事業の共同推進、事務事業の合理化など、福祉サービスの向上をめざします。また、国や県との密接な連携を進め、行財政上必要な措置についても要請していきます。





**資 料**

---

---

---

# 1 策定経過

日 時	会議名	内 容
平成 23 年 3 月 22 日	地域自立支援協議会 ワーキング第 1 回準備会	・ H23 年度地域自立支援協議会について ・ 意見交換会
平成 23 年 4 月 20 日	地域自立支援協議会 ワーキング第 2 回準備会	・ 相談支援事業について ・ ワーキングについて意見交換会
平成 23 年 5 月 31 日	地域自立支援協議会 ワーキング第 3 回準備会	・ 県内の地域自立支援協議会の状況について ・ 市内作業所、日中の場、憩いの場について
平成 23 年 6 月 29 日	第 1 回ワーキング会議	・ 「ニーズ」「課題」の洗い出し
平成 23 年 7 月 29 日	第 2 回ワーキング会議	・ 移動支援事業について ・ 前回の「ニーズ」や地域の社会資源について
平成 23 年 8 月 1 日	第 1 回地域自立支援協議会	・ 地域自立支援協議会について ・ 障がい者計画の見直しについて ・ 第 3 期障がい福祉計画資料説明
平成 23 年 8 月 30 日	第 3 回ワーキング会議	・ 障がい福祉計画及び障がい者福祉計画の実績について ・ 第 3 期障がい福祉計画の数値について
平成 23 年 9 月 29 日	第 4 回ワーキング会議	・ 第 3 期障がい福祉計画の数値について
平成 23 年 10 月 14 日	第 2 回地域自立支援協議会	・ アンケート調査について ・ 障がい者福祉計画取組状況について ・ 第 3 期障がい福祉計画 (1) 数値目標 (2) サービス見込量について
平成 23 年 10 月 27 日	第 5 回ワーキング会議	・ アンケート結果について ・ 第 3 期障がい福祉計画数値目標について ・ 障がい者福祉計画について
平成 23 年 11 月 30 日	第 6 回ワーキング会議	・ 第 3 期障がい福祉計画数値目標について
平成 23 年 12 月 2 日	第 3 回地域自立支援協議会	・ 第 3 期障がい福祉計画数値目標について
平成 23 年 12 月 20 日	第 7 回ワーキング会議	・ 障がい者福祉計画について
平成 23 年 12 月 27 日	第 4 回地域自立支援協議会	・ 障がい者福祉計画について ・ 第 3 期障がい福祉計画について
平成 24 年 1 月 12 日	第 8 回ワーキング会議	・ 障がい者福祉計画（素案）について ・ 第 3 期障がい福祉計画について
平成 24 年 1 月 18 日	第 5 回地域自立支援協議会	・ 障がい者福祉計画（素案）について ・ 第 3 期障がい福祉計画（素案）について
平成 24 年 2 月～3 月	パブリックコメントの実施	

## 2 亀山市地域自立支援協議会（障がい者計画・障がい福祉計画策定） 委員名簿

（敬称略・順不同）

		所 属	氏 名	職 種 等
1	学識経験を有するもの	三重大学	あらかわ てつお 荒川 哲郎	三重大学教育学部教授
2	相談支援事業者に属する者	障害者総合相談支援センター「あい」	みなみかわ くみこ 南川 久美子	センター長
3	障がい福祉サービス事業者に属する者	社会福祉法人伊勢亀鈴会	のぐち さえこ 野口 小恵子	八野ワークセンター総務支援課長
4	〃	社会福祉法人けやき福社会	いわき なおつぐ 磐城 直次	障害者生活介護支援センター鈴鹿けやき苑施設長
5	〃	社会福祉法人和順会	みやざと ゆうし 宮里 祐史	法人理事和順会事務長
6	〃	社会福祉法人四季の里	やまなか としき 山中 俊毅	CH・GH生活介護事業ブナの森すずか管理者
7	保健機関関係団体に属する者	鈴鹿保健福祉事務所	こばやし はじめ 小林 肇	企画福祉課長
8	医療機関に属する者	鈴鹿厚生病院	にしうら まこと 西浦 眞琴	病院長
9	〃	鈴鹿さくら病院	みぞぐち まさひこ 溝口 雅彦	病院事務長
10	教育関係機関に属する者	教育研究室	いわま ひろや 岩間 浩哉	亀山市教育研究室副室長
11	雇用関係機関に属する者	三重障害者職業センター	やまだ なおみ 山田 直未	障害者職業カウンセラー
12	〃	中日運輸株式会社	さとう さちよ 佐藤 幸代	亀山市雇用対策協議会会長代理取締役
13	障がい者関係団体に属する者	亀山市身体障害者福祉協会	にしかわ ひろし 西川 浩	会長
14	〃	かめやま障害児者を支える会	おざき やすこ 尾崎 靖子	会長
15	関係行政機関	亀山市健康福祉部	やまざき ひろやす 山崎 裕康	亀山市福祉事務所長
16	その他市長が必要と認める者	亀山市社会福祉協議会	うらかわ ともこ 浦川 朋子	亀山地域権利擁護センター専門員
17	〃	ぽっかぽかの会	はまの よしみ 濱野 芳美	代表
18	〃	みつくすどろっぴす	はっとり 服部 さおり	代表
19	〃	亀山市社会福祉協議会作業所「つくしの家」	こばやし かずみち 小林 一路	所長
20	〃	小規模作業所「夢想工房」	さの けんじ 佐野 健治	施設長

### 3 亀山市地域自立支援協議会設置要綱

平成19年3月27日

(設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第87条の規定により定められた指針に基づき、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、亀山市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平22.3.31・一部改正)

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市が委託した指定相談支援事業者等の運営等について評価すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワークの構築に向けて協議すること。
- (3) 地域に必要な社会資源の開発及び改善に関する調査等を行うこと。
- (4) 亀山市障がい者福祉計画及び亀山市障がい福祉計画の策定に必要な検討を行うこと。
- (5) 地域の障害福祉に関する協議すること。

(平22.3.31・一部改正)

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定相談支援事業者に属する者
- (2) 障がい福祉サービス事業者に属する者
- (3) 保健関係機関に属する者
- (4) 医療機関に属する者
- (5) 教育関係機関に属する者
- (6) 雇用関係機関に属する者
- (7) 障がい者関係団体に属する者
- (8) 学識経験者
- (9) 関係行政機関の職員
- (10) その他市長が必要と認める者

(平22.3.31・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

---

(会長)

第5条 協議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分野別部会)

第7条 協議会は、特定の事項について調査及び研究を行うため、分野別部会を置くことができる。

2 分野別部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、高齢障がい支援室において処理する。

(平22.3.31・一部改正)

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(亀山市障害者福祉計画等検討委員会要綱の廃止)

2 亀山市障害者福祉計画等検討委員会要綱(平成18年6月26日施行)は、廃止する。

附 則(平成22年3月31日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 4 障がいのある人を取りまく現状

### 1 サービスの利用状況

		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
居宅介護		30	38	40
重度訪問介護		1	1	0
行動援護		1	2	1
重度障害者等包括支援		0	0	0
生活介護		20	40	45
自立訓練（機能訓練）		3	1	3
自立訓練（生活訓練）		0	0	4
就労移行支援		9	10	6
就労継続支援（A型）		0	0	0
就労継続支援（B型）		15	19	42
旧法施設支援（日中活動系）		22	4	2
療養介護		2	2	1
児童デイサービス		3	3	3
短期入所		15	16	15
共同生活援助		1	0	0
共同生活介護		9	11	13
施設入所支援		5	21	26
旧法施設入所		26	16	6
旧法生活訓練施設（精神）		0	0	0
障害者相談支援事業		1,809	2,072	2,128
地域自立支援協議会		1	1	1
コミュニケーション支援事業		6	6	11
日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具	2	5	13
	②自立生活支援用具	6	3	10
	③在宅療養等支援用具	7	13	16
	④情報・意思疎通支援用具	8	9	13
	⑤排泄管理支援用具	650	925	890
	⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	3	3	4
移動支援	利用者数	85	95	54
	利用時間	2,138	1,840	1,501
日中一時支援事業	利用者数	21	20	23
	利用日数	395	388	416
施設入所者就職支度金		0	1	0

## 2 療育・教育の状況

### (1) 特別支援学級の状況

#### ①特別支援学級の状況（市内小・中学校）

	設置校数（校）	学級数（級）	障がい児数（人）	介助員数（人）
小学校	10	19	62	29
中学校	3	7	32	10
計	13	26	94	39

資料：学校教育室（平成23年5月1日現在）

#### ②介助員数の推移（市内小・中学校）（人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
小学校	21	30	29
中学校	8	11	10
計	29	41	39

資料：学校教育室（平成23年5月1日現在）

#### ③通級指導教室の状況（市内小・中学校）

	設置校数（校）	通級児童数（人）
小学校	2	41
中学校	1	5
合計	3	46

資料：教育研究室（平成23年10月1日現在）

#### ④小学校・中学校の特別支援学級在籍者状況（人）

種別	学年	小学校						中学校			計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
肢体不自由		0	0	1	0	2	0	1	2	1	7
知的障がい		4	8	6	3	2	3	3	5	4	38
情緒障がい		2	9	3	10	5	4	6	6	4	49
計		6	17	10	13	9	7	10	13	9	94

資料：学校教育室（平成23年5月1日）

#### ⑤小学校・中学校特別支援学級在籍児童・生徒数の推移（人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
在籍児童・生徒数	75	91	94

資料：学校教育室（市外特別支援学校通学者のそく）

---

## (2) 特別支援教育の状況

### ① 特別支援教育の基本的な考え方

亀山市の特別支援教育では、特別な教育的支援を必要としている子どもたちの自立や社会参加に向け、1人ひとりのニーズに応じて能力や可能性を伸ばすように支援しています。また、幼児期から小学校・中学校、その後の進路に関わって切れ目なく支援する観点から、子ども総合支援センターや特別支援学校、専門機関などと連携し、協力を得ながら進めています。

### ② 特別支援教育の取り組み

#### 1) 「就学指導委員会」(年4回、小委員会は適宜実施)及び就学時健康診断

(年1回)

- ・小中学校就学や進級に関わる該当幼児、児童、生徒の1人ひとりの実態把握と共通理解及び就学判定
- ・介助員の必要の有無を基準に従って判定
- ・特別支援学級、特別支援学校在籍児童生徒の状況把握と共通理解

#### 2) 特別支援教育コーディネーター担当者会(年4回)

- ・亀山市の特別支援教育についての共通理解、研修
- ・各学校の特別支援教育体制についての情報交換、取り組み報告など

#### 3) 通級指導教室運営協議会

##### ○通級による児童生徒への指導支援

- ・適応指導教室(ふれあい教室)・・・教育研究室  
※不登校に関する適応指導や環境調整
- ・言語通級指導教室(ことばの教室)・・・井田川小学校  
※言語障がいに関する課題改善等の指導支援
- ・情緒等通級指導教室(まなびの教室)・・・亀山西小学校
- ・情緒等通級指導教室(きずきの教室)・・・亀山中学校  
※発達障がいによる学習や生活に関する課題改善の指導支援

##### ○SST(SocialskillsTraining=生活技能訓練)を中心にした小集団指導<<事務局教育研究室>>

- ・こみけキッズ(小学校1年~小学校3年、4年生までの通常学級の児童)
- ・こみけクラブ(小学校4、5年生~中学校3年生までの通常学級の児童)

#### 4) 学校巡回相談

- ・子ども総合センターと連携し、発達検査等を活用した、児童生徒(特別支援学級在籍及び通常の学級在籍)の学習指導、生徒指導に関する支援方法についての指導・助言
- ・個別の教育支援(指導)計画作成について

- ・特別支援学校の教員、学校心理士による助言

#### 5) 事例検討会及び研修会の実施

- ・学校からの事例をもとに個の理解と対応、学級集団での指導支援などについて話し合ったり、講師を招いて研修会を開催しています。

資料：教育研究室

### (3) 特別支援学校の状況

平成23年8月31日現在、市外の特別支援学校に通っている児童・生徒は小学部6人、中学部4人、高等部23人で合計30人となっています。なお、聾学校の幼稚園部に3人の子どもが通っています。

#### ①特別支援学校等の就学状況

(人)

学校名	小学部	中学部	高等部	計
西日野	0	0	0	0
城山	0	2	1	3
城山草の実分校	0	0	1	1
聖母の家学園	0	2	1	3
緑ヶ丘	1	0	1	2
県立ろう学校	0	0	1	1
杉の子	3	0	2	5
杉の子分校(石薬師)	0	0	14	14
三重大学付属	0	0	1	1
稲葉	0	0	1	1
計	3	4	23	30

資料：各特別支援学校（平成23年8月31日現在）

#### (4) 公立保育園の状況

##### ① 保育園における障がいのある子どもの在籍状況

	3歳未満	3歳	4歳以上	計
在籍児数 (人)	229	150	312	691
在籍障がい児数 (人)	3	8	24	35
加配保育士数 (人)	3	7	15	25

資料：子ども家庭室（平成23年10月1日現在）

##### ② 保育園における障がいのある子ども数及び加配保育士の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
3歳未満 (人)	1	2	3
3歳 (人)	10	9	8
4歳以上 (人)	20	27	24
計 (人)	31	38	35
加配保育士 (人)	19	25	25

資料：子ども家庭室（各年10月1日現在）

#### (5) 公立幼稚園の状況

##### ① 幼稚園における障がいのある子どもの在籍状況

	3歳	4歳以上	計
在籍児数 (人)	119	270	389
在籍障がい児数 (人)	26		26
加配保育士数 (人)	15		15

資料：教育総務室（平成23年10月1日現在）

##### ② 幼稚園における障がいのある子ども数及び加配保育士の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
3歳以上 (人)	15	16	26
計 (人)	15	16	26
加配保育士 (人)	16	16	15

資料：教育総務室（各年10月1日現在）

---

(6) 療育相談の状況

①療育相談利用実人数

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
個別療育相談 (人)	6	5	5	7
集団療育相談 (人)	26	24	24	23

②療育相談 (個別療育) 開催数

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
相談開催数 (回)	46	65	33	61
延べ相談件数 (件)	46	65	33	61

③療育相談 (集団療育) 開催数

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
相談開催数 (回)	43	42	48	40
延べ相談件数 (件)	227	212	260	230

### 3 就業状況

#### (1) 障がいのある人の求人状況

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他
新規求職申込数	156	53	104	4
紹介件数	305	103	146	21
就職件数	60	26	26	3
新規登録者数	88	34	70	4
有効求職者数	195	61	126	3
就職中の者	541	168	66	3
保留中の者	72	14	26	0

資料：鈴鹿公共職業安定所（H23 年度業務年報抜粋）平成 23 年 3 月末現在

#### (2) 三重県民間企業における雇用状況

	企業数 (企業)	障がい者数			
		重度	重度以外	短時間	実雇用率
農林漁業	5	2	6	0	1.87
鉱業	2	1	1	0	0.61
建設業	25	7	15	1	1.08
製造業	311	221	449	26	1.5
電気、ガス、熱供給、 水道業	2	0	1	0	0.46
情報通信業	15	5	10	1	0.87
運輸業	70	30	112	12	1.52
卸売・小売業	102	59	146	53	1.41
金融・保険	11	38	46	5	1.46
不動産業、物品賃貸業	8	2	5	1	0.83
学術研究、専門・技術	10	3	11	1	1.2
飲食店・宿泊業	19	29	40	22	1.77
生活関連、娯楽業	34	37	50	8	1.89
教育・学習支援業	14	3	14	1	1.02
医療、福祉	157	96	242	72	1.9
複合サービス事業	20	21	34	0	1.38
サービス業	79	18	55	12	1.04
計	884	572	1237	215	1.51

資料：厚生労働省三重労働局（平成 23 年 6 月 1 日現在）

(3) 市職員の障がいのある人の雇用状況の推移（市長部局）

		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
算定基準労働者数		354	348	341	334	341	418
障がい者 雇用人数	身体障がい者	8	8	8	8	8	9
	知的障がい者	0	0	0	0	0	0
雇用率		2.26	2.3	2.3	2.4	2.3	2.2

資料：人材育成室（各年度実績）

(4) 市職員の障がいのある人の雇用状況の推移（教育委員会部局）

		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
算定基準労働者数		63	68	67	66	57	54
障がい者 雇用人数	身体障がい者	0	0	0	0	0	0
	知的障がい者	0	0	1	1	1	1
雇用率		0	0	1.49	1.51	1.75	1.85

資料：教育総務室（各年度実績）

## 4 通所・入所の状況

### (1) 通所事業所

事業の種類	施設名	所在地	入所・通所別	利用人員 (人)
生活介護	あさけ学園	三重郡菟野町	通所	1
生活介護	八野ワークセンター	鈴鹿市八野町	通所	3
生活介護	第2八野ワーク	鈴鹿市八野町	通所	2
生活介護	和順会	鈴鹿市上田町	通所	1
生活介護	風早の郷	津市戸木町	通所	1
生活介護	菟野聖十字の家	三重郡菟野町	通所	1
生活介護	ブナの森すすか	鈴鹿市下大久保	通所	3
生活介護	けやき苑	鈴鹿市石薬師	通所	13
自立訓練(機能)	三重県身障センター	津市一身田	通所	2
自立訓練(生活)	さんさん	鈴鹿市岸岡町	通所	5
就労移行支援	みのり工房	四日市市幸町	通所	1
就労移行支援	三重県身障センター	津市一身田	通所	2
就労継続支援A	きらら	鈴鹿市住吉	通所	1
就労継続支援B	八野ワークセンター	鈴鹿市八野町	通所	2
就労継続支援B	第2八野ワーク	鈴鹿市八野町	通所	8
就労継続支援B	きれいサポート	鈴鹿市中江島	通所	2
就労継続支援B	あおぞらワーク	四日市市山田町	通所	2
就労継続支援B	工房いなば	津市稲葉町	通所	1
就労継続支援B	すすわ	四日市市	通所	1
就労継続支援B	みすぎ杉の実	津市美杉町	通所	1
就労継続支援B	ぬくもり結の里	津市高野尾	通所	1
就労継続支援B	コスモス	鈴鹿市国府町	通所	3
就労継続支援B	夢想工房	亀山市本町	通所	15
合計				72

資料：高齢障がい支援室（平成23年6月末現在）

(2) 旧体系事業所等

事業の種類	施設名	所在地	入所・通所別	利用人員 (人)
知的通所授産	こころの結	津市高野尾町	通所	2
知的通所授産	津ワークキャンパス	津市大里窪田町	通所	1
身体通所授産	風早の郷	津市戸木町	通所	1
小規模作業所	つくしの家	亀山市若山町	通所	21
小規模作業所	なかまの部屋	亀山市関町	通所	10
合 計				35

(3) 共同生活援助及び共同生活介護の状況

事業の種類	施設名	所在地	入所・通所別	利用人員 (人)
共同生活介護	四季の里	四日市市川島町	入所	1
共同生活介護	ぶなの森鈴鹿	鈴鹿市下大久保	入所	2
共同生活介護	つくしんぼの家	津市美杉町	入所	1
共同生活介護	きれい	鈴鹿市寺家	入所	2
共同生活介護	ドリームハウス	津市稲葉町	入所	1
共同生活介護	ファミリーひなが	四日市市日永	入所	3
共同生活介護	なでしこ	いなべ市北勢町	入所	1
共同生活介護	一番ぼし流れぼし	津市美杉町	入所	1
共同生活介護	和順みずしの寮	鈴鹿市上田町	入所	1
計				13

(4) 宿泊型自立訓練の状況

事業の種類	施設名	所在地	入所・通所別	利用人員 (人)
宿泊型自立訓練	さんさん	鈴鹿市岸岡町	入所	4
計				4

(5) 入所事業所

施設の種類	施設名	所在地	入所・通所別	入所・通所人員 (人)
施設入所支援	しらさぎ園	鈴鹿市地子町	入所	1
施設入所支援	和順学園	鈴鹿市上田町	入所	2
施設入所支援	和順寮	//	入所	4
施設入所支援	長谷山寮	津市片田長谷町	入所	1
施設入所支援	長谷山学園	//	入所	2
施設入所支援	聖母の家	四日市市波木町	入所	1
施設入所支援	聖愛園	多気郡多気町	入所	2
施設入所支援	エビノ園	四日市市智積町	入所	5
施設入所支援	こいしろの里	松阪市稲木町	入所	1
施設入所支援	菰野聖十字の家	三重郡菰野町	入所	2
施設入所支援	あさけ学園	三重郡菰野町	入所	1
施設入所支援	いなば園	津市稲葉町	入所	1
施設入所支援	心豊苑	津市産品	入所	1
施設入所支援	身障センター	津市一身田	入所	3
知的障害者入所	清和園	四日市市西坂部	入所	1
知的障害者入所	カザハヤ園	津市戸木町	入所	1
合計				29

資料：高齢障がい支援室（平成 23 年 6 月末現在）

(6) 障がいのある子どもの施設状況

施設の種類	施設名	所在地	入院・入所別	入院・入所人員 (人)
重症心身障害児(者) 通園事業	国立鈴鹿病院	鈴鹿市加佐登町	通園	1
重症心身障害児(者) 通園事業	国立三重病院	津市大里窪田町	通園	2
合計				3

資料：高齢障がい支援室（平成 23 年 10 月末現在）

## 5 保健・医療

### (1) 健康診査

		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
4か月児	対象者数(人)	456	440	413	484	419
	受診者数(人)	436	434	411	463	407
	受診率(%)	95.6	98.6	99.5	95.7	97.1
10か月児	対象者数(人)	402	467	427	482	463
	受診者数(人)	393	447	412	462	445
	受診率(%)	97.8	95.7	96.5	95.9	96.1
1歳6か月児	対象者数(人)	456	422	482	427	484
	受診者数(人)	437	415	462	415	473
	受診率(%)	95.8	98.3	95.9	97.2	97.7
3歳児	対象者数(人)	449	442	456	473	465
	受診者数(人)	433	424	446	453	449
	受診率(%)	96.4	95.9	97.8	95.8	96.6

資料：健康推進室（各年度末現在）

### (2) 医療保護入院患者数（市長同意分） (人)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
18歳未満	0	0	0	0	0
18-64歳	2	0	4	1	2
65歳以上	0	1	1	3	1

資料：健康推進室（各年度末現在）

(3) 定期予防接種

予防接種名		対象者	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	
BCG		生後6か月未満	429	420	417	474	386	
ポリオ		生後3か月～90か月未満	945	886	851	919	976	
DPT (3種混合)		生後3か月～90か月未満	1,695	1,782	1,671	1,827	1,829	
MR	1期	生後12か月～24か月未満	440	459	434	444	467	
	2期	5歳以上7歳未満の児であって、小学校就学前年の4月1日から就学年の3月31日まで(いわゆる年長児)		440	459	452	451	469
	3期	中1・13歳相当	平成20年度から 5年間の時限措置	409	437	449	395	397
	4期	高3・18歳相当		400	352	400	353	381
日本 脳炎	1期	生後36か月～90か月未満		603	1,339	1,584	1,354	1,534
	2期	9歳～ 13歳未満	平成24年1月現在、 積極的な接種勧奨差 し控え中	38	143	326	249	217
DT (2種混合)		11歳～13歳未満		275	348	363	348	386
高齢者 インフルエンザ		①5歳以上②60歳以上65歳未満 で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫の機 能に障がいがあり、身体障害者手帳 1級をお持ちの人		4,793	5,499	5,861	5,428	6,312

資料：健康推進室（各年度末現在）

(4) 訪問指導・相談

事業名	対象者	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
赤ちゃん訪問 (新生児訪問含む)	生後4か月までの児とその 保護者	83	99	87	397	440
乳幼児フォロー訪問	乳幼児健診等のフォロー児	9	19	14	7	25
育児相談 (言語相談含む)	乳幼児及びその保護者	1,300	1,084	559	429	671
健康相談	成人	923	1,471	1,146	1,032	2,249

資料：健康推進室（各年度末現在）

(5) 障がい者医療費助成

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受給者 (人)	639	661	794	823	854
助成件数 (件)	10682	12,197	14,832	16,689	17,629
助成額 (円)	61,357,437	67,862,310	79,267,954	90,110,306	97,404,477

資料：保険年金室（各年度末現在）

(6) 65歳以上心身障害者医療費助成

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受給者 (人)	842	864	785	787	831
助成件数 (件)	19,170	20,400	17,296	20,268	21,647
助成額 (円)	72,987,942	78,085,797	60,142,853	69,169,485	65,254,159

資料：保険年金室（各年度末現在）

## 6 福祉サービス

### (1) 日常生活用具給付・貸与事業の状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
特殊マット	1	2	2
特殊寝台	1	3	4
特殊尿器	0	0	0
体位変換器	0	0	1
移動用リフト	0	0	2
移動移乗支援用具	0	2	3
浴槽	0	0	1
入浴補助用具	1	0	4
便器	1	1	1
T字状・棒状のつえ	1	0	2
歩行支援用具	1	0	1
頭部保護帽	0	0	1
火災警報器	2	0	1
透析液加湿器	0	0	2
ネブライザー（吸引器）	3	1	3
電気式たん吸引器	4	1	7
酸素ポンプ運搬車	0	10	0
盲人用体重計	0	0	1
動脈血中酸素飽和度測定器	0	1	3
携帯用会話補助装置	0	1	2
情報・通信支援用具	2	2	3
視覚障害者用ポータブルレコーダー	0	1	2
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	0	1	1
視覚障害者用拡大読書器	2	0	1
盲人用時計	2	0	1
聴覚障害者用通信装置	0	2	0
聴覚障害者用情報受信装置	0	0	1
人工喉頭	0	0	1
ファックス	1	0	1
パーソナルコンピューター	1	0	0
重度障害者書意思伝達装置	0	1	0
聴覚障害者用屋内信号装置	0	1	0
ストマ装具	568	885	867
紙おむつ等	82	40	23
居宅生活動作補助用具	1	3	4
合計	674	958	946

資料：高齢障がい支援室（各年度末現在）

(2) 補装具の交付・修理の状況

		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
		交付	修理	交付	修理	交付	修理
義肢	義手	0	0	0	0	0	0
	義足	2	6	5	3	2	6
装具	下肢	8	3	5	2	10	3
	靴型	2	0	1	0	2	1
座位保持装置普通型		2	0	3	0	1	1
盲人安全つえ		6	0	3	0	4	0
眼鏡	矯正眼鏡	0	0	1	0	1	0
	遮光眼鏡	0	0	1	1	0	0
	弱視眼鏡	1	0	1	0	0	0
点字器		0	0	0	0	0	0
補聴器	標準型耳掛形	12	8	12	7	21	12
	高度難聴用耳掛形	13	3	8	10	7	4
人口咽頭 電動式		0	0	0	0	0	0
車いす	普通型	9	6	9	3	11	5
	その他 (手押し型)	0	0	2	6	2	2
電動車いす		0	6	0	3	2	5
歩行器		0	0	0	0	6	0
収尿器		0	0	0	0	0	0
歩行補助つえ		1	0	0	0	0	0
その他 (おむつ、起立保持)		0	0	0	2	0	0
合計		56	32	51	37	69	39

資料：高齢障がい支援室（各年度末現在）

## 7 手当、年金等の支給状況

### (1) 実施状況

項目	年度		
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
身体障害者自動車改造費助成費	74,000	100,000	87,150
身体障害者自動車操作訓練助成費	300,000	100,000	0
高齢者重度心身障害者 タクシー料金助成費	16,773,750	20,878,830	25,054,000
身体障害者燃料費助成費	1,193,106	1,294,219	1,376,271

資料：高齢障がい支援室（各年度末現在）単位：円

### (2) 各種手当の状況

手当名	受給者数 (人)	手当月額 (1人当り)	支出額 (計)	受給対象
重度障害者 介助者手当	482	3,000	16,740,000	身体障害者手帳 1 級又は 2 級、知能指数 35 以下、身体障害者手帳 3 級又は 4 級に該当し、かつ知能指数 36 以上 50 以下の者を介助する者
特別障害者 手当	30	26,440	7,350,320	日常生活において常時特別の介護必要とする在宅の重度障がい者で 20 歳以上の者
経過的福祉 手当	3	14,380	402,640	20 歳以上の従来の福祉手当受給者であって、特別障害者手当等又は障害基礎年金の支給を受けることができない者について該当する間に限って福祉手当を支給する。
心身障害児 童福祉手当	65	2,000	1,444,000	3 歳以上 20 歳未満で身体障害者手帳 1 級から 3 級又は知能指数 50 以下の者の保護者
障害児福祉 手当	25	14,830	4,112,680	日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい者で 20 歳未満の者
特別児童扶 養手当	77	1 級 50,750 2 級 33,800	32,430,300 (県予算で支出)	精神又は身体に障がいをもつ児童を監護、養育している者に支給する。

資料：高齢障がい支援室（22 年度実績：単位円）

## 8 移動、交通サービス

### (1) 道路整備状況

	実延長	舗装道		未舗装道		幅の広い歩道設置	
		延長	舗装率	延長	舗装率	延長	舗装率
市道	543,336	510,438	0.94	32,898	0.06	56,419	0.10

資料：用地管理室（平成 23 年 4 月 1 日現在）

### (2) 福祉移送サービスの状況

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
登録者数	（人）	69	80	82	77	49
利用回数	（回）	1066	1113	2117	1249	1157
利用目的	リハビリ	275	177	290	53	21
	診察	519	536	1109	751	654
	透析	195	321	610	364	405
	その他	77	79	108	81	77

資料：社会福祉協議会（各年度末現在）

## 9 相談

### (1) 児童相談経路別受付数

(平成22年度分報告)

		男	女	合計
都道府県・指定都市・中核市	児童相談所	1	3	4
	その他	0	0	0
市町村	福祉事務所	1	2	3
	保健センター	3	2	5
	その他	1	0	1
児童福祉施設・認定医療機関	保育所	2	0	2
	児童福祉施設	0	0	0
	認定医療機関	0	0	0
警察等		0	0	0
保健所及び医療機関	保健所	0	0	0
	医療機関	1	1	2
学校等	幼稚園	1	0	1
	学校	7	9	16
	教育委員会等	8	4	12
里親		0	0	0
児童委員		2	0	2
家族親戚		240	91	331
近隣・知人		0	0	0
児童本人		2	1	3
合計		269	113	382

資料：子ども支援室

(2) 児童相談種別別相談件数（平成 22 年度）

		3 歳未満	3-5 歳	6-11 歳	12-14 歳	15-17 歳	18-19 歳	合計
養護相談	児童虐待相談	3	3	5	5	4	1	21
	その他の相談	0	0	0	0	0	0	0
保健相談		1	1	0	0	0	0	2
障害相談	肢体不自由相談	0	2	1	1	0	0	4
	視聴覚障害相談	0	0	1	0	0	0	1
	言語発達障害等 相談	5	73	131	19	4	0	232
	重症心身障害相談	0	0	1	0	1	0	2
	知的障害相談	1	1	13	11	11	3	40
	自閉症等相談	1	6	12	6	1	0	26
非行相談	＜犯行為等相談	0	0	0	0	0	0	0
	触法行為等相談	0	0	0	0	0	0	0
育成相談	性格行動相談	0	0	14	2	1	0	17
	不登校相談	0	2	3	9	7	0	21
	適性相談	0	0	2	0	0	0	2
	育児・しつけ相談	1	0	5	0	0	0	6
その他の相談		0	0	2	5	1	0	8
合計		12	88	190	58	30	4	382

資料：子ども支援室

(3) 児童相談種類別対応件数（平成22年度）

		面接指導			児童相談 所送致	その他	合計
		助言指導	継続指導	他機関 あつせん			
養護相談	児童虐待相談	2	18	1	0	0	21
	その他の相談	0	0	0	0	0	0
保健相談		1	1	0	0	0	2
障害相談	肢体不自由相談	3	1	0	0	0	4
	視聴覚障害相談	0	0	1	0	0	1
	言語発達障害等 相談	148	83	1	0	0	232
	重症心身障害相談	2	0	0	0	0	2
	知的障害相談	33	7	0	0	0	40
	自閉症等相談	21	5	0	0	0	26
非行相談	ぐ犯行為等相談	0	0	0	0	0	0
	触法行為等相談	0	0	0	0	0	0
育成相談	性格行動相談	4	13	0	0	0	17
	不登校相談	4	17	0	0	0	21
	適性相談	0	2	0	0	0	2
	育児・しつけ相談	4	2	0	0	0	6
その他の相談		2	6	0	0		8
合計		224	155	3	0	0	382

資料：子ども支援室

(4) 相談事業の状況

	内容
身体障がい者相談	身体障がい者相談員は、身体障がい者のさまざまな相談に応じ、更生に必要な援助を行う役割を担います。具体的に、日常生活用具の給付、ホームヘルパーの派遣、デイサービス、更生医療の給付など、必要としている福祉サービスが受けられるように援助し、福祉事務所などの関係機関とのパイプ役になります。毎月20日 午後1時～3時まで
知的障がい者相談	知的障がい者相談員は、知的障がい者自身や保護者からの相談に応じ、必要な指導、助言を行います。具体的には、在宅知的障がい者の家庭における生活に関する相談、施設への入所や就学、就職などに関して福祉事務所などの関係機関とのパイプ役になります。 毎月20日 午後1時～午後3時まで

資料：高齢障がい支援室

(5) 障害者総合相談支援センター「あい」相談状況（平成 22 年度）

	相談対応件数	主な内容
身体障がい者	371	・福祉サービスの利用等に関する支援・不安の解消、情緒安定に関する支援 ・健康、医療に関する支援 ・就労に関する支援
知的障がい者	200	
精神障がい者	1,170	
重複	348	
その他	39	
合計	2,128	

資料：高齢障がい支援室

## 10 人材

### (1) 専門職の配置状況

	平成 21 年		平成 22 年		平成 23 年	
	職員	社会福祉協議会職員	職員	社会福祉協議会職員	職員	社会福祉協議会職員
臨床心理士	1	0	1	0	1	0
保健師	14	0	13	0	14	0
看護師	50	1	51	1	58	1
栄養士（管理栄養士）	3	0	3	0	3	0
理学療法士	2	0	2	0	2	0
作業療法士	1	0	1	0	1	0
言語療法士	0	0	0	0	0	0
社会福祉士	0	5	0	6	0	7
介護支援専門員	0	6	0	7	0	7
介護福祉士	0	0	0	0	0	0

資料：人材育成室・社会福祉協議会(各年4月1日現在)

### (2) 相談員の設置状況

	人数
民生委員・児童委員	96
身体障害者相談員	3
知的障害者相談員	1

資料：地域福祉室・高齢障がい支援室(平成23年4月1日現在)

### (3) ボランティア団体

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
団体数	29	31	31	31	33	34
人数	646	637	638	673	719	660

資料：社会福祉協議会(各年4月1日現在)

## 11 その他

### (1) 情報提供等の状況

名称	内容
文字情報	ケーブルテレビで広報内容を流す 広報秘書室
広報誌（音声版）	配布希望登録者に郵送 録音 ボランティア団体 配布 社会福祉協議会
緊急通報用 FAXサービス	聴覚や言語に障がいがあるなど、電話で110番、119番通報ができない方のためにFAXなどを利用した連絡方法があります。 火事・救急など：亀山市消防本部： FAX 0595-82-9454 事件・事故など：三重県警察： FAX 059-229-0110 緊急通報用Eメール（三重県警察のみ） 事件・事故など：三重県警察 miekenke110@porice.pref.mie.jp

資料：高齢障がい支援室・社会福祉協議会

### (2) 権利擁護事業

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
生活支援員（人）	4 (0)	5 (2)	8 (2)	9 (6)	12 (5)	11 (6)
対象者（人）	7 (0)	7 (2)	9 (3)	11 (6)	12 (6)	13 (8)

資料：社会福祉協議会（各年度末、平成23年度は10月末現在）

※生活支援員の（ ）内は障がい者を担当している人数

※対象者の（ ）内は、障がい者数

## 5 アンケート調査について

### I 調査の概要

#### 1 調査の目的

本調査は、亀山市内に在住する障がいのある人の生活状況や各種サービスへのニーズ、ご意見・要望等を把握し、亀山市障がい者福祉計画・（第3期）障がい福祉計画を策定するため基礎資料として活用することを目的に実施した。

#### 2 調査設計

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| (1) 調査地域  | 亀山市市全域          |
| (2) 調査対象  | 身体・知的・精神障がい者（児） |
| (3) サンプル数 | 2,200人          |
| (4) 抽出方法  | 悉皆調査            |
| (5) 調査方法  | 郵送配布・郵送回収       |
| (6) 調査時期  | 平成23年9月         |

#### 3 回収結果

配布数	回収数	回収率
2,200	1,152	52.4%

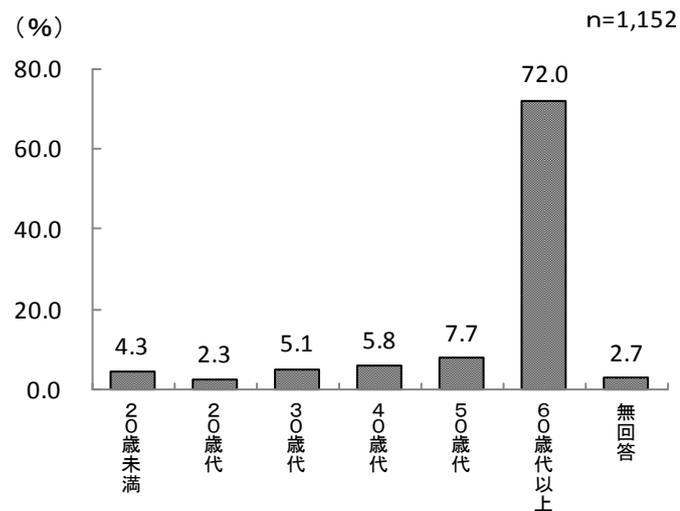
#### 4 調査結果の見方

- (1) 比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出している。そのためパーセントの合計が100にならないこともある。
- (2) 基数となるべき実数は件数として掲載している。したがって、比率は件数を100%として算出している。
- (3) 複数回答が可能な質問の場合は、その項目を選んだ人が、回答者全体のうち何%なのかという見方をしている。そのため、各項目の比率の合計は通常100%を超えている。
- (4) 本報告書中の集計表のセル内の数値は、特記のない限り、各分析項目の全体のみ件数（実数）で表し、その他の数値については比率（%）として表記している。
- (5) 本報告書中の表、グラフ等の見出しでの回答選択肢は、本来の意味を損なわない程度に省略して掲載している場合がある。

## Ⅱ 主要な調査結果

### 1 年齢

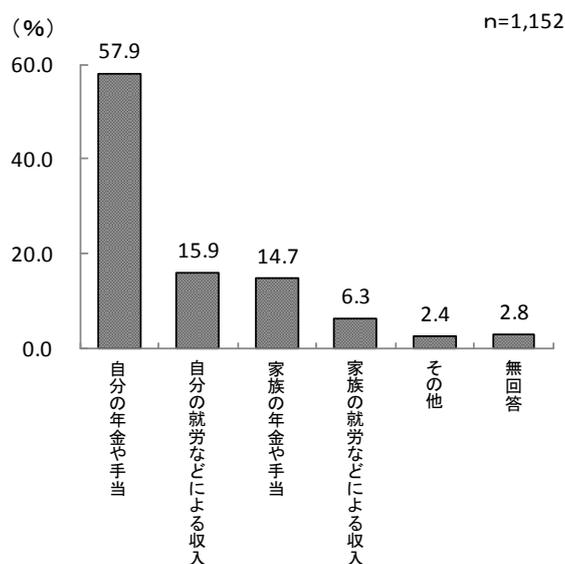
- ◆ 回答者の年代については、全体では「60歳代以上」が72.0%と最も多く、次いで「50歳代」7.7%、「40歳代」5.8%の順となっている。
- ◆ 障がい別では、「身体障がい」は60歳代以上、「知的障がい」は20歳未満、「精神障がい」は30歳代・40歳代が最も多くなっている。



		全体	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上	無回答
全体	全体	1152	4.3	2.3	5.1	5.8	7.7	72.0	2.7
障がい別	身体障がい	966	1.4	1.3	3.0	3.8	7.7	81.1	1.7
	知的障がい	83	42.2	12.0	18.1	16.9	3.6	7.2	0.0
	精神障がい	54	0.0	7.4	25.9	25.9	18.5	18.5	3.7

## 2 生活費

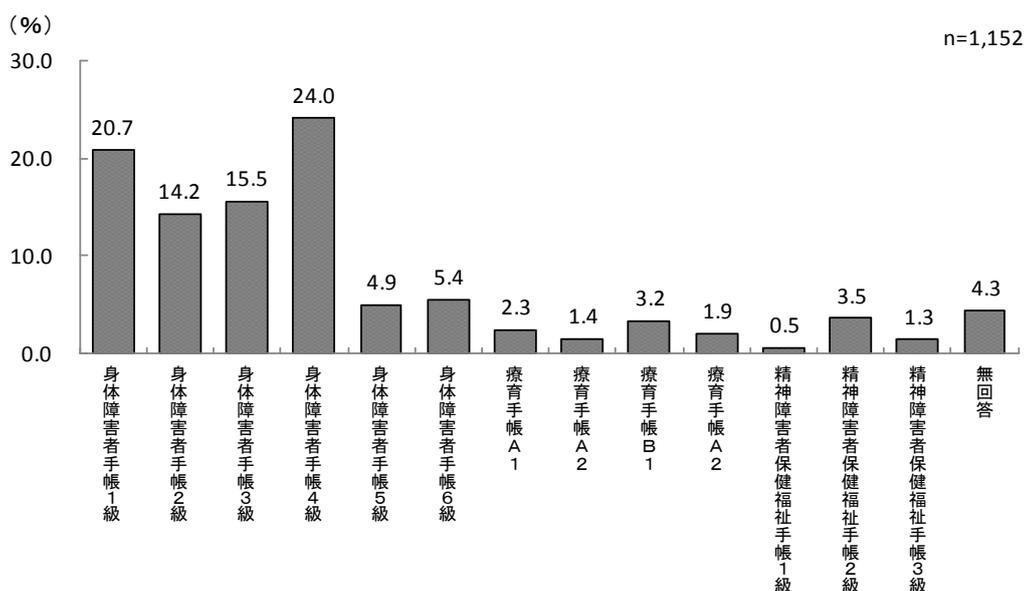
- ◆ 生活費については、全体では「自分の年金や手当」が57.9%と最も多く、次いで「自分の就労などによる収入」（15.9%）、「家族の年金や手当」（14.7%）の順となっている。
- ◆ 年代別では、20歳未満、20歳代が、「家族の就労などによる収入」が最も多くなっている。
- ◆ 障がい別では、知的障がい、精神障がい、「家族の就労などによる収入」が最も多くなっている。



		全 体 ( 件 )	自 分 の 年 金 や 手 当	収 入 家 族 の 就 労 な ど に よ る	家 族 の 年 金 や 手 当	収 入 自 分 の 就 労 な ど に よ る	そ の 他	無 回 答
全体	全 体	1,152	57.9	15.9	14.7	6.3	2.4	2.8
年代別	20歳未満	50	0.0	92.0	2.0	0.0	4.0	2.0
	20歳代	27	14.8	48.1	7.4	25.9	0.0	3.7
	30歳代	59	28.8	20.3	22.0	25.4	0.0	3.4
	40歳代	67	31.3	25.4	23.9	16.4	3.0	0.0
	50歳代	89	33.7	23.6	13.5	23.6	4.5	1.1
	60歳代以上	829	70.7	8.6	14.5	2.2	2.4	1.7
障がい別	身体障がい	966	62.4	12.5	14.4	6.1	2.5	2.1
	知的障がい	83	15.7	55.4	18.1	7.2	2.4	1.2
	精神障がい	54	48.1	20.4	18.5	11.1	1.9	0.0

### 3 障害者手帳の種類

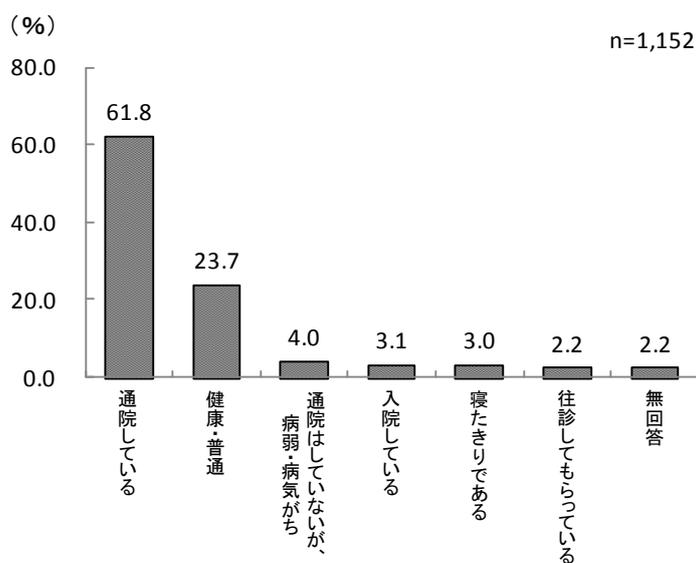
- ◆ 障害者手帳の種類については、全体では「身体障害者手帳 4 級」が 24.0%と最も多く、次いで「身体障害者手帳 1 級」（20.7%）、「身体障害者手帳 3 級」（15.5%）の順となっている。
- ◆ 年代別では、20 歳未満、20 歳代が「療育手帳 B1」が最も多くなっている。
- ◆ 障がい別では、身体障がい、が、「身体障害者手帳 4 級」、知的障がい、が、「療育手帳 B1」、精神障がい、が、「精神障害者保健福祉手帳 2 級」が最も多くなっている。



		全 体 ( 件 )	身 体 障 害 者 手 帳 1 級	身 体 障 害 者 手 帳 2 級	身 体 障 害 者 手 帳 3 級	身 体 障 害 者 手 帳 4 級	身 体 障 害 者 手 帳 5 級	身 体 障 害 者 手 帳 6 級	療 育 手 帳 A 1	療 育 手 帳 A 2	療 育 手 帳 B 1	療 育 手 帳 B 2	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 1 級	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 2 級	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 3 級	無 回 答
全体	全 体	1,152	20.7	14.2	15.5	24.0	4.9	5.4	2.3	1.4	3.2	1.9	0.5	3.5	1.3	4.3
年代別	20歳未満	50	8.0	14.0	2.0	0.0	2.0	2.0	8.0	10.0	30.0	30.0	0.0	2.0	0.0	2.0
	20歳代	27	7.4	18.5	18.5	0.0	0.0	3.7	11.1	7.4	22.2	3.7	0.0	18.5	0.0	0.0
	30歳代	59	15.3	13.6	6.8	11.9	3.4	1.7	10.2	10.2	8.5	3.4	5.1	6.8	13.6	1.7
	40歳代	67	17.9	20.9	10.4	1.5	3.0	1.5	9.0	1.5	6.0	6.0	1.5	16.4	4.5	3.0
	50歳代	89	20.2	21.3	11.2	22.5	4.5	3.4	3.4	0.0	2.2	0.0	0.0	10.1	2.2	2.2
	60歳代以上	829	22.8	13.1	18.0	29.6	5.4	6.5	0.4	0.2	0.6	0.0	0.2	1.1	0.1	3.6
障がい別	身体障がい	966	24.6	17.0	18.5	28.6	5.9	6.4	0.9	0.5	0.3	0.0	0.2	0.4	0.0	0.0
	知的障がい	83	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.5	13.3	41.0	26.5	0.0	1.2	0.0	0.0
	精神障がい	54	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.4	64.8	27.8	0.0

#### 4 主観的健康観

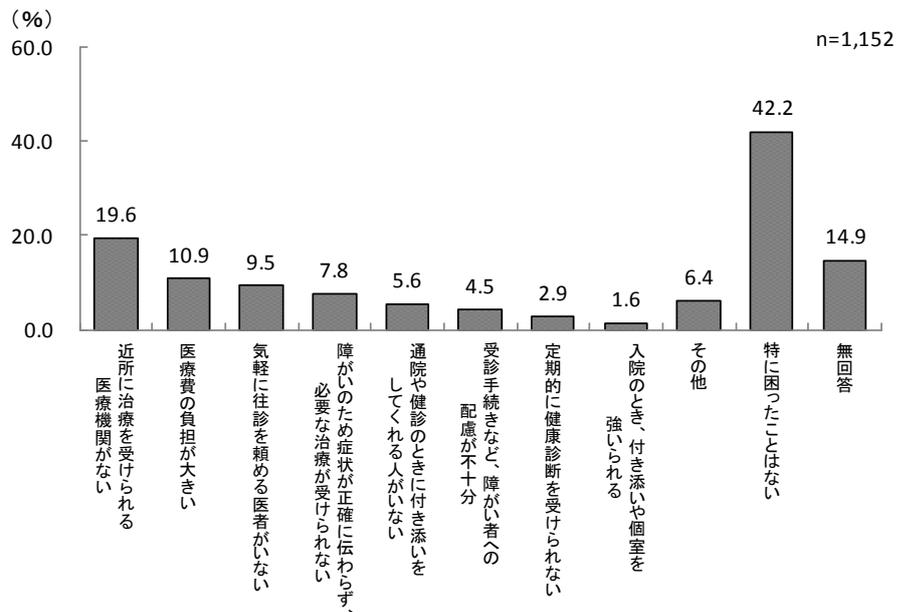
- ◆ 健康状態については、全体では「通院している」が61.8%と最も多く、次いで「健康・普通」(23.7%)、「通院はしていないが、病弱・病気がち」(4.0%)の順となっている。
- ◆ 年代別では、20歳未満・20歳代は「健康・普通」が最も多くなっている。
- ◆ 障がい別では、知的障がいは「健康・普通」が最も多くなっている。



		全体 (件)	通院している	健康・普通	通院はしていないが、 病弱・病気がち	往診してもらっている	入院している	寝たきりである	無回答
			全体	全体	1,152	61.8	23.7	4.0	2.2
年代別	20歳未満	50	32.0	62.0	0.0	0.0	4.0	0.0	2.0
	20歳代	27	40.7	51.9	3.7	0.0	0.0	0.0	3.7
	30歳代	59	50.8	40.7	5.1	0.0	1.7	1.7	0.0
	40歳代	67	64.2	29.9	3.0	0.0	3.0	0.0	0.0
	50歳代	89	62.9	23.6	6.7	0.0	3.4	2.2	1.1
	60歳代以上	829	64.8	19.1	4.1	3.0	3.1	3.7	2.2
障がい別	身体障がい	966	64.1	21.2	3.7	2.5	3.1	3.5	1.9
	知的障がい	83	32.5	61.4	3.6	0.0	1.2	0.0	1.2
	精神障がい	54	81.5	7.4	1.9	1.9	1.9	1.9	3.7

## 5 健康管理や医療について困ったり不便に思うこと

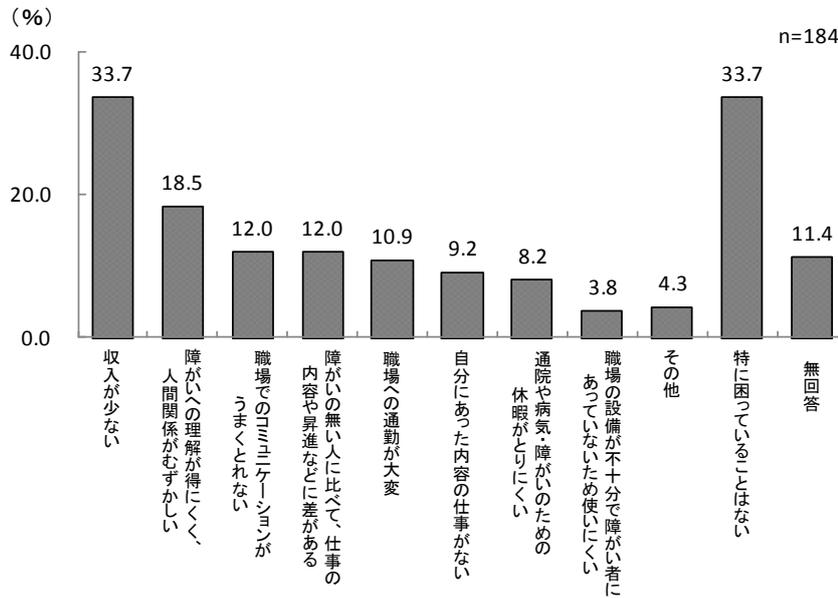
- ◆ 健康管理や医療について困ったり不便に思うことについては、全体では「特に困ったことはない」が42.2%と最も多く、次いで「近所に治療を受けられる医療機関がない」(19.6%)、「通医療費の負担が大きい」(10.9%)の順となっている。
- ◆ 年代別では、20歳代～40歳代は未満・20歳代は「障がいのため症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない」の割合が高くなっている。
- ◆ 障がい別では、知的障がい・精神障がいは「障がいのため症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない」の割合が高くなっている。



		全体 (件)	近所に治療を受けられる医療機関がない	医療費の負担が大きい	気軽に往診を頼める医者がいない	障がいのため症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない	通院や健診のときに付き添いをしてくれる人がいない	受診手続きなど、障がい者への配慮が不十分	定期的に健康診断を受けられない	入院のとき、付き添いや個室を強いられる	その他	特に困ったことはない	無回答
全体	全体	1,152	19.6	10.9	9.5	7.8	5.6	4.5	2.9	1.6	6.4	42.2	14.9
年代別	20歳未満	50	36.0	8.0	2.0	10.0	0.0	2.0	0.0	2.0	4.0	40.0	14.0
	20歳代	27	25.9	7.4	3.7	18.5	3.7	3.7	0.0	0.0	18.5	40.7	3.7
	30歳代	59	22.0	11.9	13.6	18.6	3.4	6.8	3.4	3.4	10.2	39.0	8.5
	40歳代	67	17.9	23.9	3.0	19.4	9.0	10.4	4.5	1.5	6.0	41.8	3.0
	50歳代	89	23.6	14.6	9.0	12.4	4.5	10.1	4.5	1.1	7.9	39.3	6.7
	60歳代以上	829	18.0	9.7	10.6	5.4	6.2	3.3	2.8	1.7	6.0	42.9	17.1
障がい別	身体障がい	966	19.5	10.6	10.1	6.2	5.4	4.7	2.8	1.4	6.3	43.5	15.0
	知的障がい	83	18.1	4.8	4.8	22.9	2.4	4.8	1.2	6.0	3.6	42.2	10.8
	精神障がい	54	31.5	29.6	5.6	16.7	9.3	3.7	7.4	0.0	16.7	20.4	9.3

## 6 仕事のことで悩んでいることや困っていること

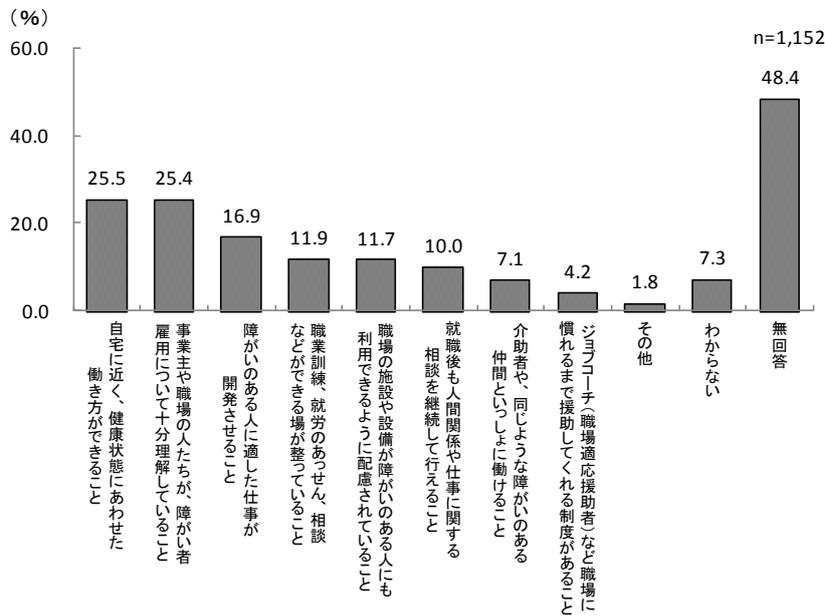
- ◆ 仕事のことで悩んでいることや困っていることについては、全体では「収入が少ない」「特に困っていることはない」が33.7%と最も多く、次いで「障がいへの理解が得にくく、人間関係がむずかしい」（18.5%）の順となっている。
- ◆ 年代別では、20歳未満は「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」の割合が高くなっている。
- ◆ 障がい別では、精神障がいは「自分にあつた内容の仕事がない」「通院や病気・障がいのための休暇がとりにくい」の割合が高くなっている。



		全体 (件)	収入が 少ない	障がいへの 理解が得にくく、 人間関係がむずかしい	職場での コミュニケーションが うまくとれない	障がいの無い人 に比べて、仕事 の内容や昇進などに 差がある	職場への 通勤が大変	自分 にあつた内容の 仕事がない	通院 や病気・障がいの ための 休暇がとりにくい	職場の 設備が不十分で障 がい者にあつてい ないため使いにくい	その他	特に 困っていること はない	無 回答
全体	全 体	184	33.7	18.5	12.0	12.0	10.9	9.2	8.2	3.8	4.3	33.7	11.4
年代別	20歳未満	2	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	20歳代	21	23.8	42.9	28.6	9.5	14.3	23.8	14.3	9.5	9.5	47.6	0.0
	30歳代	33	36.4	27.3	21.2	15.2	21.2	21.2	9.1	0.0	6.1	15.2	12.1
	40歳代	35	28.6	25.7	14.3	14.3	8.6	2.9	5.7	5.7	11.4	22.9	11.4
	50歳代	37	37.8	13.5	8.1	21.6	10.8	8.1	16.2	5.4	0.0	40.5	5.4
	60歳代以上	53	35.8	3.8	0.0	3.8	5.7	1.9	1.9	1.9	0.0	41.5	18.9
障がい別	身体障がい	130	33.1	15.4	6.9	13.8	8.5	4.6	6.9	3.8	3.8	40.8	8.5
	知的障がい	34	20.6	26.5	20.6	2.9	14.7	11.8	0.0	2.9	5.9	23.5	23.5
	精神障がい	14	57.1	35.7	35.7	14.3	28.6	42.9	42.9	7.1	7.1	0.0	7.1

## 7 障がいのある人が働くために大切な環境

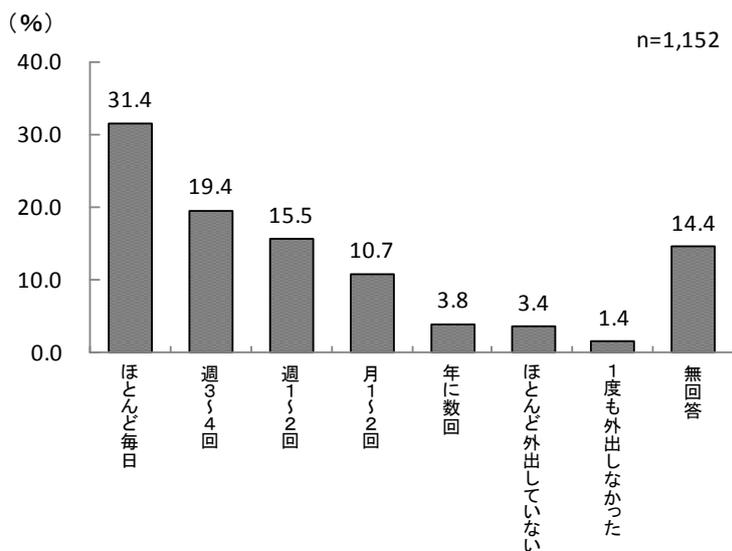
- ◆ 障がいがある人が働くためには、どのような環境が大切かについては、全体では「自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができること」が25.5%と最も多く、次いで「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」(25.4%)、「障がいのある人に適した仕事が開発させること」(16.9%)の順となっている。
- ◆ 年代別では、20歳未満は「ジョブコーチなど職場に慣れるまで援助してくれる制度があること」の割合が高くなっている。
- ◆ 障がい別では、知的障がいは「就職後も人間関係や仕事に関する相談を継続して行えること」の割合が高くなっている。



		全 体 ( 件 )	自 宅 に 近 く 、 健 康 状 態 に あ わ せ た 働 き 方 が で き る こ と	事 業 主 や 職 場 の 人 た ち が 、 障 が い 者 雇 用 に つ い て 十 分 理 解 し て い る こ と	開 発 さ せ る こ と	職 業 訓 練 、 就 労 の あ つ せ ん 、 相 談 な ど が で き る 場 が 整 っ て い る こ と	職 場 の 施 設 や 設 備 が 障 が い の あ る 人 に も 利 用 で き る よ う に 配 慮 さ れ て い る こ と	就 職 後 も 人 間 関 係 や 仕 事 に 関 す る 相 談 を 継 続 し て 行 え る こ と	介 助 者 や 、 同 じ よ う な 障 が い の あ る 仲 間 と い っ し よ う に 働 け る こ と	ジ ョ ブ コ ー チ ( 職 場 適 応 援 助 者 ) な ど 職 場 に 慣 れ る ま で 援 助 し て く れ る 制 度 が あ る こ と	そ の 他	わ か ら な い	無 回 答
全体	全 体	1,152	25.5	25.4	16.9	11.9	11.7	10.0	7.1	4.2	1.8	7.3	48.4
年代別	20歳未満	50	24.0	58.0	26.0	24.0	14.0	24.0	10.0	34.0	2.0	8.0	20.0
	20歳代	27	48.1	44.4	22.2	25.9	11.1	22.2	25.9	11.1	3.7	11.1	3.7
	30歳代	59	47.5	47.5	35.6	25.4	15.3	22.0	13.6	13.6	5.1	3.4	11.9
	40歳代	67	41.8	52.2	38.8	19.4	14.9	16.4	9.0	3.0	3.0	10.4	16.4
	50歳代	89	39.3	39.3	22.5	20.2	20.2	19.1	6.7	3.4	3.4	4.5	25.8
	60歳代以上	829	20.9	18.0	12.9	8.2	10.1	6.5	5.9	1.7	1.3	7.6	58.5
障がい別	身体障がい	966	24.5	23.4	15.4	11.0	12.1	8.0	6.7	2.7	1.7	6.6	51.9
	知的障がい	83	25.3	51.8	31.3	21.7	15.7	25.3	13.3	20.5	1.2	13.3	13.3
	精神障がい	54	48.1	33.3	25.9	16.7	3.7	14.8	5.6	5.6	7.4	13.0	27.8

## 8 外出頻度

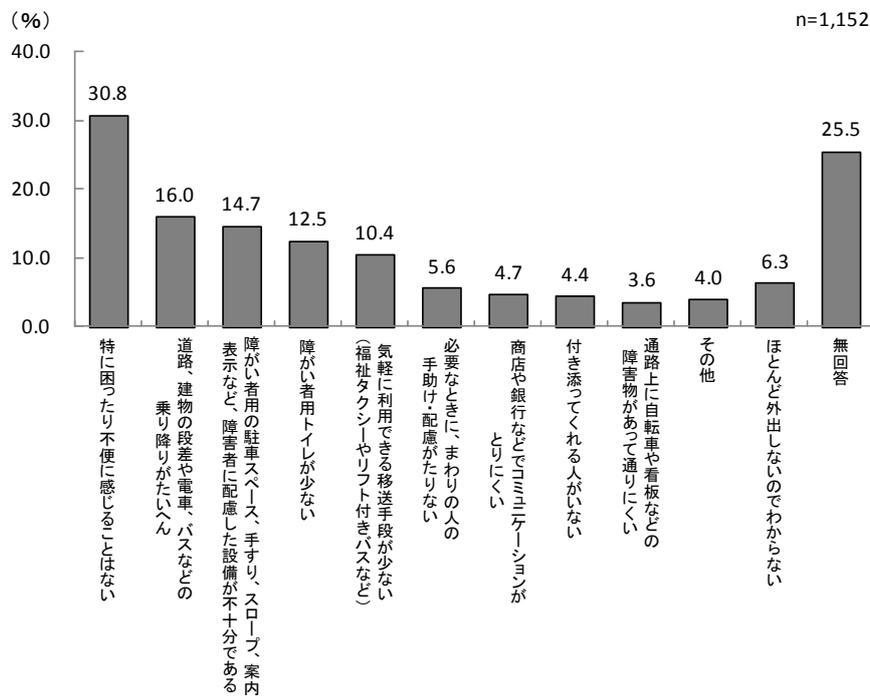
- ◆ 過去1年間の外出頻度については、全体では「ほとんど毎日」が31.4%と最も多く、次いで「通週3～4回」（19.4%）、「週1～2回」（15.5%）の順となっている。
- ◆ 年代別では、年齢が高くなるほど、「ほとんど毎日」の割合が低くなっている。
- ◆ 障がい別では、知的障がいは「ほとんど毎日」の割合が他の障がいに比べて高くなっている。



		全体 (件)	ほとんど毎日	週3～4回	週1～2回	月1～2回	年に数回	ほとんど外出していない	1度も外出しなかった	無回答
全体	全体	1,152	31.4	19.4	15.5	10.7	3.8	3.4	1.4	14.4
年代別	20歳未満	50	84.0	6.0	2.0	4.0	0.0	2.0	0.0	2.0
	20歳代	27	66.7	14.8	3.7	3.7	3.7	3.7	0.0	3.7
	30歳代	59	61.0	15.3	13.6	6.8	1.7	0.0	1.7	0.0
	40歳代	67	56.7	14.9	13.4	7.5	4.5	0.0	1.5	1.5
	50歳代	89	46.1	11.2	19.1	9.0	3.4	1.1	0.0	10.1
	60歳代以上	829	22.2	21.6	16.9	12.1	4.2	4.2	1.7	17.1
障がい別	身体障がい	966	27.8	20.4	16.4	10.9	4.0	3.8	1.4	15.2
	知的障がい	83	78.3	3.6	4.8	9.6	2.4	0.0	0.0	1.2
	精神障がい	54	35.2	29.6	14.8	9.3	3.7	0.0	3.7	3.7

## 9 外出時に困ったり不便に感じること

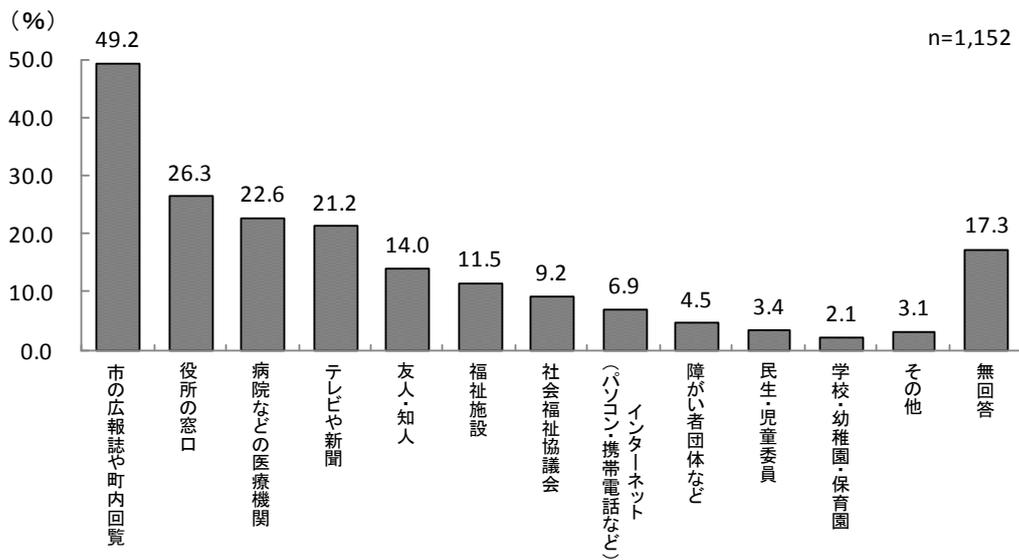
- ◆ 外出時に困ったり不便に感じることは、全体では「特に困ったり不便に感じることはない」が30.8%と最も多く、次いで「道路、建物の段差や電車、バスの乗り降りがたいへん」（16.0%）、「障がい者に配慮した設備が不十分である」（14.7%）の順となっている。
- ◆ 年代別では、20歳未満は「学校・幼稚園・保育園」、20歳以上は「インターネット」が最も多くなっている。
- ◆ 障がい別では、精神障がいは「病院などの医療機関」が最も多くなっている。知的障がいは、「学校・幼稚園・保育園」の割合が高くなっている。



		全体 (件)	付き添ってくれる人がいない	障がい者用トイレが少ない	道路、建物の段差や電車、バスなどの乗り降りがたいへん	気軽に利用できる移送手段が少ない（福祉タクシーやリフト付きバスなど）	障がい者用の駐車スペース、手すり、案内表示など、障がい者に配慮した設備が不十分である	必要ときに、まわりの人の手助け・配慮がたりない	商店や銀行などでコミュニケーションがとりにくい	付き添ってくれる人がいない	通路上に自転車や看板などの障害物があつて通りにくい	その他	特に困ったり不便に感じることはない	ほとんど外出しないのでわからない	無回答
全体	全体	1,152	4.4	12.5	16.0	10.4	14.7	5.6	4.7	4.4	3.6	4.0	30.8	6.3	25.5
年代別	20歳未満	50	4.0	6.0	6.0	10.0	8.0	6.0	10.0	20.0	6.0	7.4	36.0	0.0	22.0
	20歳代	27	7.4	7.4	22.2	14.8	22.2	3.7	22.2	11.1	7.4	29.6	3.7	7.4	7.4
	30歳代	59	5.1	10.2	8.5	5.1	10.2	3.4	16.9	8.5	6.8	44.1	3.4	15.3	
	40歳代	67	4.5	11.9	19.4	9.0	17.9	4.5	14.9	11.9	9.0	28.4	9.0	11.9	
	50歳代	89	4.5	13.5	19.1	12.4	21.3	5.6	10.1	10.1	4.5	37.1	1.1	16.9	
	60歳代以上	829	4.2	13.4	16.5	10.6	14.4	3.1	1.7	3.6	3.3	29.1	7.5	28.1	
障がい別	身体障がい	966	4.0	13.8	17.3	10.9	15.7	3.9	3.5	4.8	3.4	30.1	6.4	25.4	
	知的障がい	83	4.8	6.0	8.4	6.0	7.2	2.4	16.9	15.7	7.2	43.4	1.2	15.7	
	精神障がい	54	11.1	9.3	7.4	11.1	13.0	0.0	7.4	7.4	11.1	33.3	7.4	20.4	

## 10 情報の入手方法

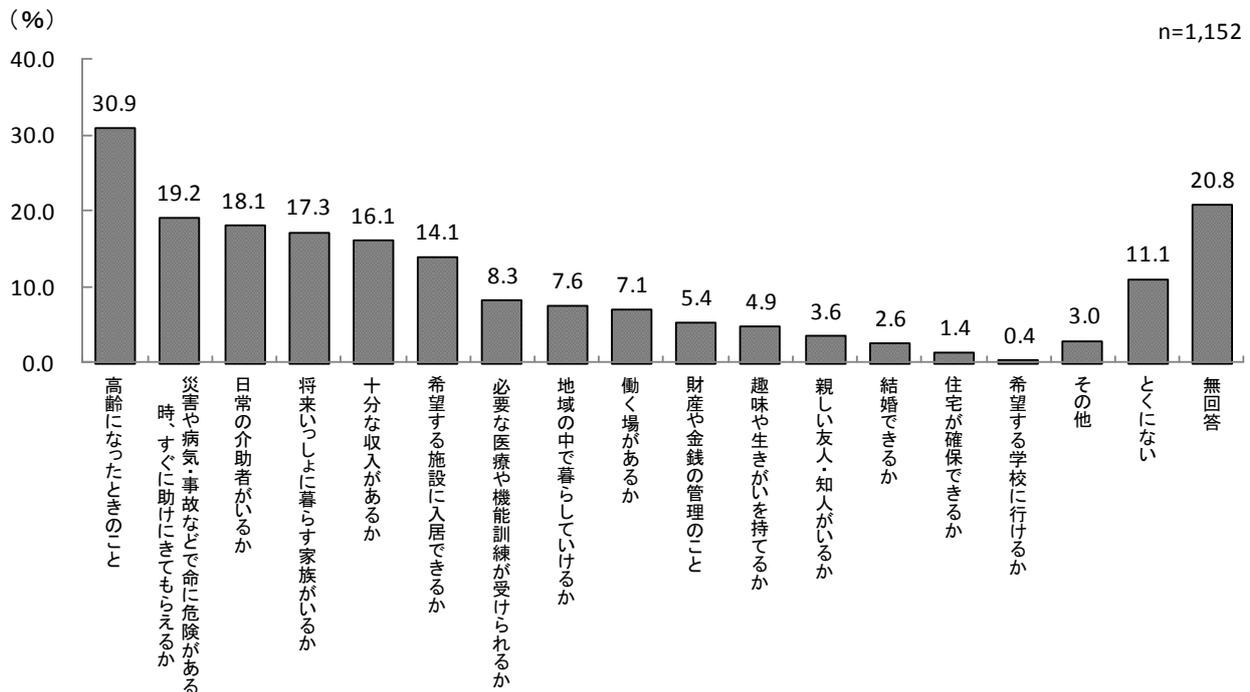
- ◆ 市政や福祉サービスに関する情報をどこで得ているかについては、全体では「市の広報誌や町内回覧」が49.2%と最も多く、次いで「役所の窓口」(26.3%)、「病院などの医療関係」(22.6%)、「テレビや新聞」(21.2%)の順となっている。
- ◆ 年代別では、20歳未満は「学校・幼稚園・保育園」、20歳以上は「インターネット」が最も多くなっている。
- ◆ 障がい別では、精神障がいは「病院などの医療機関」が最も多くなっている。知的障がいは、「学校・幼稚園・保育園」の割合が高くなっている。



		全 体 ( 件 )	市 の 広 報 誌 や 町 内 回 覧	役 所 の 窓 口	病 院 な ど の 医 療 機 関	テ レ ビ や 新 聞	友 人 ・ 知 人	福 祉 施 設	社 会 福 祉 協 議 会	コ ン タ ー ネ ッ ト ( パ ソ ン ・ 携 帯 電 話 な ど )	障 が い 者 団 体 な ど	民 生 ・ 児 童 委 員	学 校 ・ 幼 稚 園 ・ 保 育 園	そ の 他	無 回 答
全体	全 体	1,152	49.2	26.3	22.6	21.2	14.0	11.5	9.2	6.9	4.5	3.4	2.1	3.1	17.3
年代別	20歳未満	50	34.0	32.0	16.0	10.0	28.0	4.0	4.0	14.0	12.0	0.0	42.0	4.0	10.0
	20歳代	27	29.6	33.3	11.1	11.1	7.4	18.5	11.1	37.0	18.5	0.0	3.7	14.8	3.7
	30歳代	59	50.8	42.4	30.5	20.3	10.2	16.9	6.8	18.6	3.4	0.0	1.7	1.7	10.2
	40歳代	67	46.3	37.3	26.9	14.9	11.9	16.4	10.4	10.4	9.0	3.0	1.5	4.5	9.0
	50歳代	89	51.7	39.3	27.0	25.8	12.4	12.4	5.6	9.0	6.7	0.0	0.0	1.1	11.2
	60歳代以上	829	51.3	22.4	21.7	22.4	14.0	11.1	10.1	4.3	3.1	4.3	0.0	2.9	19.4
障がい別	身体障がい	966	51.7	25.9	21.7	22.4	13.7	10.7	9.2	6.3	3.9	3.7	0.5	3.0	17.5
	知的障がい	83	41.0	26.5	8.4	10.8	18.1	20.5	12.0	12.0	12.0	0.0	22.9	3.6	13.3
	精神障がい	54	37.0	42.6	61.1	16.7	13.0	14.8	7.4	13.0	3.7	0.0	0.0	5.6	11.1

## 11 将来のことで不安に感じること

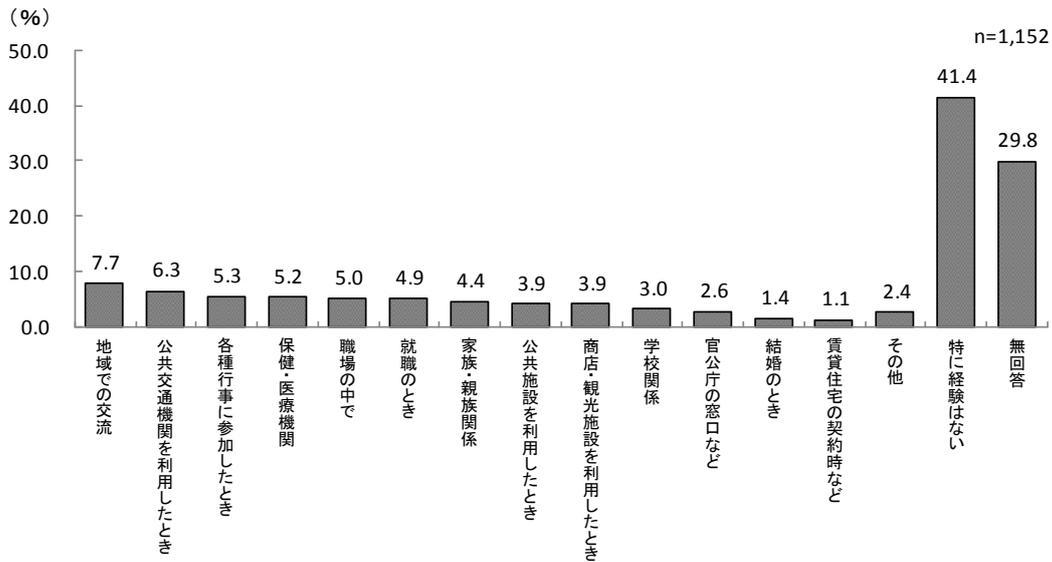
- ◆ 将来のことで不安に感じることについては、全体では「高齢になったときのこと」が30.9%と最も多く、次いで「災害や病気・事故などで命に危険がある時、すぐに助けにきてもらえるか」（19.2%）、「日常の介助者がいるか」（18.1%）の順となっている。
- ◆ 年代別では、20歳未満では「働く場があるか」が最も多く、20歳代～40歳代は「将来一緒に暮らす家族がいるか」の割合が高くなっている。
- ◆ 障がい別では、知的障がいは「働く場があるか」が最も多くなっている。



	全体 (件)	高齢になったときのこと	災害や病気・事故などで命に危険がある時、すぐに助けにきてもらえるか	日常の介助者がいるか	将来いっしょに暮らす家族がいるか	十分な収入があるか	希望する施設に入居できるか	必要な医療や機能訓練が受けられるか	地域の中で暮らしていけるか	働く場があるか	財産や金銭の管理のこと	趣味や生きがいを持てるか	親しい友人・知人がいるか	結婚できるか	住宅が確保できるか	希望する学校に行けるか	その他	とくにない	無回答	
全体	11520	30.9	19.2	18.1	17.3	16.1	14.1	8.3	7.6	7.1	5.4	4.9	3.6	2.6	1.4	0.4	3.0	11.1	20.8	
年代別	20歳未満	500	10.0	14.0	12.0	28.0	24.0	4.0	12.0	28.0	12.0	6.0	10.0	12.0	0.0	10.0	0.0	0.0	12.0	
	20歳代	270	40.7	14.8	11.1	14.8	40.7	7.4	14.8	18.5	18.5	7.4	3.7	14.8	0.0	0.0	3.7	7.4	3.7	
	30歳代	590	40.7	6.8	18.6	32.2	30.5	10.2	5.1	18.6	20.3	5.1	3.4	1.7	13.6	1.7	0.0	3.4	6.8	13.6
	40歳代	670	37.3	23.9	16.4	29.9	23.9	9.0	4.5	11.9	19.4	11.9	10.4	3.0	10.4	4.5	0.0	1.5	7.5	10.4
	50歳代	890	49.4	16.9	24.7	18.0	29.2	13.5	6.7	6.7	13.5	4.5	7.9	1.1	4.5	4.5	0.0	4.5	6.7	11.2
	60歳代以上	8290	29.1	20.3	18.1	14.6	11.8	16.2	8.9	5.1	1.1	4.1	4.1	3.5	0.1	1.0	0.0	3.1	13.1	23.6
障がい別	身体障がい	9660	31.5	20.8	18.6	15.6	14.9	15.1	8.8	5.2	3.9	4.0	4.5	3.3	1.2	1.4	0.1	3.1	12.4	21.0
	知的障がい	830	25.3	6.0	13.3	24.1	24.1	13.3	4.8	26.5	38.6	16.9	4.8	3.6	13.3	0.0	4.8	0.0	4.8	14.5
	精神障がい	540	37.0	13.0	22.2	31.5	29.6	0.0	7.4	24.1	20.4	11.1	9.3	11.1	11.1	3.7	0.0	3.7	3.7	9.3

## 12 障がいへの差別や偏見を感じたこと

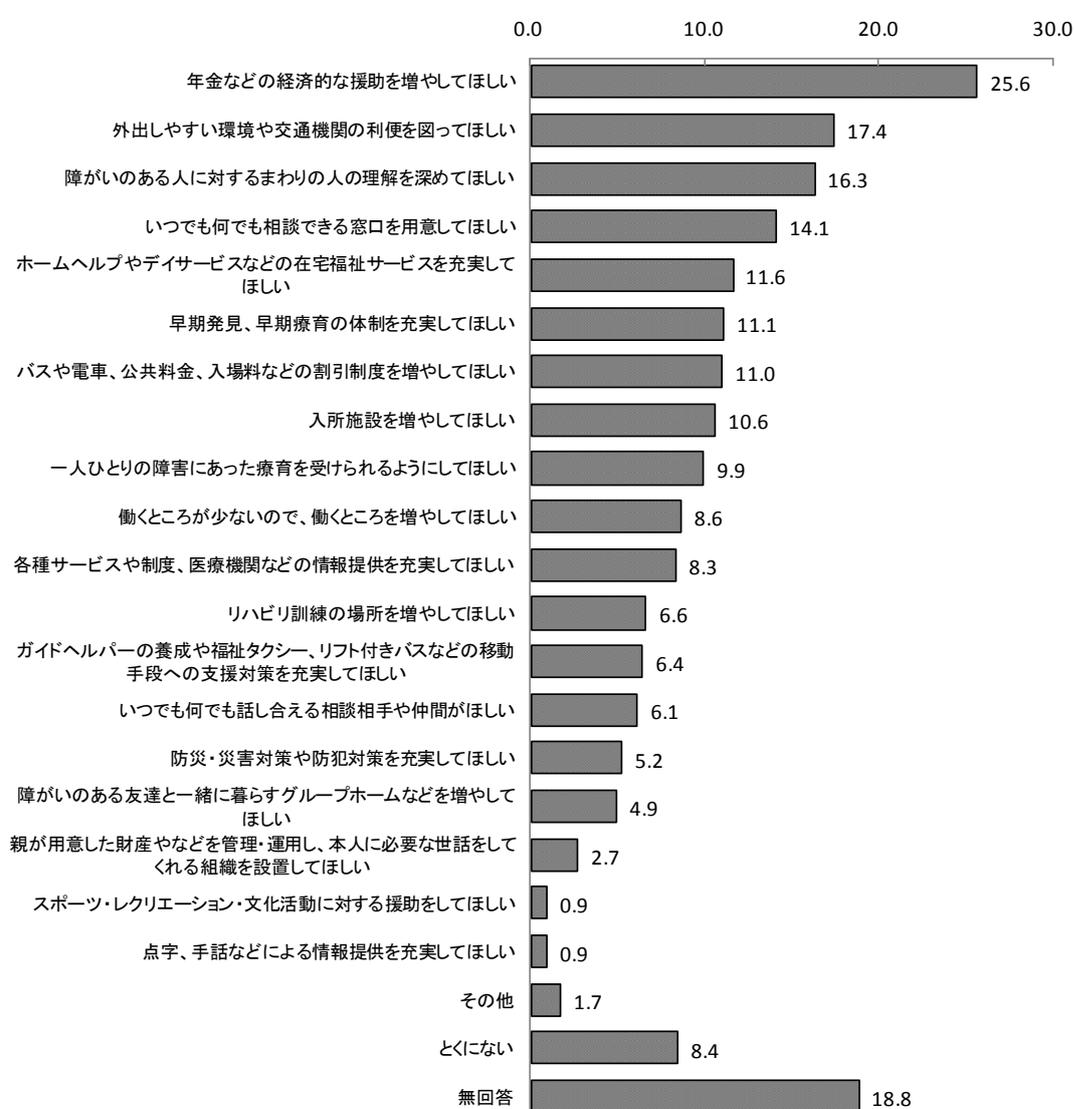
- ◆ 障がいへの差別や偏見をどの場面で感じたことがあるかについては、全体では「特に経験はない」が41.4%と最も多く、次いで「地域での交流」（7.7%）、「公共交通機関を使用したとき」（5.3%）の順となっている。
- ◆ 年代別では、20歳未満は「学校関係」、20歳代～50歳代は「職場の中で」の割合が高くなっている。
- ◆ 障がい別では、知的障がいは「学校関係」、精神障がいは「就職のとき」の割合が高くなっている。



		全体 (件)	地域での交流	公共交通機関を利用したとき	各種行事に参加したとき	保健・医療機関	職場の中で	就職のとき	家族・親族関係	公共施設を利用したとき	商店・観光施設を利用したとき	学校関係	官公庁の窓口など	結婚のとき	賃貸住宅の契約時など	その他	特に経験はない	無回答
			7.7	6.3	5.3	5.2	5.0	4.9	4.4	3.9	3.9	3.0	2.6	1.4	1.1	2.4	41.4	29.8
全体	全体	1,152	7.7	6.3	5.3	5.2	5.0	4.9	4.4	3.9	3.9	3.0	2.6	1.4	1.1	2.4	41.4	29.8
年代別	20歳未満	50	16.0	6.0	18.0	4.0	0.0	4.0	8.0	6.0	4.0	36.0	2.0	0.0	0.0	0.0	26.0	14.0
	20歳代	27	22.2	22.2	11.1	18.5	25.9	18.5	14.8	11.1	11.1	14.8	7.4	0.0	7.4	7.4	29.6	7.4
	30歳代	59	13.6	10.2	11.9	5.1	15.3	20.3	6.8	6.8	8.5	8.5	3.4	3.4	0.0	5.1	33.9	13.6
	40歳代	67	13.4	10.4	3.0	9.0	19.4	17.9	10.4	4.5	10.4	4.5	4.5	1.5	3.0	4.5	28.4	14.9
	50歳代	89	10.1	7.9	11.2	10.1	14.6	13.5	12.4	3.4	7.9	1.1	1.1	4.5	3.4	2.2	31.5	18.0
	60歳代以上	829	5.5	5.2	3.5	4.0	1.7	1.4	2.4	3.4	2.3	0.4	2.3	1.1	0.6	2.1	45.8	34.5
障がい別	身体障がい	966	7.0	6.6	4.5	5.2	4.8	4.1	4.1	3.9	3.7	1.3	2.4	1.0	0.9	2.0	44.0	29.5
	知的障がい	83	14.5	6.0	14.5	4.8	4.8	7.2	4.8	4.8	8.4	21.7	1.2	0.0	0.0	4.8	28.9	20.5
	精神障がい	54	9.3	7.4	7.4	11.1	11.1	18.5	13.0	3.7	1.9	5.6	5.6	9.3	5.6	9.3	33.3	18.5

### 1.3 暮らしやすくなるために特に望むこと

- ◆ 暮らしやすくなるために特に望むことについては、全体では「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」が 25.6%と最も多く、次いで「外出しやすい環境や交通機関の利便を図ってほしい」（17.4%）、「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」（16.3%）の順となっている。
- ◆ 年代別では、「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」は 50 歳代の割合が高くなっている。また、20 歳代～40 歳代は「働くところが少ないので、働くところを増やしてほしい」の割合が高くなっている。
- ◆ 障がい別では、身体障がいは「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」、知的障がいは「働くところが少ないので、働くところを増やしてほしい」、精神障がいは「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」の割合が高くなっている。





---

## 6 用語解説

### あ行

#### インクルーシブ教育

障がいがあろうとなかろうと、あらゆる子どもが地域の学校に包み込まれ、必要な援助を提供されながら教育を受けること。障がいがあるからといって障がいのある子どもだけの特別の場で教育を受けるのではないということ。

#### NPO (Non Profit Organization)

民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして期待されている。

#### おもいやりキャンペーン

車いす用駐車区画についてのマナーアップに関する街頭啓発などを内容としたキャンペーン。

### か行

#### 学習障がい (LD=Learning Disorder)

全般的な知的発達に遅れはないが「話す」「読む」「書く」「計算する」「運動する」などの能力のうち、特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。「読字障がい」「書字障がい」「算数障がい」「協調運動障がい」等に分類されるが、いずれも親のしつけや本人の努力といった後天的な原因ではなく、脳機能のアンバランスさからくる先天的な要因が大きいと考えられている。

#### 亀山市交通バリアフリー構想

「市民と地域が育む安心・安全の人にやさしい亀山」を基本理念とし、重点的にバリアフリー化を推進する重点整備地区や、バリアフリー化のために実施すべき事業が盛り込まれた構想

#### 亀山市地域福祉計画

誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくために、さまざまな生活課題に地域全体できめ細かく取組む仕組みづくりや、福祉サービスを利用しやすい環境づくりなどを進めるために策定した計画。

#### 機能訓練

入所施設や病院を退所、退院した方、特別支援学校等を卒業した方などが地域での生活を送るため、身体的なりハビリテーション、身体機能の維持・回復などの支援を行うサービス。

---

## 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事などの介助を行う事業。

## グループホーム（共同生活援助）

障がいのある人が夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活における援助を行う施設。

## ケアホーム（共同生活介護）

障がいのある人が夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う施設。

## 権利擁護

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がいのある人等のために、援助者がその権利の擁護を行うこと。

## 高次脳機能障がい

交通事故等により頭部に強いショックが加わる脳外傷等により、記憶力、注意力、知能、情報処理能力などの低下が生じる脳機能の障がい。

## 更生医療・育成医療

身体上の障がいまたは現存する疾患を放置すれば、障がいを残すと認められる疾患で、確実な治療効果が期待できるものを対象として、必要な手術や治療などの医療費を公費で負担すること。指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割を支払う。ただし、所得に応じて上限が決められ負担が重くなりすぎないようにしている。

## 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

<b>さ行</b>
-----------

## 災害時要援護者

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。

## 在宅介護支援センター

社会福祉士や看護師などが常時待機し、寝たきりなどのお年寄りをかかえた家族のために、介護相談や福祉用具の展示・紹介などを行っている。24 時間体制で相談に応じている。

---

## 自閉症（小児自閉症・自閉性障がい）

①他人との社会的関係（コミュニケーション）の形成の困難さ ②言葉や想像力の発達の遅れ ③興味や関心が狭く、特定のものにこだわったり固執性を示す。④この①から③が生後 36 か月（3歳）までに発現しているものを自閉症（自閉性障がい）と診断する。そのうちで、知的機能に遅れのないものを特に高機能自閉症と名づけているが、これは便宜上の名称で正式な診断名ではない。またこの自閉症と、いわゆる自閉傾向や典型的ではないが自閉的な症状がある障がい（アスペルガー症候群、非定型自閉症、レット症候群等）をあわせて広汎性発達障がい（PDD）と呼ぶ。

## 社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。誰もが安心して楽しく暮せる「人にやさしい福祉のまちづくり」を進めるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら共に考え実行していく民間の社会福祉団体。民間組織としての「自主性」と広く住民の人達や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を合わせもっている。主な活動としては、在宅福祉サービスの実施、高齢者・障がいのある人・児童福祉活動、生活福祉資金の貸付け等がある。社会福祉協議会を略して“社協”という。

## 社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された福祉専門職の国家資格。身体上若しくは精神上的の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする。

## 重症心身障害児施設

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がいのある児童(人)が入所し、治療及び日常生活の指導を受ける施設。

## 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

## 重度障害者等包括支援

常時介護を有し、その介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

## 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

## 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づいて働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

---

## 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上や維持のために必要な訓練を行う。

## 手話通訳者

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う者。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

## 授産施設（入所・通所）

雇用されることが困難な障がいのある人が入所または通所して、必要な訓練や職業の提供を受け、自活できるようにする施設。

## 小規模作業所

在宅の障がいのある人が作業をしたり、日常生活の支援を受けたりできる、身近な地域のある小規模の作業所のこと。法定外の施設で、障がいのある人や家族、職員を始めとする関係者の共同の事業として地域の中で生まれ、運営されている。「共同作業所」「福祉作業所」などの名称でも呼ばれる。

## ショートステイ（短期入所）

障がいのある人の介護を行う人が病気その他の理由により居宅での介護を行うことができない場合に、障がいのある人を短期間、施設等で預かり、入浴、排せつ、食事などの必要なサービス等を提供する。

## ジョブコーチ（職場適応援助者）

障がいのある人が職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫、作業指導の方法などを助言するとともに、通勤時、就労時などのサポートをする。

## 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

## 自立生活

様々な面で他人に依存しなければならない重度の障がいのある人が、自己決定に基づいて、地域社会の中で各種の福祉サービスや制度を活用しながら、主体的な生活を営むこと。

## 身体障がい者相談員

身体障害者福祉法に基づき、身体障がい者の福祉の増進を図るため、地域の身体障がい者の相談に応じ、必要な指導、助言を行うほか、関係機関や関係団体等と連携をとり、援護思想の普及に努める相談員。

---

## 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい ②聴覚または平衡機能の障がい ③音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい ④肢体不自由 ⑤内部機能障がい（心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸または小腸の機能障がい）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

## 心身障害児通園事業施設

心身に障がいのある児童が通園し、日常生活習慣の習得や集団生活への適応訓練を受ける施設。

## ストマ

人工肛門、人口膀胱。また、人工肛門保有者、人口膀胱保有者のことを「オストメイト」という。

## 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

## 生活訓練

入所施設、病院を退所、退院した方、特別支援学校等を卒業した方などが地域での生活を送るため、生活能力の維持・向上などの支援を行うサービス。

## 生活習慣病

がん、脳血管障がい、心臓疾患、高血圧症、糖尿病など、食習慣、運動習慣、休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群。平成9年に厚生省（当時）によって提唱された。従来の「成人病」という一連の疾患群を示す言葉に代わる名称。

## 精神障害者通院医療費公費負担制度

精神障がい者の通院医療を促進し、かつ適正医療を普及させるため、都道府県がその医療に関する費用を公費で負担する制度。

## 精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付される手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証する。精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。

## 成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）の財産や権利を保護するための制度。

---

## た行

### 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

### 地域生活移行

施設に入所している障がいのある人が、施設を出て、一般の住宅やグループホームなど地域社会の中で必要な支援を受けながら生活すること。

### 地域自立支援協議会

相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置するもの。主な機能として、関係機関の連携・ネットワーク化、相談支援事業者の委託の検討、社会資源の開発などが挙げられる。障害者自立支援法にともなって制度化された。

### 地域包括支援センター

地域の高齢者の心と身体の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助を包括的に行う中核機関として、市町村が設置する。介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメントを担う。

### 注意欠陥／多動性障がい（AD／HD＝Attention Deficit /Hyperactive Disorder）

衝動性や注意力をコントロールすることや、自身の動きを統制することについて、その年齢や発達段階からすると著しく逸脱している状態を示す診断名。勉強や仕事などに細かい注意を払うことが苦手で、注意の持続が難しい、順番を待つことやじっと座っていることが苦手、といった特徴が見られる。保護者の愛情不足やしつけの問題あるいは本人の努力不足に原因を求められることが多いが、そうではなく基本的に先天的な脳機能の障がいと疑われる場合の診断名である。

### 通院医療費公費負担制度

精神障がい者の通院医療を促進し、かつ適正医療を普及させるため、都道府県がその医療に関する費用を公費で負担する制度。

### 通所授産施設

一般就労が困難な障がいのある人が通所し、必要な訓練を行うとともに、福祉的就労の場として、自立に必要な支援等を受ける施設のこと。身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の各授産施設がある。

### デイサービス

在宅の障がいのある人に対して、地域の福祉施設等において機能回復訓練、入浴、食事などを提供するサービス。日帰り介護。

## 特定疾患

難病のうち、難治度、重症度が高く、さらに患者数が少ない 45 の疾患。これらについて、「特定疾患治療研究事業」を行い、研究の推進と治療の確立・普及を図り、併せて医療費の給付により患者の負担を軽減している。

## 特別支援学級

「普通学級」に対する言葉。心身に障がいなどのある児童に対し、普通学級の内容に準ずる教育を行いながら、あわせて専門的な知識・技術を持った教員のもと、障がいなどを補うために必要な知識、技能を授けることを目的とする学級。

## 特別支援教育

いわゆる軽度発達障がい〔学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能広汎性発達障がい（HFPDD）等〕は、もちろんのこと、様々な個別支援の必要な児童生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行い、将来的には児童生徒の自立や社会参加の質を高めるための教育制度を示す。

## な行

### 内部障がい者

人体の内部の器官に障がいがあり、身体障害者福祉法などで障がいと認定されている者。心臓機能障がい、呼吸器機能障がい、腎臓機能障がい、膀胱直腸機能障がい、小腸機能障がいがある。

### 難病

国の「難病対策要綱」によると、①原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病、と定義されている。

### 日常生活用具

重度の障がいのある人（児童）や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用のタイプライター・電磁調理器・点字図書や難聴障がい者用ファックス・文字放送デコーダー、肢体不自由者および難病患者用ベッド・入浴補助用具・スロープなどがある。

### 日常生活用具の給付

在宅の重度の障がいのある人に対し、浴槽等を給付することによって障がいのある人の日常生活を容易なものとし、介護者の負担の軽減を図る制度。

---

## ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、誰もの個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

<b>は行</b>
-----------

### 発達障がい

発達障害者支援法では、広汎性発達障がい（PDD）（自閉症、アスペルガー症候群等）学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（AD／HD）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。

### バリアフリー

「障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリーFree）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去」という意味でも用いる。

### ハートトゥユーキャンペーン

車いす駐車場を必要としない人が、「停めません」と宣言するステッカーを車の後部ガラスに等に貼付して、啓発の輪を広げていく市民運動。

### ピアカウンセリング

障がいのある人が自らの体験等に基づいて、同じ仲間である他の障がいのある人の相談に応じ、自立に向けた支援を行うこと。

### 福祉的就労

一般企業などでの就労が困難な障がいのある人が、各種授産施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

### 福祉避難所

自宅や避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする方を一時的に受け入れ保護する施設をいう。

### 福祉有償運送

NPO等が自家用自動車を使用して、障がい者、要介護者の移送を行う、「自家用自動車有償運送」の一つ。

### 放課後等デイサービス

放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある子の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う事業。

## ホームヘルパー(居宅介護従業者)

障がいのある人の家庭等におもむき、入浴等の介護、家事援助等の日常生活を営むのに必要なサービスを提供する人。

## 補装具

身体障がい者(児)の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用の白杖・義眼・点字器、聴覚障がい者用の補聴器、音声・言語機能障がい者用の人工咽頭、肢体不自由者用の車いす・義手・義足などがある。

## ボランティア

社会福祉において、個人の意志により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。

## ま行

### 民間活用市営住宅事業

事業者(共同住宅の所有者)が所有する、一定の基準に適合した既存の民間共同住宅を、亀山市が10年間(最長20年間)借り上げ、住宅確保要配慮者に対し、低廉な家賃で市営住宅として転貸するもの。

### 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地区内の生活に困っている人や、障がいのある人、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な助言、指導を行う。

## や行

### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、始めからできるだけ全ての人々が利用しやすい、全ての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

### 要約筆記

聴覚に障がいがある人に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは書くよりも数倍早く、全てを書くことは不可能なため、話の内容を要約して伝えるもの。

## ら行

### ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期など、人生の様々な過程における生活史上の各段階のこと。

---

### 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

### 療育指導

心身に障がいのある児童又は機能障がいを招来するおそれのある児童を早期に発見し、早期に適切な治療上の指導をして、その障がいの治癒または軽減を図るために必要な指導のこと。

### 療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において「知的障がい」と判定された人に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障がいの程度により、区分している。



---

亀山市障がい者福祉計画  
平成 24 年 3 月

発行 亀山市

編集 健康福祉部 高齢障がい支援室

〒519-0164 亀山市羽若町 545 番地

TEL (0595) 84-3313

FAX (0595) 82-8180

E-MAIL [koureishougai@city.kameyama.mie.jp](mailto:koureishougai@city.kameyama.mie.jp)

---